

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和2年1月20日(月) 10:10~14:00

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】 (26名)

小野寺隆夫 佐藤郁夫 小野優 及川春樹 千葉和彦 高橋晋 小野寺満 高橋浩
千葉康弘 瀬川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 菅原圭子 菅原由和 飯坂一也
高橋政一 加藤清 阿部加代子 中西秀俊 菅原明 小野寺重 藤田慶則 今野裕文
渡辺忠 及川善男

【欠席議員】 (0名)

【出席者】 小沢市長、及川副議長、田面木教育長、新田総務企画部長
千田教育部長、千田教育総務課長、千葉学校教育課主幹、菊池教育総務課課長補佐
浦川総務課長、折笠総務課課長補佐
菊地元気戦略室長、村上行政経営室主幹、及川商業観光課長、鈴木歴史遺産課長、
佐藤元気戦略室副主幹
千葉都市整備部長、古山都市計画課長、山路都市計画課課長補佐
瀬川議会事務局長 桂田議会事務局次長 千田議会事務局議事調査係長

~~~~~

## 【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議

### (1) 説明事項

- 令和2年度の学校給食費の改定について
- シックスクール症候群等発症児童の支援について
- ICT教育環境整備について
- 会計年度任用職員制度の概要と移行準備について
- 指定管理者候補者について
- 第2次奥州市子どもの権利に関する推進計画(案)について
- 民法改正に伴う奥州市市営住宅入居者に求める連帯保証人の極度額設定について

### (2) 報告事項

岩手県市議会議長会定期総会(1/16~1/17) 報告者：佐藤郁夫 副議長

- 4 そ の 他
- 5 閉 会

~~~~~

【概 要】

- 1 開会 (略)
- 2 挨拶 (略)

3 協議

(1) 説明事項

(小野寺議長) それでは早速協議に入らせていただきます。(1)説明事項、令和2年度の学校給食費の改定について、当局から説明をお願いします。千田教育部長。

(千田教育部長) 奥州市の学校給食費につきましては、平成20年度に市内の給食費を統一して以降、改定を実施せずに維持して参りました。一方では、平成27年度から改定に向けた調査、検討を行ってきております。今般、これらの結果を踏まえまして、令和2年度から給食提供回数と給食費の改定を行うことといたしました。

なお、検討、協議の経過、改定の詳細につきましては、資料に基づきまして、学校教育課の千葉主幹から説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

(小野寺議長) 千葉学校教育課主幹。

(千葉学校教育課主幹) それでは私の方から、事前にお配りしておりました資料に基づきましてご説明を申し上げます。

学校給食費の改定につきまして、奥州市の学校給食費は、市町村合併後の平成20年度に市内の給食費を統一して以降、改定を行わず据え置きをしてきたところでございます。これまで、消費税率の引上げや、主食や牛乳など給食用食材価格の上昇が続く中、給食提供回数の調整により給食費を据え置いてきたところでございますが、現状の給食費では、地場産物の使用や必要な栄養価等を満たした給食の提供が困難となったため、令和2年度から学校給食費を改定しようとするものでございます。

まず、これまでの経過でございますが、1、改定までの検討と協議経過でございます。平成20年以来改定してこなかったことから、現場からはなかなか食材の高騰への対応が難しい。また、県内の給食調査におきまして、奥州市が、提供日数が一番少ないという実態調査等の結果が出たことから、平成27年度学校給食に係る保護者アンケートを実施しまして、その実態意向等を確認し、検討をスタートさせたところでございます。

27年度の結果を受けまして、28年度から30年度にかけまして、県内各市町村の改定状況や物価高騰の状況、また、改定方針の内部協議を進めてきたところでございます。

そして本年度、令和元年度に入りまして、改定方針がまとまったことから、9月に第2回奥州市学校給食運営協議会におきまして、まずは提供回数を増やす内容についてご提案を申し上げまして、この内容についてはご了承をいただいたところでございます。ただし、この協議会におきましては、全員賛成とはならず、議員の方から、給食の1食単価も見直さなければ、適正な給食提供ができないという付帯意見をつけられての承認でございましたので、これを受けまして、以降の進捗に進んだところでございます。

給食の提供回数については、この通り了承いただきましたので、11月に学校給食提供回数を決定したところでございます。あわせて、1食単価の見直し協議のために、12月に入りまして、第3回の運営協議会におきまして、1食単価の改定について協議し、この部分については、出席委員全会一致で原案了承をいただいたところでございます。

この内容を受けまして、教育委員会議、最終的には市長決裁を受けまして、学校給食費の決定をした進捗を進めたところでございます。

2番、決定内容でございます。まず、学校給食の提供日数でございますが、令和2年度から給食の供給日数を8日追加するという事で決定いたしました。小学校は現行の165日から173日へ、中学校は現行の159日から167日に増やすという決定でございます。

次に学校給食費ですが、令和2年度の1食当たりの給食単価につきましては、牛乳1本当たりの単価契約の上昇分である12.5円、端数切り上げた13円の増の改定をさせていただきたいという提案でご了承いただきました。

2ページをご覧ください。その改定の状況を表にまとめたものでございます。現在の1食単価の構成内容でございますが、お米、そして単価契約している牛乳、その他材料というのはお気づきの部分でございます。これらの構成で、小学校については現在254円、中学校は299円とい

う1食単価になってございます。

これを検討の際に、平成20年度から令和元年度までの物価上昇をそのままストレートに反映した場合については、米価、牛乳の単価、食材費とも上がってございますので、小学校では36円の引き上げ、中学校では41円の引き上げが必要だという数字が出ておりました。

しかしながら、その下の部分ですが、この改定金額をそのまま反映させますと、小学校で年間8,270円の増、中学校で年間9,180円の増ということで、保護者の負担が大きいことから、今回の改定は、牛乳単価の上昇分としたところでございます。これは、牛乳につきましては、牛乳協会で契約した統一のものを仕入れてございますので、奥州市単独でこの価格を調整する、コントロールができないことから、牛乳単価分を引き上げさせていただき、残りのおかず等については、引き続き工夫をしながら全体の上昇率は、今後、引き続き検討することとしたものでございます。

最終的に決定した給食費の確定表が、その下のところでございます。小学校につきましては現在の165日を173日に、提供回数は8日の増、年間金額としまして4万6,100円、これまでと比較して4,200円の増であります。中学校につきましても、提供回数8日間の増で167回、年間で5万2,100円、これまでと比較して年間4,500円の増ということで決定をしたところでございます。

最後に3番、令和3年度以降の改定に向けた取組みでございます。今回の学校給食費の改定に伴う家計負担感の実態調査につきましては、今後、保護者へのアンケート調査を実施し、確認することといたします。あわせて、消費税率引上げによる運搬経費等、食材費へのはね返りの影響等の確認を行いながら、1食単価が改定の必要性の有無につきましては、調査分析をしながら検討を進めて参りたいというものでございます。

以上、説明を終わります。

(小野寺議長) ただいま説明ありました件について、ご質問等ありましたらお願いします。19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 19番、阿部です。今回の値上げですけれども、牛乳の単価分のみということですが、回数を増やしていただいただけということで、大変よかったなというふうに思います。お弁当の日が多いですというようなクレームもありましたので、回数が増えるということだということに思うのですけれども、牛乳の単価分のみで日数が増えた分、食材費が賄えるのかなとちょっと心配がございまして。全国的にも食材費を上げないでやってきておりますと、給食が美味しくないというようなことも話題になっておまして、ちょっと心配な部分がありますけれども、これから実態調査をされるということですので、そこをしっかりと見極めていただければなというふうには思います。

あと、若干上がるわけですけれども、未納の対策はどのように考えられているのかお伺いします。現状でも未納があるわけでありまして、要保護、準要保護のお子様に関しましては大丈夫なわけですけれども、それ以外のところの未納対策につきましてはどのようにお考えでしょうか。

(小野寺議長) 千葉学校教育課主幹。

(千葉学校教育課主幹) 2点ご質問をいただきました。まず、今回、牛乳分だけの引上げで十分かということも含めてのご質問だったかと思うのですが、全国的に給食費のカロリーが基準を満たしていないということでニュースにもなりましたし、保健所から指摘を受けた自治体もあるというふうに聞いてございまして、当市におきましても学校現場で調理している栄養士、栄養教員の方々から、やはりかなり厳しいというご意見をこの間ずっといただいております。

保健所から指摘されるような実態はありませんでしたが、本当に苦労した中で食材選び、栄養価等の確保をしていただいたのですが、やはり、今回、第2回の運営協議会で、これまで給食提供回数が岩手県内で一番少なかった。奥州市は、これは何とか改善したいということで、8回増やすということは全会で了承いただいたのですが、回数が増えた分の給食費を見直さないと、ますます一食単価が下がって、それは困難ですという意見をいただきまして、引上げについても検討させていただいたところでございます。

今回、現場からは、当初1円でもいいから上げてくれという意見切実なものがございまして、ただし、保護者の負担も先ほど言いましたようにかなり大きいので、バランスを取った中で決定させていただいたという経過がございます。まず、牛乳分の13円を引き上げれば、様々地元の食材の工夫をして、カロリー確保をできるのではないかということで決定させていただきましたし、現在、農協ですとか、市の農政部局の応援をいただいて、地元の米を入れるための補助金ですとか、地元の食材、牛肉等を使うための補助金を入れておりますので、そういう中で、まず、来年度はいけるのではないかという判断をさせていただきました。

いずれ、消費税の引上げ分を見込んで改定している自治体もあるとは聞いておりますが、まだその部分ははっきりしていませんので、来年度分析して、その対応を検討したいと考えているところでございます。

二つ目の未納対策でございますが、議員ご指摘の通り、生活保護、要保護、準要保護の方については、個別に滞納があった場合に相談をし、また、申請されてない方は該当するかどうか指導しながら、審査をしているところでございます。

また、該当になってない方の給食費の滞納もあるわけですが、これまでの取組みで年々減らしてはきてございます。その場合は、個別に所得状況、例えば、ボーナス等一時的に所得が上がる月にまとめて分割して払っていただくとか、世帯の状況に応じながら、個別に対応して収納対策をとっておりますので、ここも引き続き適正な保護、各世帯の状況を確認しながら丁寧な滞納対策を進めて参りたいと考えております。

(小野寺議長) 12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員) 12番、廣野富男です。1点だけ。今回の牛乳の値上げということなのですが、これによって新たな市の財源負担が発生するのかどうか、ちょっと確認したいと思います。今の説明ですと、食材費については、農協等に、農産物提供に若干の補助を出したので、その中でやりくりするというふうにも聞き取れたのですが、新たな市の負担は発生しないという理解でいいのか。さらに、補助金を幾らか上積みをして、不足分を補うという考え方なのか、その点についてお伺いをいたします。

(小野寺議長) 千葉学校教育課主幹。

(千葉学校教育課主幹) お答えをいたします。まず、学校給食法に基づきまして、市が負担すべき給食事業の経費と保護者等が負担すべき経費の負担というのは決められておりますので、それに基づいて今回も決定させていただいております。結論といたしまして、新たな市の負担は生じない、予算においては生じないということでございまして、今回、保護者からいただきます給食費は、すべて給食に係る直接の食材費等に充てるという増額をさせていただくということでございますし、これまでも応援いただいております各市農協からの食材購入補助事業については、来年度につきましても応援いただけるものとして給食運営を考えているところでございます。

繰り返しになりますが、新たな市の負担は伴わないということで計画をしております。以上でございます。

(小野寺議長) 25番、今野裕文議員。

(今野裕文議員) お話を聞いて、大分努力されていることはよくわかります。ただ、子どもの貧困の問題が話題になって、給食費の義務教育との関係で無償化の流れもある中で、引上げを市で持つという検討も、私はあっていいのではないかというふうに思うのですが、その点お尋ねをいたします。総額でどのくらいの負担になるのかなど。

(小野寺議長) 千葉学校教育課主幹。

(千葉学校教育課主幹) お答えいたします。これまでの議会の中におきましても、学校給食の無償化、負担の軽減というご質問いただき、教育委員会といたしましても検討し、他の自治体の状況等も調査確認したところでございますが、まず、県内におきまして市部レベルで給食費の無償化というのは、やはりなかなか難しいというところで、各自治体においても検討レベルだというふうに承知をしております。

今回におきましても、できるだけ軽減できないかという部分で、無償化も検討はいたしまし

たが、やはりそのためには、約4億円を超える自主財源が必要でございますので、今すぐというのはかなり厳しいというところでございます。

あわせて、先ほどの廣野議員の質問にも関連するのですが、学校給食法に基づきまして市が負担すべき経費の中に、給食施設の整備、修繕、あとは運営のための人件費、これは責任を持って市の税金で対応するということになっていまして、今後、それらに回さなければならぬ財源も多くございますので、今回につきましては、できるだけ保護者負担を抑えるという考え方はありますが、一部引上げをさせていただいたということでございます。

いずれ保護者負担が過剰にならないように、今後とも、消費税の影響も勘案しながら検討させていただきたいと思っておりますので、現時点での無償化は、なかなか厳しいという状況であるというお答えでございます。以上でございます。

(小野寺議長) 今野裕文議員。

(今野裕文議員) 4億円というのは全額のことでしょうか、4,200円と4,500円で計算した場合にどのくらいなるのですか。私は、一気に全部できなくても、一定の方向としてそういう方向性を示していくことも必要かなというふうに思うのですが、その点、再度お尋ねいたします。

(小野寺議長) 千葉学校教育課主幹。

(千葉学校教育課主幹) 今回の給食費の改定に基づきまして、来年度の予算要求に係ります給食費の歳入予算は、約5,000万円程度増えるというふうに考えております。ただ、その中には一部給食センター職員や教員の分もございまして、実際の生徒分となればもう少し下がります。いずれ、5,000万円分の新たに発生する経費を市の独自で補助するという部分につきましても、先ほどの繰り返しになりますが、学校給食事業を安定的に運営していくための施設整備や職員人件費を見ますと、なかなかこの5,000万円という額も厳しいものだなという判断を今回はさせていただいたという状況でございます。以上でございます。

(小野寺議長) 22番、菅原明議員。

(菅原明議員) 単純な質問ですけれども、1点お伺いします。平成20年度に給食費を統一したと。それ以来、統一してこなかったということでございますけれども、私たちの学校の方を見ていると、小学校も中学校も生徒数がかかり減ってきている中において、何としてもやっぱり給食費を上げなければならないのかという単純な疑問が出てきたわけなのですけれども、今現在、当初に比べて、給食を食べている生徒さんたちがどれぐらいの差が出てきているものなのか、私は、そんなに子どもが少なくなってきた中に、あまり給食費についての負担っていうのは、逆になってくるのかなあって思っていました、その辺についてのお考え、お伺いしたいと思います。

(小野寺議長) 千葉学校教育課主幹。

(千葉学校教育課主幹) ただいまのご質問は、児童生徒数が減ってきているので給食費の歳出額等が下がっているのではないかと、という趣旨でよろしいでしょうか。確かに、児童生徒が減ってございますので、給食事業に係る市の歳出については、減ってきている部分もありますが、先ほど来申し上げている通り、1食当たりいくらという単価で、生徒数に基づいて給食いただいておりますので、歳入自体も減っているということでございます。1点としては、

あとは、各給食施設が老朽化してございますので、児童生徒の減少にもかかわらず様々な施設を修繕したり、建て直したり、そういう経費は一方で上がってございますので、一概に給食事業経費が下がっているという状況ではないということで、今後、先日ご説明しました南学校給食センター事業もあるように、逆にこれから給食事業については、大きな財源が必要になってくるという状況でありますので、繰り返しになりますが、給食費の補助までというのは、なかなか現在厳しい状況であるという分析をしているところでございます。以上でございます。

(小野寺議長) 菅原明議員。

(菅原明議員) お話されていることは、ちょっと理解もしますけれども、今回の給食費の値上げをしなければならないというのが消費税等も上がった関係で、やっぱり食材を仕入れるのにはかなり厳しいものがあるというような意味での値上げということかなと思っていましたけれども、それにしても、新しい給食センターの建設云々も、これからまた必ず進めていかなければ

ならない事業ですけれども、今子どもたちが食べている給食費を8日間増やすというのはわかりますけれども、そんなに上げなければならないのかなっていうそういう単純な気持ちもありましたので、もう少しわかりやすく説明していただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

(小野寺議長) 千葉学校教育課主幹。

(千葉学校教育課主幹) 1食単価を引き上げなければならない大きな理由は、いずれ食材が平成20年以来、物価上昇してございまして、高くなっているということでございます。今回の改定は、消費税増税分の影響は見込んでおりません。実際に20年から今年度までに上がった額を分析したところ、単価契約の牛乳でも、一本当たり13円近く上がっていると、その差額は、何とも現場のメニュー、献立を作る先生方のコントロールはできない部分でございまして、結果として、今までは給食の日数を減らしたり、本当はもっとフルーツですとか、地元の食材を使いたかったんだけど、その辺を、価格の安い違うものに代替して、カロリー、栄養価については、保健所の基準をクリアできるようにという工夫をしてきたんですが、その工夫も限界だという部分で、最低限の引き上げをお願いしたい、そういう議論の中でやむを得ないだろうというご決定をいただいたものでありますので、当然現在も、現場におきましてはできるだけ安く効率のいい中で、いいものを出したいという努力をいただいておりますので、これは今までの平成20年からこれまでの価格が上がっている部分を幾らかでも引き上げさせていただきたいという調整分でございますので、ご理解をいただき、ご協力いただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

(小野寺議長) 他にございませんか。26番渡辺忠議員。

(渡辺忠議員) ちょっと1点だけお尋ねしたいんですけども。今回の給食費の値上げで、各家庭に、周知の仕方はどのような形でやられたのか。いずれ値上げ若干ながら値上げはすることになったのですから、いずれ各家庭に周知徹底はされたと思いますが、その方法はどのような形でされているのか、その点をひとつお聞かせいただきたい。

それから、就学援助制度がありますよね。要するにこういう値上げの時には就学援助制度が活用されるものとされる家庭もあると思いますので、その辺の流れがどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと。

(小野寺議長) 千葉学校教育課主幹。

(千葉学校教育課主幹) お答えをいたします。学校給食費の決定は、つい先頃決定したものでございますので、各保護者への周知通知はこれからでございます。規定によりまして、市で給食費が決定した際は、教育委員会から各学校長を通じてお知らせをするということになっておりますので、通知はこれからでございます。

その際に、運営協議会等の中でもご意見があったのですが、保護者の方々が給食そのものの、給食費の仕組みもわかっていないのではないかというご意見もありましたので、今言いましたように、回数ですとか単価、また、各方面から給食に、保護者の給食以外にいろんな補助協力もいただいて運営しているんだよというような内容も入れながら、保護者の方へお知らせをしたいというのが1点でございますし、あわせて、就学援助、給食費を納めるのが大変な場合については、制度がありますので、教育委員会、学校へご相談してくださいという内容も付け加えて、各世帯へ周知するという予定にしております。以上でございます。

(小野寺議長) 渡辺忠議員。

(渡辺忠議員) そうしますと、通知はこれからという解釈でよろしいですね。ただやはり、昼食にしる、教材ともいろいろかかるわけでございますので、やはりもう少し事前の調査、アンケート調査もおそらく、今までやってくれた経緯があると思います。やはり節目節目で、こういうふうに若干ながらも値上げは値上げでありますので、支払う家庭から見れば、子どもさんのためだということで、親御さんたちは、いろいろ話はされていると思いますが、もう少し、やはりこれからいろんな値上げのケースが出てくると思います。もう少し各家庭との、この値上げについての事前の調査、あるいは説明会、それはもう少しやってから値上げの話も出していくべきなのかなと思います。

全国的に見ますと、この就学支援制度、あまり、周知徹底されているような感じがするよう
な話も聞いておりますので、当市では、少しその辺をPRしながら、子どもさんたちの教育に
支障ないような形で、最善の努力をすべきだと思いますので、今後の進め方、取組みについて、
再度お聞かせいただきたいと思います。

(小野寺隆夫議長) 千葉学校教育課主幹。

(千葉学校教育課主幹) はい、ありがとうございます。いずれこの検討に際しましては、27年か
ら長い時間をかけて、じっくりといたしますが、検討させていただいた経過がございますし、先
ほど申しました通り、この間、この間保護者、学校も含めたアンケート調査、また、運営協議
会については毎年度、PTA、各小学校中学校の代表の方にも入っていただいて、実際、現場
の実情、保護者の実情をお聞きしながら進めてきたという経過がございますが、就学援助制度
等も含めて、個別にその制度内容が、各世帯に行き渡り、また、我々が出す通知は、なかなか
読んでもらってない部分も多いかと思っておりますので、わかりやすく、全員が目を通していただく
ような工夫もしながら、周知して、給食費の、納めるのが大変な世帯に教育委員会としても、
より沿えるように、丁寧に対応して参りたいと思います。以上でございます。

(渡辺忠議員) 了解しました。

(小野寺議長) 11番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 11番、千葉敦です。今後の影響等についても調査するということですが、27年度
の調査は小4と中2の保護者、あとは学校とありますけど、この範囲をやはりもう少し広くす
べきではないかなと思っておりますが、その辺については、どのようにお考えでしょうか。

(小野寺議長) 千葉学校教育課主幹。

(千葉学校教育課主幹) お答えいたします。詳しい実態調査の方法はまだまとめてございませ
んが、いずれ生徒数が多い中にも多くの意見を拾う必要があると思っておりますので、調査対象
者を拡大しながら、保護者の実態を十分把握するように努めて参りたいと思います。

(小野寺議長) 千葉敦議員。

(千葉敦議員) これ、給食に特化したという調査なのかそれともその他の教育費の調整も兼ねる
ということなのか。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

(小野寺議長) 千葉学校教育課主幹。

(千葉学校教育課主幹) お答えいたします。27年度のアンケート調査自体は給食に特化したアン
ケートでございましたので、その追跡調査という位置付けですので現時点におきましては、今
回改定なった給食費に対する保護者の実態調査を考えているところでございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。無いようでございますので、の令和2年度学校給食費の
改定については以上とさせていただきます。

暫時休憩します。

再開します。続きましてのシックスクール症候群と発症児童の支援について。当局から説
明をお願いします。千田教育部長。

(千田教育部長) 平成22年の胆沢第一小学校における工事を起因として、シックスクール症候群
又は化学物質過敏症を発症した児童の保護者を対象に、奥州市シックスクール症候群等療養費
等助成金交付要綱を制定して、その療養費や交通費などに対して助成を行って参りました。

昨年12月、保護者の経済的な負担の軽減を図るため、この要綱において、治癒の定義と助成
金の対象とする期間の対象の改正を行ったところでございます。この要綱の改正につきまして、
資料に基づき、教育総務課の千田課長から説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いた
します。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) それでは、お手元タブレットのデータに基づいてご説明申し上げます。
シックスクール症候群等発症児童の支援について、奥州市胆沢第一小学校においてシックス
スクール症候群又は化学物質過敏症を発症した児童の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、
当該疾病の治療に要する療養費、交通費等に対して行っている療養費等助成金について、初診
の日から10年を経過しても、治癒に至らない発症児童が見込まれることから、初診の日から10

年限りとしていた助成金の対象期間を、発症児童が学校等に在学している間は、助成の対象とする期間とするよう改め、もって保護者の経済的な負担の軽減を図ります。

支援対象でございます。令和元年12月末現在、5名の方がいらっしゃいます。初診の日から10年を経過する日が令和2年3月4日の発症児童として、大学4年生ですが、2年生、1名。

初診の日から10年を経過する日が令和2年4月20日の発症児童、大学4年生、1年生ですが、1名。初診の日から10年を経過する日が令和2年8月4日の発症児童、専門学校2年生、1年生が2名、高等学校1年生が1名。

関係要綱の改正です。奥州市シックスクール症候群等療養費等助成金交付金交付要綱の一部改正、施行日令和元年12月26日、改正概要でございます。「治癒の定義に規定する発症児童の初診の日から10年を経過した時」を削ったこと。助成金の対象とする期間を改めたこと。治癒までの期間内に次のいずれかに該当した場合は、該当した日の前日までの期間とするとして就職又は起業をした時、大学院に入学した時、学校教育法に基づく学校その他の教育施設及び市長が特に認める教育訓練施設に在学しなくなったとき。例ですが、進学した大学又は専門学校を途中で退学した時、これは留年、休学等は該当いたしませんとして、進学の実施を有し、かつ、学校等に在学していない期間が連続して2年を超えたとき、例としては、高校生が大学等へ進学のため2年を超えて浪人した時、2ページ以降は要綱の体裁で見え消しにより、改正内容を表した資料としてございます。内容については、今ご説明した内容と同一ですので、割愛させていただきます。なお、この改正の趣旨については、考え方の案の段階で、それぞれの保護者から概ね了解を得て整備を進めたものであることを申し上げたいと思います。以上でございます。

(小野寺議長) ただいまの説明についてご質問等ありましたらお願いいたします。12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員) 12番、廣野富男です。1点だけお願いをいたします。これまでの支援の総額とこの対象期間が延びたことによる新たな負担見込み額がおわかりでしたらば、お願いをいたします。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) これまでの経費でございますが、今年度についてはまだ確定してないので、平成22年度から平成30年度までの経費ということですが、トータル、シックススクール対策事業費といたしましては、100億5,800万ほどの累計額となっております。これにつきましては該当児童生徒に対する就学等のための支援をするための人件費が、大きい、割合を占めてございますが、シックススクール対策事業経費といたしましては、先ほど申し上げました通りの期間で、約5,800万ほどとなっております。

なお、これからの分ということの見込みでございますが、令和2年度から令和7年度までのこれからの見込みとしては、試算としては約540万ほど、その期間で、540万ほどの方を経費を見込んでございます。以上でございます。

(小野寺議長) 25番今野裕文議員。

(今野議員) 就学が終われば、あとは、一切ないっていうふうに考えているのかっていうのが一つとそれから、5人の方で症状それぞれ、別々だと思いますが、通常的生活をできる状態になるっていうふうに考えているのかどうかをお尋ねいたします。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) 2点ほどのご質問でございますが一括でご答弁申し上げたいと思います。まず5名の方々、現在補足しておりますが、それぞれの症状、現時点でお伺いしている症状からすれば、概ねその発育に合わせて或いは生活環境が、進学等も含めて変わったことによって、改善しているところを、まずは把握してございます。

特にもう1名の方が、ドクターの診断書では、寛解ということではなく、診断書にはなっていないんですが、全くそういう通常的生活、何ら変わりなくなっているというのがまずお一方ございます。それ以外の方々でも、進学等されて生活環境が変わられたというのもあるかと思いますが、全く症状がないということではないと伺っております。

ただ、その症状に合わせて自分で未然にマスクをしたりとか、自分でそういう場所に近づかないようにするとかという、自分で未然にコントロールするということの取り組みもあって、大きくは通常の生活ができています。特に学校に通うため、列車等を使つての通学されている方もいらっしゃると思いますが、これについても、特段の問題なく通われているということをご報告させていただきます。それを踏まえ、今後、就学今進んでない、いらっしゃる大学、専門学校、これの就学持って、就職等されれば支援の期間としては、一定の期間の満了ということによろしいのではないかと、説明をした上で、保護者から、それぞれの保護者から、了解をいただいた上で、このような整備とさせていただきますところでございます。以上でございます。

(小野寺議長) 今野裕文議員。

(今野裕文議員) 大体わかりました。酸素の吸入は基本的にもうなくなるというふうにしていいの、検診は多分、卒業も設けなきゃならないんだらうと思いますが、そういう状況だというふうには理解していいのですか。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) まず診断書を年度に1回は、ご協力いただいて提出いただいておりますが、そのドクターの方からは程度というのがありますが、寛解というような診断書はいただいております。それから、酸素の状態でございますが、先ほどの通りのご自身でコントロールされるにあたって、やはり何かこう心配されるような症状のために、やはり酸素を常備しておきたいというお子さんがいらっしゃるのも、またその通りでございます。ですので、その程度は、その状況によって変動はございますが、酸素については、今も使われている方がいらっしゃるという状況でございます。以上です。

(小野寺議長) 19番、阿部加代子議員

(阿部加代子議員) 回復に向かわれているということで大変よかったなというふうに思いますが、保護者の方に了解をいただいているということでの説明をいただきましたけれども、了解いただいたということで、何か文書等交わされたのか、それとも口頭での了解ということになっているのか、お伺いしたいというふうに思います。

良くなっているようではございますけれども、なかなか完治の難しい病気のようにございますので、その辺のあり方ということで、了解いただいたということではございますけれども、どういう了解だったのかお伺いしたいというふうに思います。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) ご了解をいただくまでに、お子さんの生活状況なり、それから症状を確認させていただくために、年に1度は必ず保護者様と対面で生活環境の変化とか、今後のお子様の進路の考え方とか、現状はどのような症状があるのかというのを、診断書を提出いただきながら、面談を重ねてきた経緯がございます。その上で、口頭により、今後のことも含めて、お話をした上での、今回の整備案についてご了解をいただいたというところでございます。ですので、文書をもって取り交わしをしたというものではないと。

なお、今後においても、同一に保護者との面談等は重ねながら行くというところを考えてございます。以上でございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。無いようでございますので、シックスクール症候群等発症児童の支援については、以上とさせていただきます。

ここで、午前11時10分まで休憩します。

再開いたします。ICT教育環境整備について、当局から説明をいただきます。千田教育部長。

(千田教育部長) 奥州市におきましては、令和2年度から完全実施される学習指導要領への対応を図るために、情報通信技術、英語の頭文字を取ってICTと表記しておりますけれども、このICT教育環境の整備に取り組んでおります。これらの整備、機器の配置、またその活用にあたっては、計画性を持って取り組んで参りましたが、一部導入機器において調達が困難となる事態が発生いたしましたことから、やむを得ず、その対応が必要と判断をしたものでござい

ます。

詳細につきましては、資料に基づき、教育総務課の千田課長からご説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) それではお手元のデータに基づいてご説明申し上げます。ICT教育環境整備について、令和元年度予算により進めているICT教育環境整備の一部が実施できない見込みとなったことからその内容について報告するものです。

1、実施できないこととなった経緯。パソコン等のCPU供給大手、シェア80%越えであるインテル社が、需要過多により、納期が遅れる旨を令和元年11月20日に発表し、富士通株式会社、日本電気株式会社等が、製造遅延や一時的な受注停止を発表しました。このことを踏まえ、当市が令和元年12月以降に実施を予定していたICT教育環境整備については、今年度内の必要な事務手続きができないものと判断し、来年度の整備とします。

ICT教育環境整備の内容でございます。大きく上段の緑の部分。これについては、今年度実施した内容でございます。下段ピンクが、来年度の整備と考えているものでございます。対象整備執行実績見込み、備考の順で、上からご説明申し上げます。まずは、すべての小中学校対象とした校内無線LAN整備でございます。これについては工事ということで、令和元年8月21日発注し、同年12月28日に完了をしてございます。

次に、小学校24校対象としたものでございますが、現状においては、平成26年度にノートパソコンを更新してございます。各学校1学級分という、2人に1台程度という内容で整備してございます。これを2in1パソコンへの更新ということで、総数560台、各学校1学級分、1人に1台ということで更新しており、更新を進めております。5年リースということで、契約は令和元年12月12日、リース開始は、令和2年3月25日からとしております。

なお2in1パソコンとは、ノート型パソコンとタブレット型パソコンの両方の使い方ができるモバイル端末のことでございます。

次にすべての小・中学校対象として、現状は、一部の普通教室に大型提示装置が配置なっております。整備といたしましては既存装置がない普通教室への大型提示装置の配置です。内容は、総数202台。これについても5年リースということで、契約については11月下旬を予定しており、開始は3月25日からということに進めております。配置内容といたしましては小学校141台、中学校61台という内容です。

次、来年度整備する内容として、ピンクの部分、上の方から、すべての中学校と小学校3校が対象となりますが、現状といたしましては、平成29年度にノートパソコンを更新した学校でございます。これにつきましては、タブレットの追加を予定してございました。総数としては387台、各校1学級分と1人1台という内容としております。これについても5年リースということで、令和2年5月中旬には契約を済ませ、9月を開始ということで進めたいと思います。

最後に、すべての小中学校を対象としている平成26年度に更新した公務用パソコンの更新。今回は、公務用支援システムを導入した形での更新ということで進めてございます。内容は、見込みとして730台。これにつきましてもリースということで、令和2年5月中旬をめどに契約を行い、11月からの開始ということで考えてございます。それまでの対応といたしましては、現状の公務用パソコンをリース延長して対応いたします。

なお、現在のリースを延長した上で、その後更新により新たなリースとするものですので、新年度の整備とすることで、特段の経費が新たに発生するものではないというふうに捉えてございます。最後の公務用パソコンについての補足説明をさせていただきます。公務用パソコンにつきましては、教員、先生方が、その教材の準備とか、関係するメールのやりとりを今までは使うパソコンを専属として使っておりましたが、支援システムというのは、それに成績処理とか、通学履歴とか、そういうのが一括で取り扱われるような、その支援をするシステムというのを、導入を考えているものでございます。以上補足をさせていただきます。

(小野寺議長) ただいま説明ありました件についてご質問等ございましたらお願いいたします。

1番、小野議員。

(小野優議員) 1番、小野です。まず、リース、新しい予定が今年の5月中旬からということでしたけどもこれは確実なところなのかっていうところと、それと公務用支援システムの導入が、現状そうするとどの学校ともまだ導入されていないということなのかどうか確認させてください。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) 今年の5月に調定調達するための取組みというところでございますが、12月の段階での状況、これについても関係するベンダーの方から情報収集して、見込みというところからすれば、5月中旬には可能ではないかということをもってご説明させていただいたところでございます。ただしマーケットにおける状況というのは、その時点における見込みというところでございます。

公務用パソコンについては、現時点においてはその支援システムがない状態で配置させていただいて、26年度に更新をした形で奥州市では、その先生方が使うパソコンということで、配備をさせていただいております。これを、今回は公務支援システムを導入した形での更新というところで、新たなシステム導入を含めた更新を取り組むということでございます。

(小野寺議長) 小野優議員。

(小野優議員) はい。そうしますと、その新しいタブレットなりパソコンがまだ届いていないという状況だということはわかりましたけども、それに伴って、例えば、学校の先生方の実際に使う上での研修等が遅れているのか、もしくはすでに研修だけは実施済みなのかということをお聞かせください。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) 職員先生方の研修についてのご質問ということで承りました。まず大きく今年度整備したものと、それから来年度整備するものというところからご説明させていただきますが、まず大きいところからすれば、児童のために使う今回更新した2 in 1について、これにつきましては、今時点、パソコン教室において、ノート型で先生方が授業に活用されておまして、その中で、そのアプリケーションソフトとしては既存にあったもの、これと同様、バージョンが上がりますが、基本同じようなものを2 in 1に持たせて、機動性を持たせた形での活用する、環境整備するというところでございますので、大きく先生方が改めて一から研修するというものではないというふうに捉えております。ですので、今回更新をしたがための特段の研修というのは、考えてございません。

ただ、どうしても先生からすれば、奥州市に、新たに異動される先生方もありますので、業者の方にはヘルプデスクということで、ご相談とかご質問の窓口はきちっと確保させていただく考えてございます。

なお、2番目のタブレットの追加、これについても、今ご説明した通りの基本的な考え方ですので、ヘルプデスクの常設というところにとどめたいと考えております。ただ、公務用支援システム、これについては新たに導入するものでございます。ですので、今の考え方からすれば、5月に契約し、相手側がはっきりした時点で、その導入前、例えばですが、夏休みを利用して先生方にそのシステムの内容を、触れる機会であれ、内容を確認いただく機会を現場の方と確認しながら、調整図っていきたいというふうに捉えてございます。以上です。

(小野寺議長) 19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 19番、阿部です。議決した予算に絡むものはないというふうな認識でよろしいのでしょうか。それから奥州市では、パソコン等の契約に関しては、しっかり結んでいただけれども、それができなくなったということなのではないでしょうか。もう少し説明をお願いします。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) 予算的なものからすれば、大きくは今年度内からリースを開始して執行しようと考えていた中学校の統合タブレットの追加分については、新たに今年度におけるその追加分の予算というところを執行しない形となります。

また、公務用パソコン、先生方が使うパソコンについては、2月でリース期間、今のリースが満了する予定でございましたが、それを2月から、本来であれば新たなもので考えていたも

のをそのままリースということで、引っ張って、新たな予算で対応するというので、特段の追加の予算は考えてございません。

また、そのパソコンの契約の関係でございますが、デバイスの調達につきましては、調達ということで、入札契約をさせていただいて、それをもってリース、5年リースにするためのリース会社とリースの契約ということの、含めた形での3者契約ということで、今まででも取り扱っておりましたし、今回もそのような形で進めてございます。

それからすれば、新年度にというものにつきましては、調達の入札には、まとまった台数のデバイスの調達について、納品が難しいというお話を受けての事務手続きができないという内容でございましたので、令和2年度に整備すると判断したのものについては、令和2年度から調達の契約、それからリースの契約ということで着手するという内容でございます。以上でございます。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 新たに契約をし直すということですか。すいません、理解が悪くて。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) すいません。説明が舌足らずで大変申しわけございません。今、リースを行っているものについては、例えば公務用パソコンからすれば、26年度にリースを開始して5年間満了が、令和2年の2月でございます。なので、これについては26年当時に契約を取り交わしてリースを5年ということで進めて参りました。リースが満了するというので、新たに物品っていいですか、その調達、その総額に対するリースの契約ということで新たに契約をして、それで物品を更新して、5年間リースを続けて参りたいという内容でございます。以上でございます。

(阿部加代子議員) 令和2年2月に切れるわけですから、その調達はそれ以前にしなければならぬのですよね。それをしてなかった、もしくはこれからする予定だったということなのですか。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) 大変失礼いたしました。今、ご質問受けた通りの内容でございますが、いずれ令和2年度にしたものについては、今現在は、契約をしておりません。本来、目的としては、12月中に契約を整えた上で、新たにその更新を、リースが終わるタイミングで続けようというふうに考えたのですが、12月の段階でその取組みができないということで判断しましたので、現時点で新たな契約を結んでございません。

それで、そういう経緯でございますので、今、リースで扱っているものについては、そのままリースを延長した形で、切れ目ない形で環境は整えているということでございます。以上です。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 2月でリースが切れるものを12月に契約をし直すというところで、何か遅かったんですか、その対応が。そういうことではないんですか。本来は、もう少し早く契約をして、引き続きリースなり更新をするということになるのではないかなというふうに思うのですけれども、その契約が遅かったということなんでしょうか。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) ご指摘からすれば、事務の着手が結果的に遅かったということになるんだと思います。ただ、教育委員会といたしましては、令和元年度の整備からすれば、LAN整備それから26年度のパソコン整備ということで、順次計画を持って進めておまして、12月の上旬で、公務用についても、十分整備が、整うという予定で進めておったのですが、11月20日のインテルのような発表については、それがわかっていたら、当然、ご指摘の通り早めるべきだったのですが、予定とすれば、計画通りの手配で十分間に合うということで進めてきたものでございます。

(小野寺議長) 17番、高橋政一議員。

(高橋政一議員) 確認を含めて何点か。まず小学校のパソコンの配置なのですが、当初2人に1

台だったけども、1人1台というふうなことで、これよかったなと思いますが、それでいいの
かどうかということ。

それから、令和2年度にすべての中学校と小学校3校、タブレットの追加ということなので
すが、タブレットというのは多分中学校なのでしょう。小学校は、2 in 1パソコンとかって
いうのをそのまま入れるということに多分なるんだらうと思うのですが、それでいいのでしょ
うかということでありませう。

それから、小学校3校、他の小学校に比べて遅れるわけなのですが、中学校も予定とすれば
4月から使いたいというのがあったと思うのですが、小学校3校というのはどこなのかという
のを教えていただきたいと思ひます。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) まず議員のご質問で最初の1点目について、小学校24校に対しての配置に
ついては、今ご指摘の通り、今までは2人に1台ということでございましたが、1学級分でご
ざいませうが、使うときは1人1台が使える環境ということで進めてございませう。また、令和2
年度にタブレットを追加というところでございますが、これについては29年度にノート型パソ
コンということで更新をしておりまして、それに、学習指導要領に基づいて、その機動性を持
たせた形での活用という観点から、まず、29年度に更新したノートがある環境の学校でござい
ませうので、中学校それから小学校とも、今回の整備については、タブレットを加えた形での整
備を行うと。これについては小学校3校についても、同じ形でのタブレットの追加で、経過を
見たいと思ひてございませう。ですので、最終的には、小学校24校同様に、ノートとタブレッ
トの両方が使える、2 in 1という形で整備を進めていくのが適当なのだらうと、それまでの経過は、
29年度の更新したものについてはタブレットを追加した形で、環境を整えるというふうな考え
でございませう。なお小学校3校というのは、前沢小学校、それから南都田小学校、若柳小学校
の3校でございます。以上でございます。

(小野寺議長) 高橋政一議員。

(高橋政一議員) わかりました。要するに小、中ともに2 in 1のパソコンの形になると、全部同
じになるということがわかりました。それから、前小、南都田小、若小が9月から開始という
ことであるんですが、学習上、小学校が何か月か遅れるということになります、その部分の
問題点というのはどう考えているのかということをお聞きしますし、もう一つは、リース期間が
そうするとどう変わってきますが、これはそのままずっとずれた形でのリースで持っていかな
るを得ないということになるのかどうかということをお伺ひいたします。

(小野寺議長) 千田教育総務課長。

(千田教育総務課長) はい。小学校3校に対しての対応というところでございますが、現時点で、
29年度の更新時点で、モデル的に3校には2人で1台使えるような形でタブレットを備えさせ
ていただいておりますので、直接小学校3校については、影響は低いものと捉えてございませう。

また、そのリースの期間のずれと、これが今後の考え方ですが、これについてはすべての
リースをそろえるのも考えでございませうが、やはりその財政的な負担のことを考えれば、どの
ような形で、分けた形でリースを進めていくのかということも、今後においては検討を要するも
のだというふうにと捉えてございませう。以上でございます。

(小野寺議長) 他にございませうか。それではないようですので、のICT教育環境整備につ
いては以上とさせていただきます。

説明者入れ替えのため暫時休憩します。

再開いたします。続きまして、会計年度任用職員制度の概要と移行準備について、当局か
ら説明をお願いします。新田総務企画部長。

(新田総務企画部長) それでは総務企画部の方から、会計年度任用職員制度の概要と準備行為に
ついて説明をさせていただきますと存じます。

会計年度任用職員制度につきましては、今年1月31日に開催されました議会全員協議会で、
制度のあらましを説明させていただきます、8月19日に行われました全協では、会計年度任
用職員の給与や手当、休暇等に係る条例提案の内容を説明し、9月議会においてご議決をいた

だいたところでございます。

さらに、11月26日の全協では、制度導入に伴う財政負担の状況でありますとか、年額報酬の職の任用形態等について、説明をさせていただいたところでございますけれども、その後、職員組合との協議などを経て、若干の軌道修正を行いましたので、本日その内容を説明させていただきますが、これをもって制度設計を確定させ、庁内各部署の非常勤特別職、或いは臨時的任用職員の任用担当者を対象とした制度説明会、或いは令和2年4月採用に向けた会計年度任用職員の募集に、早速取りかかりたいというふうに考えているところでございます。

それでは、詳細について、総務課の折笠課長補佐の方から説明させていただきますので、お聞き取りくださいますようお願いいたします。

(小野寺議長) 折笠総務課長補佐。

(折笠総務課長補佐) それでは、会計年度任用職員制度の概要と移行準備について、ご説明を申し上げます。まず初めに、制度移行の概要についてでございます。昨年11月にもご説明させていただきました、現行と移行後の職の整理について、同様の表により、改めてお示しさせていただいております。表の左側をご覧いただきたいと思っております。左側上段の非常勤特別職につきましては、消防団員、審議会の委員、統計調査員、行政区長など様々ですが、制度移行後は、右側の表になります。右側上段の、これまでと変わらない非常勤特別職と、中段の市政専門職と、下段の会計年度任用職員にそれぞれ整理されることとなります。

中段の市政専門職につきましては、これまでの説明では、(仮称)奥州市特別職と示させていただいていたものでございます。ここに列記いたしました。行政区長初めとした。奴の職ですが、それぞれの職員が勤務時間や職務内容から、会計年度任用職員制度に移行することが適当ではないといったこともあり、市と市民、地域をつなぐ各分野で専門的な役割を担う職として、市政専門職と位置付けをさせていただいております。

なお、表の下に米印で補足させていただいておりますが、市政専門職の方々には謝礼をお支払いするといった形になります。役割や処遇はこれまでと変わりありませんが、公務員という身分ではなくなることから、設置要綱等において、守秘義務等の服務について規定することとなります。なお、災害補償は、市で予算措置をいたします。

また、表の左側になりますが、現行の臨時的任用職員及び日々雇用職員等につきましては、会計年度任用職員へ移行となります。

次に、2の制度の概要でございます。ここでは、制度の基本的な事項を記載させていただいております。なお、こちらの資料中、これまでの検討段階の考え方から、変更となった部分にはアンダーラインを引かせていただいております。

まず基本的な事項、服務においてでございますが、会計年度任用職員の身分は非常勤の一般職となり、服務に関する規定、義務や制限、禁止事項等でございますが、それらが適用され、さらに、懲戒処分等の対象となるものでございます。(1)の勤務時間につきましては、基本的に週30時間を上限といたします。ただし、幼保施設の保育士等、一部の職種については、常勤職員と同じ38.75時間。フルタイムの勤務を可といたします。原則は、週30時間で勤務していただきますが、一部施設の特性上、運営に支障が生じる恐れのある幼保施設、保育所や認定子ども園、幼稚園になりますが、そこに勤務する保育士、調理員等については、常勤職員と同じフルタイムが勤務をできることといたしました。この点が変更の1点でございます。

次に、(2)報酬水準についてです。期末手当2.6月分の支給を前提に、現在の年額報酬を確保する設定としております。期末手当につきましては、運用期間が6か月以上かつ、勤務時間が週15時間30分以上であることを要件としまして、6月と12月の年2回、各1.3月分を支給いたします。ただし、令和2年6月の期末手当については、在職期間が4月及び5月の2か月のため、制度上満額支給となりませんが、令和2年3月31日までの任期に引き続いて任用される場合に限り、その引き続き在職期間を考慮して支給いたします。

また、諸手当につきましては、通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の相当額を支給いたします。ここで期末手当につきましては、一般の常勤職員と同様に、年2回の基準日6月1日と12月1日それぞれの前の6か月間を在職期間の基礎として計算をいたします。会計年度

任用職員についても同様ですが、制度上、その在職期間は、制度施行以後の4月から計算するといったことになってしまいます。そうしますと、本来は6か月を基本とする在職期間が2か月しかございませんので、1.3か月分の満額を支給することはできないといったこととなります。それでは、現在勤務していただいている方々の年額報酬を確保できないということになりますので、制度移行前から引き続いて、4月1日以降も任用される場合に限定して、制度移行前の在職期間を考慮して、期末手当を支給するとしたこととさせていただきます。この点が変更の2点目となります。

それでは、2ページ目の方をご覧ください。先ほど説明いたしました報酬水準の考え方に基づき、会計年度任用職員の各職ごとの報酬額を個別に設定をしたといったところですが、ここでは、主な職種の制度移行前と移行後の勤務時間、年額報酬の比較を掲載しております。事務補助につきましては、勤務時間はフルタイムから30時間と減りましたが、時給単価が増えましたので、期末手当を含めて、現在と同水準となります。保育教諭につきましては、先ほどご説明いたしました、特例的な職種といったことで、フルタイムを可としておりますので、勤務時間は現在と変わりございません。月額が減りましたが、期末手当を含めると、現在より年額で30万ほどの増額となります。また、これまで非常勤特別職であった市税徴収員は、勤務時間が週30時間に統一されましたので、1時間増えることとなります。月額は減りましたが、期末手当を含めると、現在より年額で16万円ほど増額となっております。

(3)の休暇につきましては、これまでと同様、年次休暇、病気休暇のほか、特別休暇として、岩手県の休暇制度を参酌し、拡充をしております。次に、3、制度移行に伴う財政負担についてでございます。これまで申し上げました制度内容の変更を踏まえまして、財政負担の増となる見込みの額を算出しております。人件費の内訳ですが、年額報酬、給与につきましては、2億200万円ほど、期末手当を含めましての増額と見込んでおります。また、社会保険料等につきましては、約3,000万円。退職手当負担金につきましては、4,400万円といったことで、合計で2億7,600万円。こちらは、一部職種に対するフルタイムの適用により、退職手当負担金が新たに計上となったところとさせていただきますが、全体で2億7,600万円の負担増というふうな試算をしているところでございます。

次に、4、移行の準備について。今後の予定でございます。1月20日、本日でございますが、議会全員協議会の方で説明をさせていただいているところでございます。また、本日午後には、所属長、担当向けの制度説明会の開催を予定しております。あわせて、各所属においても、現在の非常勤特別職や臨時職員等の皆様への説明をしていただくという予定でございます。23日には、広報等による会計年度任用職員の募集を開始いたします。2月から3月にかけては、奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正及び奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例の一部改正などの提案を予定しております。こちらにつきましては、会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正につきましては、パートタイム会計年度任用職員が通勤した場合、その費用弁償の額を、通勤回数を考慮して算定をするといった部分を加えたものでございます。

2つ目の特別職の職員に対する費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、制度移行に伴い、交通指導員が特別職でなくなることから、この本条例中の費用を弁償する特別職から交通指導員を除くといったものでございます。また、2月から3月におきましては、各課等における要領、要綱等の改正と任用手続きを進めて参りますし、4月には制度移行といった流れとなっております。なお、職員組合とは、昨年において複数回の協議、交渉を行い、最終的に12月12日に行った交渉において、4月の制度施行にあたって本日説明いたしました制度の内容について、妥結、ご理解をいただいたところでございます。

最後に、5、その他でございます。会計年度任用職員制度の移行とあわせ、働き方改革に関連する条例整備について、2月定例議会へ提案を予定しております。内容を申し上げますと、昨年、国では民間企業に対し、時間外勤務の上限を月45時間、そして年360時間と定めるよう法で定め、国家公務員につきましても、人事院規則を改正し、同様に超過勤務の上限が定められたといったところでございます。これに伴いまして、当市においても、国県に準じて、職員

の超過勤務命令の上限規制、つまり時間外勤務命令の上限を設定するといった部分。あわせて、働き方改革や子育て支援、仕事と家庭の両立支援の観点から、育児短時間勤務制度、こちらは育児休業のような完全な企業ではなく、短時間の勤務ができるようにするための制度でございますが、これを導入するため、これらに関連する条例であります、奥州市一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、そして奥州市職員の育児休業に関する条例、そして、奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、働き方改革を推進するための関係条例の整備に関する条例の制定として提案させていただくものでございます。以上でございます。

(浦川総務課長) 総務課長の浦川でございます。もう少しだけ、資料はございませんけどもお時間をいただきたいと思っております。ただいま担当補佐の方から会計年度任用職員についてご説明をさせていただきました。前回会計年度任用職員の原案を説明する際に、三つの課題があると、説明をさせていただきました。

一つは、財政的に不安があるということでございましたが、先ほど説明をした通り、現在の市の財政状況を鑑みながら、それぞれの金額設定をさせていただいたということでございます。

なお、先般、総務大臣の記者会見の際でございましたけども、国の方から、今回の会計年度任用制度の導入にあたっては、1,700億円を増額計上したとの報道がございました。ただこれについては、まだ詳細は不明でございます。

それから二つ目の課題でありました、行政区長等の取扱いにつきましては、前回の説明と同様、会計年度任用職員にはせず、これまでと同じような運用でいくと、先ほど説明を申し上げた通りでございます。

それからもう一つの課題がございました。会計年度任用職員が施設の長にはなれないということで、これにつきましては、当初は国の考えとして、施設の長が指揮監督等の責任を担っていて、本来正職員をつけるべき業務と判断されるのであれば、会計年度任用職員を充てることはできないということから、施設長の権限をどっかに移す必要があると考えて検討してきましたが、検討していく中で、本来その正職員をつける業務と判断されるっていうのが、どういふときなんだろうと調べたところ、国の方では、各地方公共団体におきまして、個々の具体的な事例に即して判断する必要があると要求をした上で、組織の管理であったり、運営自体に関する業務、それから、財産の差し押さえ、許認可というような権力的業務などが想定される場合とされておりました。

これを奥州市に当てはめてみますと、組織の管理につきましては、小さな施設単位としては確かに各施設長が担っているものの、予算の管理であるとか全体の施設管理については、担当する本庁課が権限を持っていたり、それから、運営自体に関する業務について、例えば保育所であれば、保育所自体の運営についてはその施設ごとというよりも、教育委員会が全体を見ながら、本庁課で調整をしていますし、財産の差し押さえ等の権限も有していないということで、そういったこともありまして、今回のタイミングで、これまでの運用を変えるというよりは、少し長い目で見て検討していくことも必要ではないかということで、今後の職員の再任用制度であったり、定年延長制度を見据えて、当面、現行と同じ形で運用しまして、制度を走らせながら検討していくことといたしました。

簡単に言えば、当面これまでと同じように、施設の長をそれぞれにおいて、施設の代表者として仕事をしていただく方向にしたということでございます。これまで通りの運用でいきたいということでございます。以上、会計年度任用職員制度、それからそれに付随しての職員の働き方改革の条例改正について説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

(小野寺議長) ただいまご説明ありました件についてご質問等ございましたらお願いします。13番、及川佐議員。

(及川佐議員) まず2点、とりあえずお伺いします。1点目は、以前にもお話ししましたが、30時間フルタイム、週30時間であることによって、38.75が30時間になるということによって、例えば仕事場において30時間で帰られてしまうと、誰かがそれを補強しなきゃいけないということになるわけですね。これのフォロー場所、時間的に人数掛け算して相当な人員が、まと

もに30時間で帰ろうとするとですよ。必要になってくるんですが、これの手当、他の問題と関連するんですけれども、どのようにお考えなのか、お伺いしたい。

それから、2点目は、指定管理者制度についての波及の問題、このあらゆる業態について。この問題は波及するので、もちろん教育委員会は市にはないですけども、消防警察その他も、国家公務員でも、地方公務員でも、今回の1億総活躍時代の政府の方針を従ってやるわけですから、市の方では、指定管理者制度の積算根拠が、多分、臨時なら臨時の、本庁の方とか様々を積み重ねて、指定管理料、さっき積算していると思うのですが、この問題どのようにお考えなのか、これも見直すべきだと思うんですよ。この2点についてまずお伺いをいたします。

(小野寺議長) 浦川総務課長。

(浦川総務課長) はい。2点のご質問をいただきました。1点目の今までフルタイムだったものが30時間になることによってそのフォローをどうするのかといった点でございますが、大きくは今の制度でいう臨時職員がそれに当たるのかと思います。で、臨時的任用職員が担っているのはあくまで今正規補助正規職員の補助的業務ということになっておりますので、それが30時間ということになれば、当然その分の負担は正規職員にもかかってくるものだと思いますけども、全体的な業務の見直しをする中で、その部分はフォローして参りたいと考えているところでございます。

それからもう一つ今指定管理の、積算基準になっていたのではないかという点でございますけども、確かに全庁的に調べたところ、今現在指定管理の積算として、そうした市の臨時的職員非常勤職員を、単価として出しているところを主に協働まちづくり部のところでございましたけれども、確かにありました。ただ、今回の会計年度の制度設計自体は、あくまでこれまで非正規として運用していた職員を、改めて正規の職員という形で今後運用していくということで、ただ単純にその給料額報酬額を上げるというものではございませんで、そもそも公務の一般職になるということで、これまで以上の責任を持つ罰則もある人事評価も加わるということ、身分的なことも大きく変わる改正だと思っております。ですので、この額のみをとらえご質問の意見に連動するというものではないというのが一つ考え方でございます。

ただご質問の趣旨が、例えばその会計年度任用職員の単価が決まったから、他も変えるということではなくて、そもそもその人件費のあり方が実績に即してないので、考えるべきではないかという意見であれば、現在の財政状況を勘案しながら、それぞれの担当部署において、検討がされていると私どもは認識をしております。以上でございます。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 1点目の件ですけれども、業務の見直しをするっていうのは、本質的には、具体的に何かを、これ見直すならまだしも、ただ一般論で見直すんだったら、だってもう4月から実施するわけですよ。もう遅いですよ。具体的に見直しの項目、どのくらい減るのかね。見直すことだったらもう前々からやったらいいんですけれども、やらないとすればですよ、見直しの具体的なこの職場ではこのくらい、臨時の方がいたりして時間が短くなるけれども、このくらい負荷が増えるだろうと。従って職員の方にお願ひしますと、こういうことがなければ単なる、今のような、全般的にもしやるんならもうやっているでしょう。今その話じゃないはずなので、むしろ職員に負担かかることは明らかですよ。どの程度か別として。これやはりもう少し具体的に出すべきだと思います。

それから、2点目の指定管理者制度の問題から言うと、実はこれ、働き方改革の考え方は主体なの、1億総活躍っていう、これ2018年度に政府が出した、今の内閣が出した方針。これは、あらゆるものの差別なり、或いは、違いをなくそうと。女性の問題もそうですが、そういう趣旨になっているので、これは臨時であれ何であれ、指定管理であれ市が関わるものに関しては、これはやはり必要なものは必要なんであって、具体的に言いますと、気仙沼市では、指定管理制度を見直しているんですよ。これはそのために見直しているわけ。すでにもうやっています。やって準備はしていますけれども、そういうことしても、都道府県市もあるわけですから、これは見直して、金の問題ではないです。そういう考え方をどこまで広げるかということなので、これは総活躍時代の、後で出ていますけれどもこれから条例様々改正するっていうのは、2月に出

されますけど、これは、その中の一環として、残業時間の規制ですとか、これ地方公務員の問題、民間と違うのでなかなか難しいんですが、そういうことで出すわけですから、趣旨から言えば、あえて指定管理制度の働いている方も、初という理由はないと思いますか。いかがでしょうか。この2点について伺います。

(小野寺議長) 浦川総務課長。

(浦川総務課長) まず1点目の臨時的任用職員の件でございますけども、今回のうち、制度導入にあたって、各課への聞き取り等も行っております。その中で、一人一人の当然臨時の持っている業務が違うのですが、一括して具体的にどうこうっていう話ではできませんけども、それぞれの管理の中において、何とかこの運用ですというような方向になっております。それで、それができないと言われた、例えば保育職場であるとか幼稚園職場においては、フルタイムの導入を決定したということでございますので、具体的に何これというような話ではできませんけども、それぞれの調整はできるものと私どもは見込んでおります。

それから、2点目でございますが、なかなかその働き方改革、それが、市の職員の部分とその指定管理の部分で一緒かということではないのかなと実は思っております。それぞれ財政状況をかんがみながら、それぞれに検討していくものだと思っております。今回のあくまで提案は、あくまで市の職員のその身分変更に係る会計年度任用職員での提案だということでございますので、ご了承をお願いできればと思います。

(及川佐議員) 条例改正でいっていると言いますが、違うんですよ。条例改正の前に国の政策がね、何のために作ったかなんですよ。条例はあくまでも、市の限られた公務員の方に対してどうするかという、残業なり、様々なことなんであって、基本的な考え方としてそういう問題では、条例の問題ではないんですよ、と思うのです。

それから、今言ったように30時間にすることによって、一人頭7.何時間の時間短縮するわけですよ。これは別にどうこう言えない。新しいこの1人頭7.何時間ですよ、これ何人いるって言いましたっけ、臨時は100人、200人いるんじゃないか。その掛け算をすると相当な。逆に言うと、一般職員の残業時間を増やすということは、逆にこれ制限させざるを得ない、増やすということになる可能性もあるわけですよ。要望と中身はね、精査して削減できるという根拠がなければ、或いはタダ残業するということでそういうことも出しかねないような、おかしな話なんですね。そもそも減らすためにやるはずなの。ところが結果として、正職員ですか、フルの正規職員が残業増えてくってこういう本末転倒のような感じを受けるんですが、これはどのように考えているんでしょうか。

それから、指定管理者制度もお金の問題じゃないですよ。いくらあげるとかじゃなくて、どう考えるかの問題言っているいで、ここで言ってもしょうがないですけど、その問題を、財政問題だけで賠償することはできないと私は思うのですよね。2点について伺います。

(小野寺議長) 浦川総務課長。

(浦川総務課長) フルタイムを30時間にすることによって、残業が増えてくるのではないかという部分でございますけども、来年度特にもですけど、このような財政状況の中であって、人件費の削減っていうのは当然大きな課題になって参っております。ですので、私どもとしては、今の段階でも時間外の削減に取り組みもうというような形で、いろんな具体的手腕を今練っているところでございます。

そうしたことも踏まえながら、会計年度任用職員はこういう制度でスタートする、その分を職員に転嫁されないようさらには、職員の時間外が減るような取り組みを進めていくことが責務だと思っておりますので、そうした方向でいるということは、まず大きく認識をしていただければと思います。

ただ単純に、非正規の職員であった今までの分の時間が減ったから、正規の職員にそれがみんなかかってくるというような考え方では整理をしていないというようなことが実態でございます。指定管理については、先ほど、お金の問題ではないけどっていうような話がありましたけど、実は大きくは財政問題がかなり大きく絡んでくるものなんだろうと思います。

その中で、国の方針等に合わせた形で、どのような運用ができるかというのは、今回の制度

とは別に、また新たに検討していくべき課題かなと思っておりますが、それぞれの部署におきまして、それも含めて、新年度予算の検討をなされているものでございます。

当然ながら、新年度予算におきましてはかなり厳しい状況にありますので、なかなかこう思うようにいかない点は多々あるとは思いますが、方向としてはそういう考えだということで、ご認識をいただければと思います。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 勤務時間のところですけども、保育施設の保育士等の一部の職種については、常勤職員と同じということなのですが、基本的には30時間ですよ。で、7.75時間をオーバーする部分は本来、残業みたいな形で、見るべきではないのでしょうか。この点の考えについて伺いをします。そうでなければ、他の職員会計年度職員との公平性、平等性どうお考えでしょうか、伺いをいたします。

それから、次のページのところで保育教諭が変更なしですけども、時給等の推移ということで、同じ時間働くんですけども、月給は減ると。年額は上がるけれども月給が減るところで、組合の方の理解は得たということではありますけれども、これでいいのでしょうか。ちょっと伺いたいというふうに思いますそれから、課長の考え方ですけども、保育所の延長はそうするとフルタイムで働くことになるのですか、伺いをいたします。

(小野寺議長) 浦川総務課長。

(浦川総務課長) 3点のご質問をいただきました。1点目は会計年度任用職員のベースが30時間であるならば、本来はフルにせずに、時間外等に対応すべきではないかというような話だったと思います。これについては、まさに当初私もが原案として作った考えと同じでございます。ただ交渉の中で、そもそも勤務するという中で、時間外勤務が前提としてありきというのがどうなのかっていうのが、議論が一番大きかったように感じます。

そもそも、最初から見込まれている時間を、その時間にせずにそれを時間外に対応するっていうのが、市の姿勢としてどうなのかっていうような話もありましたので、当初、必ず必要だというような、保育士の現場については、フルタイムの導入を決めたというのが一番大きなところでございまして、これについては、他市も同じような状況というような確認をしておりますので、特段、その公平性平等性に問題があるかっていうと、問題はないものとうちの方では認識をしております。

それから、2番目でございますが、裏面の部分で、保育士の部分は上がるんだけど、結局、相対的には上がるんだけど、月給が減ってしまうのはどうなのかっていうもの問題については、これは保育士に限らず、全部、ほぼ同じ会計年度任用職員には全部共通するものでございます。

基本的には、相対的な金額は今以上を確保するんだけど、それはあくまでボーナスを加算してのものなので、年収的には増えるんだけど、月収的には減るっていうのが今回の制度のほぼ、全部の職員に適用になる部分でございます。ですので、これがどうかというのは大きくは、財政事情であったり、この制度の設計に関わる部分でございますけれども、奥州市ではそのように決定をさせていただいて、このような方針でいきたいということでございます。

それから、保育士の園長先生の運用については、今も30時間で管理をしております。それと同じ考えで、30時間での運用を考えているということでございます。今と全く、変わらないよう考えているということでございます。以上でございます。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 園長先生については、できれば毎日出勤をしていただくような形にして、保育園全体をしっかりと見ていただいて、職員の働き方、子どもの状況等をしっかりと把握できる状態の勤務体制にさせていただきたいということで、組合の方からも要望が出てったというふうに思いますけれども、その辺、改善すべきではないかと思っておりますがどうでしょうか。

(小野寺議長) 浦川総務課長。

(浦川総務課長) 将来的にはそのような形が望ましいというのは、確かに私もも思っているところでございまして、少しずつにはなりますけれども、例えば、今の非正規、今度会計年度任用

職員になる園長先生方を、順次できれば正職員にしていきたいというような方向も見せております。ただ、1回にそれが全部というわけにはいきませんので、少しここは段階的なものだとということで、それ以外の職場については、現行の通りでいながら、なおも検討を続けていくという形にしたいと考えております。

(小野寺議長) ほかにございませんか。それでは、会計年度任用職員制度の概要と移行準備については、以上とさせていただきます。

昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

それでは再開いたします。指定管理者候補、指定管理者候補者について、当局から説明をお願いします。新田総務企画部長。

(新田総務企画部長) それでは総務企画部の方から、指定管理候補者について説明をさせていただきます。現在、本市では、公の施設のうち170施設に指定管理者制度を導入しておりますけれども、今年度末をもって指定期間が終了する施設及び新たに導入予定する施設のうち、52施設分については、12月議会で関連議案16件をご議決いただいたところでございますけれども、今回は、残りの8施設分について、過日開催いたしました、奥州市指定管理者選定委員会における選定結果を踏まえ、指定管理者を指定しようとするものでございます。

なお、来月、開会予定でございます2月議会関連議案3件を提出する予定でございますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。それでは、詳細を担当であります行政経営室の村上主幹の方から説明させていただきます。

(小野寺議長) 村上行政経営室主幹。

(村上行政経営室主幹) 行政経営室の村上幸男です。それでは資料に基づきまして、私の方から指定管理者候補者についてご説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。こちらの方には、指定管理者選定委員会での審査結果、概略を掲載してございます。

指定管理候補者の選定状況でございますが、先ほど部長から申しあげました通り、今回は3協定、8施設の指定管理候補者について選定をいただきました。まず一つ目、江刺ターミナルプラザにつきましては、非公募で指定期間が1年でございます。こちらの方は、岩手県交通株式会社で選定という結果になっております。次に、奥州市温泉保養施設ひめかゆほか5施設でございますが、こちらの方は、非公募で指定期間は1年ということになっております。株式会社ひめかゆさんから申請をいただきまして、審査結果は、選定ということになってございます。

最後に一番下、衣川歴史ふれあい館、こちらについてですが、こちらも非公募で指定期間は1年となっております。一般社団法人奥州市観光物産協会から申請をいただきまして、審査の結果、選定という結果になってございます。

なお、選定委員会につきましては、こちらに示してあります通り、学識経験者が4名、市職員が3名、計7名でございますが、今回の審査に当たりましては、審査、選定委員会を今月の1月8日水曜日に開催しておりまして、出席委員数は、7名のうち6名の出席で議論をいただき、選定ということで結果をいただいたところでございます。なお、選定の基準及び方法でございますが、前回、令和元年11月18日の全員協議会の資料に詳細は掲載しているところでございますが、今回の非公募施設の選定方法につきましては、委員会の当日、所管課が指名した団体から提出いただいた申請書類などにより、その施設ごとに定められた基準を満たしているか、或いは運営の能力に問題がないかどうかなどを判断していただきまして、選定委員会の合議の上、適格か不適格かということで決定するというようにしております。合意の結果、すべて選定という結果をいただいているところでございます。

なお、2ページ以降は、これらの施設の管理運営計画書を掲載してございますので、ここでは、説明は省略させていただきます。以上で私の方からの説明を終わります。

(小野寺議長) ただいま説明いただきました点についてご質問等ありましたらお願いします。それでは、の指定管理者候補者については、以上とさせていただきます。

説明者入れ替えのため暫時休憩します。

再開いたします。それでは 第2次奥州市子どもの権利に関する推進計画案について、当局

から説明をお願いいたします。菊地元気戦略室室長。

(菊地元気戦略室長) それでは、第2次奥州市子どもの権利に関する推進計画の進捗状況についてご説明申し上げます。まず、最初にお詫びを申し上げますけれども、一部、正誤表をお渡ししているところでございます。パブリックコメント以前の資料を誤って載せておりましたので、正誤表の通り訂正させていただきます。大変申し訳ございません。

それでは、第2次奥州市子どもの権利に関する推進計画の状況についてご説明いたします。まず、この計画につきましても、本来であれば、昨年度中に作り上げるものでありましたが、1年度遅れたということで、大変申し訳なく感じるところでございます。

その中で、今年度、子どもの権利推進委員会を組織しまして、中学生2名、高校生1名のほか、社会福祉学校、幼稚園、保育園、それから人権用務等の、委員の方々に委嘱して、15人の委員で今まで3回の委員会を開いて、この推進計画についてご審議をいただきました。

その結果、推進計画案がまとまったことにより、12月23日から1月13日までパブリックコメントを行ったところでございます。本日、議員の皆様にご説明した後、1月27日に開催する委員会において最終的な推進計画としてお認めいただけるようご審議いただくこととなっております。

内容について若干ご説明申し上げます。この中でアンケート調査を行っておりますので、そのアンケート調査の方の傾向ということでご説明申し上げます。

4ページをお開きいただきたいと思います。4ページ、実態意識調査から見る子どもの現状ということで、まず自己肯定感についてということでございます。自分のことが好きだという子どもさんが、平成24年度は27.1%でございましたが、令和元年度は41.5%と、伸びているということでございます。

それから、5ページ目の上段でございます。自分は家族や友達、先生など、周りの人から大切にされていると思っている子どもさんは、24年度に66%でしたが、令和元年度には78.6%という形で伸びているということでございます。

それから、7ページ目でございます。相談相手についてでございます。この表については、8ページ目の上段にあります。8ページの上段の表で、あなたには不安や悩みがあるときに、気軽に相談できる人はいますかという問いに対して、平成24年度には子どもが78.6%。令和元年の今85.3%の方がいらっしゃるということの返答をいただいております。

それから10ページ目でございます。10ページ、子どもが抱えている不安や悩み事についてでございます。中段にあります。不安に思っていたり、悩んでいたことがありますかという複数回答の質問だったのですが、特にないというのが、25.5%と。前が17.9%であったものが、今回の調査では25.5%のことが、特に悩みはないよというお話をいただいております。

それから12ページ目でございます。子どもが意見を述べることについてということです。あなたは友達に対して自分の考えや思いを言うことができますかという問いについて、平成24年度は83.2%子どもができるよと言っていたのですが、令和元年度78.0%と、若干ここは下がっております。

それから、大人に対して自分の考えや思いを言うことができますかという問いについても、73.8%だったものが、71.6%、これも若干下がっております。その友達に言うことができない理由ってというのが、一番下のグラフでございます。どのように話したらいいのかわからないからというのが、56.8%とここが伸びています。

それから、大人に言うことができない理由につきましても、どのように話してよいかかわからないからという答えが62.2%というところでこの部分が伸びています。それから、13ページです。地域活動の参加についてです。中段の表でございます。小学生中学生とも、平成24年度から令和元年度に比べて若干減少しているということです。ただ高校生につきましては、数は少ないんですが、8.8%から13%と高校生の社会参加を伸びているということです。

そこで参加しない、していない理由ですけれども、子どもについては、やっていることを知らないからということ、それから全く興味がないからということが、今回前回調査より伸びています。大人につきましても、忙しいからという方が65.1%で、非常に伸びている、多いとこ

ろです。それからやっていることを知らない、全く興味がないっていうことも、この辺も大人については伸びているというところがございます。

それから14ページ目です。辛い経験の有無と対処についてです。周りの人から心が痛むような辛くてどうしようもないことをされたことがありますかという問いについて、平成24年度は35.4%の子どもたちがあると言ったのですが、今回の調査では27%減少しております。それから、辛くてどうしようもないことをされたとき、あなたは誰かとどこかに相談しましたかという問いについては、60.2%だった子どもたちが、令和元年度には72.9%この子どもたちが相談したということでここは増えています。

それから16ページでございます。子どもの悩みを聞いてくれる相談機関でございます。中段の表でございます。子どもの悩みを聞いてくれるところで、あなたが知っているものはどれですかと言って複数回答を求めたところ、どれも知らないといった子どもたちが、前回調査では35%いらっしゃいますが、今回は19.6%と減少しております。

それから、隣の17ページでございます。次の施設を知っていますか、また利用したことありますかということで複数回答を求めたのですが、この中で、奥州市家庭児童相談窓口とか、奥州市子育て総合支援センターといった市の施設が伸びております。こういった市の施設の理解度が進んでいるということが出て参りました。

それから18ページでございます。子どもの権利です。上段の部分でございます。奥州市子どもの権利に関する条例を知っていますかという問いにつきまして、前は10.2%の子どもが知っているということでしたが、今回は18.3%のことは、子どもたちが知っている。大人については30.5%だったものが37.2%ということに増えています。まだまだ十分とは言えない状況の数値でございます。そういった中で、これらを元にして、私たちの方で推進施策について取りまとめました。24ページをお開きください。

24ページでございます。まず基本目標を4つの基本目標立てましたがそのうちの目標1。自分のよさを認めることのできる心を育みますと、推進施策としては、自己肯定感を高める子育て環境を推進します。具体的な内容としては、親子の触れ合い推進、それから親が自信を持って子育てできる環境づくりを進めていきたいということにまとまっております。

指標でございます。ここの訂正をお願いしたいと思っていました。自分には何か一つでも良いところがあると思っている子どもの割合という、書いてありますが、ここは「何か一つ」を削除していただいて、自分にはよいところがあると思っている子どもの割合、これを現状値58.4%から、ここ60%と書いてありますが、訂正いただいて、70%に持っていくという目標を立てているところでございます。

それから基本目標に、子どもが参画できる機会を増やしますというところで、推進策としては、子どもの主体性に配慮した取り組みを推進しますとしております。具体的な内容としては、地域における子どもの活動の充実、それから学校における子どもの自主的な活動の推進ということです。

指標といたしましては、周りの大人に自分の考えや思いを言うことができると思っている子どもの割合を、現況の71.6%から80%に上げていこうと、それから友達に自分の考えや思いを言うことができると思っている子どもの割合を78.8%から90%に上げていこうという目標を立てています。

26ページになります。基本目標の3でございます。相手を思いやる気持ちを育てますというところの推進施策としては、子ども自身の子どもの権利に関する学びを支援しますということです。具体的な内容としては、子ども自身の子どもの権利に関する学びの支援を行います。指標としては、奥州市子どもの権利に関する条例を知っていると聞いたことがある子どもの割合、これは20.6%だったものを、ここ50%、これを訂正いただき、60%にするということで考えております。

それから基本目標の4、子どもの権利に対する意識を高めます。推進施策としては、子どもの権利に関する普及啓発に取り組みますということでございます。具体的な内容としては、子どもの権利に関する普及啓発及び学びの支援ということでございますが、指標としては、家族

や友達、先生など周りの人から大切にされていると思っている子どもの割合、現状値78.6%から80%と書いてありますが、ここを訂正いただき、85.0%に引き上げるということで考えております。

それから、奥州市子どもの権利に関する条例を知っている、聞いたことがある大人の割合、これを現状値38.5%から50%に引き上げるという目標で設定したいということで、ご提案申し上げているところでございます。

最後になります。28ページ、計画の推進と評価でございます。この計画の評価と検証につきましては、2、計画の推移評価検証のところを読み上げます。本計画の実施状況については、毎年度自己評価を行うほか、奥州市子どもの権利推進委員会において、総合的かつ客観的な検証を行うと。いずれ、子どもの権利推進委員会につきましては、この子どもの権利の推進計画がその通り進んでいるかどうかということについて、毎年度お話し合いをしながら、必要に応じて、課題解決を図っていくようなことのご意見をいただきながら進めて参りたいということで、この計画を推進していくということで進めて参りたいと思います。以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明ありました件についてご質問等ありましたらお願いします。1番、小野優議員。

(小野優議員) 1番、小野です。この計画の推進体制において部局横断的などということですが、子どもの中における教育委員会との関係というところが、実際どこまで考慮されてこれから取り組まれていくのかということ、それからアンケート取った際に無作為の選任ということですが、この権利条約について、学校の先生がどれほど理解なさっているのかということをもし、調査等されているのでしたらばお答えください。

(小野寺議長) 菊地元気戦略室長。

(菊地元気戦略室長) この推進に当たりましては、ワーキンググループにおいても、当然教育委員会の方にも入っていただいておりますし、そして今回特に気づいたところなのですが、今回の委員会を開いていく中で、学校の関係者、校長先生もいらっしゃいますし、それから中学生高校生の率直なご意見というのは非常にあってよかったなと思っております。そういった形の中で、学校の運営といいますか学校の中身ということ私たちなかなか知らない学校運営については、よく存じ上げないんですが、そういった具体的な学校の運営の中身についても、校長会ともお話すよというようなお話をいただいておりますので、そういったことに関係をやっていくことにおいて、何か気づかない点について、進めればいいのかということに感じているところでございます。

それから、学校の先生方がこの権利条例をどの程度知っているかということなのですが、アンケートを取った中で、一番父兄の方々が、それから子どもたちがどこでこのことを知りましたかということについては、実は学校なのです。学校の先生方がやってくれたことによって、こういったことが進んでいると。学校もこの権利条約については、非常に協力的に進めていると感じているところでございます。

ただ、私たちがもっと伝えなきゃいけないところは、そういった権利条例がある中で、こういったところに相談したらいいよとか、こういった方法があるよということ、もっと学校の中で、伝えられないかということについては、委員会の中でも意見が出されて、そういったことについては、もっと一緒にやっつけていこうねという話がされました。いろんな団体組織の方が、学校と一緒に取り組んでいる形がございまして、やはりそれでも、私たちは各々の部署ではわかっているんですが、全体としてそれをわかっていない。それを、共通理解を図っていくようなことが今後大事になるのではないかなということで、先生方とも一緒にこういった委員会で話すことができ、非常によかったと思っておりますし、次年度以降もこういったことを続けていくことが大事じゃないかと考えているところでございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。11番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 11番、千葉敦です。最後の28ページになるのですが、やはりこの第5章の計画と推進、そして評価。この部分が一番やっぱり、私は大事になってくるんじゃないかなと思います。この2次計画案も内容は、ある程度の評価はできると思うのですが、一般質問

でも取り上げましたけれども、子どもの権利推進委員会とか、推進本部、そして担当課レベルの幹事会等での評価やそして推進状況をチェックするといった会議をなかなか開けてないところに今回、1年遅れたという問題もありますので、この辺の推進が大事かと思いますのでそれについての見解をお願いします。

(小野寺議長) 菊地元気戦略室室長。

(菊地元気戦略室長) おっしゃる通りでございます。いずれこれを推進していく中で、この推進本部を開催しなかったと。それから、委員会を開かなかったということが非常に大きな、今回の問題点であったということで反省しているところでございます。委員会の中でもお話し合いされていまして、先ほど申しましたように、この委員会というのは、条例上は、計画をつくり上げる、それからその計画の推進を見守るという形のものなんでございますけども、そういったことだけでなく、毎年度こういったことを小さなこともいいから情報交換することは大事だということでありますので、この委員会を立ち上げていくこと、それから、その委員会の中で問題になったことを情報共有するための、ワーキングといいますか推進本部でもあるんですけども、そういったことをお互い共有できる形でお伝えしていくことということを必ずやるように、年最低年1回はやるように進めて参りたいということで、引き継いで参りたいということで考えているところでございます。

(小野寺議長) 19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 阿部です。今回の策定に当たりまして、前回、岩手大学教育学部の田代教授にもお手伝いいただいたと思ったんですけども、そういう学識経験者の方々を入れるというようなことはないのでしょうか、お伺いしたいというふうに思います。それから、パンフレット、子ども向けのパンフレットの配布についてですけども、毎年4年生に行っていたと思いますが、それが途中で終わってるんですけども、それも引き続きパンフレットの配布を行っていただきながら、学校の先生からの方も説明いただくということも含めて推進していただけないか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、やはり権利の普及というところでは、講演会の取組みなども必要になってくるというふうに思いますので、例えば、こどもの日を中心にして講演会を積極的に取り組むとか、そういうことも必要かというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(小野寺議長) 菊地元気戦略室長。

(菊地元気戦略室長) 今回の学識経験の方を入れなかったのかということでございましたけども、今回これについてはすごく悩みました。今回、やはり子どもを入れたいと、前回も中学生1名、高校生1名ということでやっていたということだったのですが、学校の方ともお話ししながら、やっぱり中学生1人だけはなかなか意見言いづらいところがあって、同じ学校から男女1名ずつという形で、中学生の委員さんを増やしたところでございます。それから、学識経験ということもあったのですが、やはり今回の中で反省点として、この地域の中をわかっている方、全体の総論という部分もちろん大事なのですが、そのことに理解があっても地域のことわかっている方ということで、この学識経験という部分では、高橋清融先生をお願いしてやった方がより、今回の委員会特にも今まで開いてなかったという今までの経過もありますので、そういった最初のこの計画の中でこれにもある程度タッチしていただいた方をお願いしたということは、よかったのかなということで選ばせていただいたところでございます。

それから、パンフレットにつきましては、今までもこのことについては、小学校4年生それから中学校1年生全員に、毎年、ここについては配布させていただいたところでございます。これによって、中学校、また小学校の先生方が、これを使ってご指導いただいたことによって、ある程度知っているという方々の割合が増えていたと考えております。

それから、講演会につきましては、これはこれからのいろんな方法の中でこれも委員会の方々のご意見とか、そういったものをいただきながら、それから中学生高校生のご意見もいただきながら、話し合っていければというふうに思っております。以上です。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) やはり、学識経験者の方も、できれば大学の教授のお力も得ながら、奥州市

の条例の今後のあり方とか、推進計画のあり方ということでご指導いただくということも大変必要だというふうに思いますし、当初関わっていただいた教授もいらっしゃるわけですので、今後に向けてやはりご指導いただくということも必要かというふうに思いますので、もう一度お考えをお伺いいたします。

(小野寺議長) 菊地元気戦略室長。

(菊地元気戦略室長) 次年度以降、また改めて委員の方々にはお願いすることになっていきますので、そういったご意見も含めて検討させていただきたいと思います。

(小野寺議長) 他にございませんか。それでは、第2次奥州市子どもの権利に関する推進計画案については、以上とさせていただきます。

説明者入れ替えのため、暫時休憩します。

再開します。続きまして 民法改正に伴う奥州市市営住宅入居者に求める連帯保証人の極度額設定についてを説明いたします。当局から説明をお願いします。千葉都市整備部長。

(千葉都市整備部長) 都市整備部でございます。民法改正に伴う、奥州市市営住宅、住宅入居者に求める連帯保証人の極度額設定についてということで、民法改正に伴って、奥州市の方で市営住宅に入居する際に、必要としている連帯保証人の極度額の設定が必要となったというふうなことでの改正でございます。詳細につきましては、担当課長の方から説明申し上げます。

(小野寺議長) 古山都市計画課長。

(古山都市計画課長) 民法改正に伴う奥州市住宅入居者に求める連帯保証人の極度額設定についてでございます。1、要旨。令和2年4月1日より施行される民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)により、個人根保証契約に極度額、連帯保証人が負担する債務の限度額の設定が必要となりました。改正民法第465条の2、これは、保証契約締結時には債務額が定められていないため、保証人の責任が課題になる恐れがあるとして、保証人保護の観点から、極度額を設定することとなったものであります。奥州市市営住宅管理条例では、入居に際し連帯保証人を求めており、これが民法での個人根保証契約に当たることから、その極度額を設定するものでございます。

2、連帯保証人に対する極度額の設定。奥州市市営住宅家賃滞納解消要綱第12条により、訴えの提起を行う対象者の滞納月数又は滞納総額とし、入居当初家賃の24月分、又は50万円のいずれか少ない額といたします。

3、法改正の適用者。令和2年4月1日以降の入居者、ただ、既存入居者でありましても、連帯保証人を変更するものも含むことといたします。なお、奥州市市営住宅家賃滞納解消要綱につきましては、下段の方に12条を記載しております。以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明ありました点について、ご質問等ございましたらお願いします。1番、小野優議員。

(小野優議員) 今回の設定に関しては、法の改正に伴ってというところでしたけども、全国的に身寄りのない高齢者の入居に関しては、保証人を求めなくなっているという傾向が広まりつつあります。岩手県ではまだないんですけども、こういったところに関しての今後の考え等がもしあれば、お聞かせいただければと思います。

(小野寺議長) 古山都市計画課長。

(古山都市計画課長) 連帯保証人の必要性でございますが、やはり、家賃滞納の抑止力、債務の請求先、それと緊急時の連絡先ということで、奥州市の場合は、保守、連帯保証人の要件をつけて、連帯保証人は必要としておりますが、例えばですけども、その中に、市内に住居を有することということにもなっているんですが、そういったような連帯保証人がいない場合は、その事情をきっちりと聞き取りをして、妥当であるということを経験した場合には、市外に住居を有するものでもよろしいということになっておりますし、なお、あと、連帯保証人がどうしても天涯孤独でといった場合につきましては、きちんと調査をした上で、市長が認めるときには、連帯保証人がなくても市営住宅に入るといった条例となっております。以上です。

(阿部加代子議員) 19番阿部加代子議員です。24か月分が50万円のいずれか少ない額とするということなのですけども、その極度額の設定のあり方についてお伺いをしたいというふうに思

います。他市の状況なんかも勘案しながら設定をされたのでしょうか。お伺いします。

大体6か月から33か月の間であれば、適当というふうに言われているようでありますけれども、今、先ほどもありましたけれども、連帯保証人になってくださる方がなかなか見つからないというケースもありますので、この辺の金額がどうなのかなってというようなこともありますので、保証人になるときにあまりの負担にならないようなことで考えていただければなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

(小野寺議長) 古山都市計画課長。

(古山都市計画課長) それでは他市の状況でございます。岩手県の場合は、家賃の25か月分としております。その内容としましては、法的措置をするのを7か月と決めていると。それで、その後法的措置をするための準備期間というのを、18か月見たということで25か月としているようでございます。なお、盛岡市につきましては、30万円というふうに聞いております。中身は、民事調停を行うときには、6か月もしくは20万円以下としているので、そのためにも、法的処理を考慮した上で、30万円というふうな決め方をしていると。あと、釜石市は家賃の3か月分ということで、明け渡し請求を行うときというようなことになっております。法的措置の基準を根拠としているところが多数であったことから、奥州市としては、今回制定しました、24か月もしくは50万円ということで考慮したということでございます。以上です。

(小野寺議長) 他にございませんか。無いようでございますので 民法改正に伴う出資住宅入居者に求める連帯保証人の極度額設定については、以上といたします。

以上をもって説明事項を全部、終了しました。暫時休憩します。

(2) 報告事項 (略)

4 その他 (略)

5 閉会 (略)

学校給食費の改定について

奥州市の学校給食費は、市町村合併後の平成20年度に市内の給食費を統一した以降、改定を行わず据え置きとしてきました。これまで消費税率の引き上げや、主食や牛乳など給食用食材価格の上昇が続く中、給食提供回数の調整により給食費を据え置いてきましたが、現状の給食費では地場産物の使用や必要な栄養化等を満たした給食の提供が困難となったため、令和2年度から学校給食費を改定するものです。

1 改定までの検討・協議経過について

平成27年度

学校給食に係るアンケート調査の実施(小4・中2の保護者、学校)

平成28年度～30年度

県内市町村の改定状況調査、改定方針の協議

令和元年9月27日

第2回奥州市学校給食運営協議会で給食供給日数改定(8日増)の協議

⇒ 1食単価引き上げについての意見を付して了承

10月25日

教育委員会定例会にて運営協議会審議結果報告 ⇒ 原案了承

11月5日

学校給食供給日数の決定

12月2日

第3回奥州市学校給食運営協議会で給食費1食単価改定について協議

⇒ 出席委員の全会一致で原案了承

12月26日

教育委員会定例会にて運営協議会審議結果報告 ⇒ 原案了承

令和2年1月

令和2年度からの学校給食費の決定

2 決定内容について

学校給食の供給日数

令和2年度からの給食供給日数は次のとおり8日追加します。

小学校 173日(現行 165日)

中学校 167日(現行 159日)

学校給食費

令和2年度の1食当たりの給食単価について、牛乳の1本当たりの単価契約の上昇分である12.5円を端数切り上げた、13円の増額改定をします。

1 食単価の見直しに当たっての構成比較

(現在)

単位:円

区 分	小学校	中学校
米(小:75g 中:100g)	22.95	30.60
牛乳 (200 ml)	42.39	42.39
その他材料	188.66	226.01
計	254.00	299.00



(物価上昇反映単価)

区 分	小学校	差額	中学校	差額
米(小:75g 中:100g)	27.15	4.2	36.20	5.6
牛乳 (200 ml)	54.89	12.5	54.89	12.5
その他材料	207.96	19.3	248.91	22.9
計	290.00	36.0	340.00	41.0

小学校 254 円 ⇒ 290 円 / 36 円の引き上げ(年間 8,270 円の増額)

中学校 299 円 ⇒ 340 円 / 41 円の引き上げ(年間 9,180 円の増額)

平成20年度と令和元年度の実費を比較し、その上昇額を給食費へ反映させると、1食当たりの改定額が上記のとおりとなり、保護者負担が大きいことから、今回の改定は牛乳単価の上昇分のみとした。

(単位:日、円)

区 分	現行(R元)		改定(R 2)			増減		
	日数	金額	日数	積算額	金額	日数	金額	
小 学 校	1食当たり金額	254		—	267		13	
	年額	165	41,900	173	46,191	46,100	8	4,200
	月額(年10回割)		4,190			4,610		420
中 学 校	1食当たり金額		299		—	312		13
	年額	159	47,600	167	52,104	52,100	8	4,500
	月額(年10回割)		4,760			5,210		450

※奥州市の学校給食費は、5月から2月までの10回払いとなっています。

3 令和3年度以降の改定に向けた取り組み

今回の学校給食費の改定に伴う、家計負担感の実態調査については、保護者へのアンケート調査を実施します。併せて、消費税率引き上げによる運搬費等、食材費への跳ね返りの影響等の確認を行い、1食単価改定の必要性について、調査・分析しながら検討することとします。

シックスクール症候群等発症児童の支援について

奥州市立胆沢第一小学校においてシックスクール症候群又は化学物質過敏症を発症した児童の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、当該疾病の治療に要する療養費、交通費等に対して行っている療養費等助成金について、初診の日から10年を経過しても治癒に至らない発症児童が見込まれることから、初診の日から10年限りとしていた助成金の対象期間を、発症児童が学校等に在学している間は助成の対象とする期間とするよう改め、もって保護者の経済的な負担の軽減を図ります。

記

1 支援対象（令和元年12月末日現在） 5名

- (1) 初診日から10年を経過する日が令和2年3月4日の発症児童
大学（4年制）2年生 1名
- (2) 初診日から10年を経過する日が令和2年4月20日の発症児童
大学（4年制）1年生 1名
- (3) 初診日から10年を経過する日が令和2年8月4日の発症児童
専門学校（2年制）1年生 2名、高等学校1年生 1名

2 関係要綱の改正

奥州市シックスクール症候群等療養費等助成金交付要綱の一部改正
施行日 令和元年12月26日

3 改正概要

- (1) 治癒の定義に規定する「発症児童の初診の日から10年を経過したとき。」を削ったこと。
- (2) 助成金の対象とする期間を改めたこと。

治癒の日までの期間内に次のいずれかに該当した場合は、該当した日の前日までの期間とする。

ア 就職又は起業をしたとき。

イ 大学院に入学したとき。

ウ 学校教育法に基づく学校その他の教育施設及び市長が特に認める教育訓練施設に在学しなくなったとき。

例 進学した大学又は専門学校を途中で退学したとき（留年、休学等は該当しない。）。

エ 進学的意思を有し、かつ、学校等に在学していない期間が連続して2年を超えたとき。

例 高校生が大学等への進学のため、2年を超えて浪人したとき。

奥州市シックスクール症候群等療養費等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 奥州市立胆沢第一小学校（以下「胆沢第一小学校」という。）においてシックスクール症候群又は化学物質過敏症（以下「シックスクール症候群等」という。）を発症した児童の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、当該疾病の治療に要する療養費、交通費等に対して、予算の範囲内で奥州市補助金交付規則（平成18年奥州市規則第59号）及びこの告示によりシックスクール症候群等療養費等助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発症児童 胆沢第一小学校に在学し、又は在学していた児童で、平成21年8月以後に胆沢第一小学校校舎大規模改造工事が原因と推測されるシックスクール症候群等が発症したものをいう。
- (2) 療養費 発症児童の医療機関での療養に係る費用をいう。
- (3) 調剤費 発症児童の保険薬局での調剤に係る費用のうち、医師の処方に基づくものをいう。
- (4) 治療用装具費 発症児童の治療用装具に係る費用のうち、原則医師の指示に基づくものをいう。
- (5) 運賃 発症児童が医療機関を受診するときに要した公共交通機関の鉄道賃及び車賃（保護者が付き添ったときは、保護者1人の鉄道賃及び車賃を含む。）をいう。
- (6) 高速道路通行料 発症児童が医療機関を受診する場合に、保護者が自家用車で送迎したときの高速道路の通行料をいう。
- (7) 燃料代 発症児童が医療機関を受診する場合に、保護者が自家用車で送迎したときの自家用車の燃料代をいう。
- (8) 初診 医師がシックスクール症候群等と診断した最初の診察をいう。
- (9) 治癒 初診の日以後最初に到来する次に掲げるときをいう。
 - ア 医師がシックスクール症候群等の治癒又は症状固定を診断したとき。
 - イ 発症児童が医師からシックスクール症候群等に該当しないと診断されたとき。
 - ~~ウ 発症児童の初診の日から10年を経過したとき。~~

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、発症児童の保護者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、発症児童が治癒後に再度シックスクール症候群等が発症したときの当該発症児童の保護者は、助成金の交付対象者とししない。

(助成金の対象経費等)

第4条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、療養費、調剤費及び治療用装具費（以下「医療費」という。）並びに県内の医療機関を受診に必要な運賃、高速道路通行料及び燃料代（以下「交通費」という。）で、発症児童のシックスクール症候群等の治療に要する経費とし、助成の対象とする期間は、初診の日から治癒の日までの期間とする。ただし、発症児童が初診の日から治癒の日までの期間内に次の各号のいずれかに該当した場合における助成の対象とする期間は、初診の日から当該各号のいずれかに該当した日の前日までの期間とする。

- (1) 就職又は起業をしたとき。

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院に入学したとき。

(3) 学校教育法に基づく学校その他の教育施設及び市長が特に認める教育訓練施設（以下「学校等」という。）に在学しなくなったとき（進学（大学院への進学を除く。次号において同じ。）の意思を有する場合を除く。）。

(4) 進学の意味を有し、かつ、学校等に在学していない期間が連続して2年を超えたとき。

2 助成金の額は、次の各号に掲げる対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 医療費 自己負担の額（文書作成料にあっては、助成金の申請、治癒の確認及びシックススクール症候群等であることの証明に必要な診断書等に要した費用に限る。）

(2) 交通費 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 運賃 最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の運賃として奥州市職員等の旅費に関する条例（平成18年奥州市条例第49号。以下「条例」という。）により算定した額

イ 高速道路通行料 条例による職員の車賃の例により算定した額

ウ 燃料代 条例別表第1に規定する車賃に別に定める医療機関までの距離を乗じて得た額

3 市長は、保護者が県外の医療機関での診察を希望し、必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、県外の医療機関までの交通費及び宿泊費を対象経費とすることができる。この場合において、宿泊費に係る助成金の額は、条例別表第1に規定する宿泊料の範囲内において、その実費相当額とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）による災害共済給付制度の受給要件を満たす場合は、センターの給付の対象となる医療費については、対象経費としない。

（提出書類及び提出期日）

第5条 助成金の交付を受けようとする保護者は、奥州市シックススクール症候群等療養費等助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、別表の左欄に掲げる対象経費の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類を添付して、診療月ごとに対象経費をとりまとめたうえで、診療月の翌月から起算して3月以内に申請しなければならない。

2 前項による助成金の交付申請は、給付事由が生じた日から2年を経過したときは行うことができない。

（助成金の支給）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに審査のうえ、支給の可否について決定し、その結果を奥州市シックススクール症候群等療養費等助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとし、助成金の交付決定者に対し、遅滞なく助成金を支給するものとする。

（助成金の返還）

第7条 保護者は、助成金の支給を受けた後に、第4条第4項に定める受給要件を満たすこととなったときは、速やかに奥州市シックススクール症候群等療養費等助成金返還申出書（様式第3号）を提出し、対象経費とした医療費に係る助成金を返還しなければならない。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

以下略

ICT教育環境整備について

令和元年度予算により進めているICT教育環境整備の一部が実施できない見込みとなったことから、その内容について報告するものです。

1 実施できないこととなった経緯

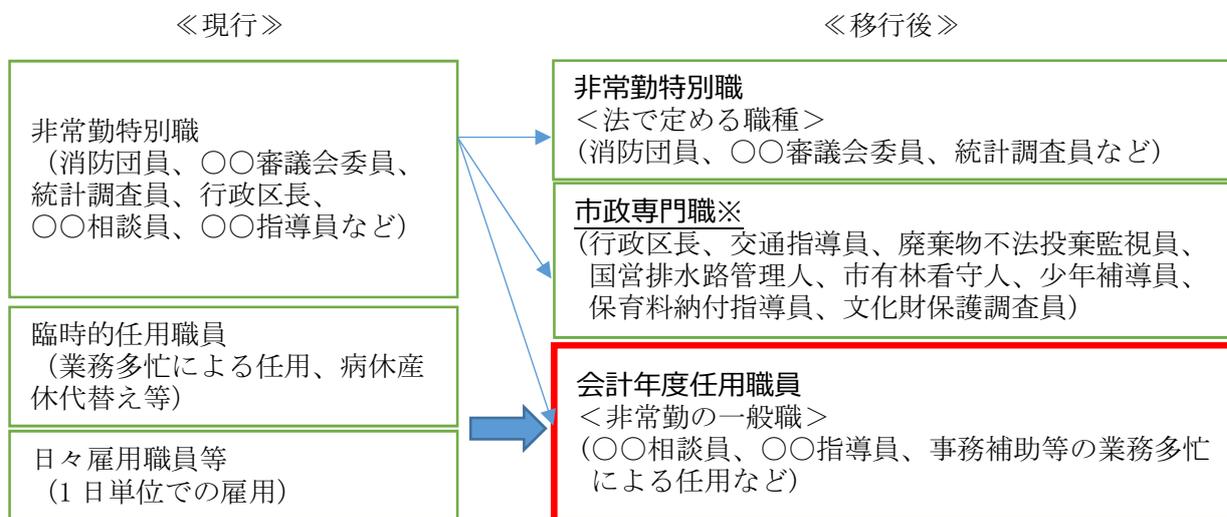
パソコン等のCPU供給大手（シェア80%超）であるインテル社が需要過多により納期が遅れる旨を令和元年11月20日に発表し、富士通株式会社、日本電気株式会社等が製造遅延や一時的な受注停止を発表しました。このことを踏まえ、当市が令和元年12月以降に実施を予定していたICT教育環境整備については、今年度内の必要な事務手続きができないものと判断し、来年度の整備とします。

2 ICT教育環境整備の内容

	対象	整備	執行実績（見込み）	備考
令和元年度	全ての小中学校	校内無線LAN整備	<u>工事</u> 発注 令和元年8月21日 完了 令和元年12月28日	
	小学校24校 〔現状〕平成26年度にノートPCを更新 ・各校1学級分 ・2人に1台程度	<u>2in1PCへの更新</u> 〔内容〕 ・総数560台 ・各校1学級分 ・1人に1台	<u>5年リース</u> 契約 令和元年12月12日 開始 令和2年3月25日	<u>2in1PCとは</u> ノート型PCとタブレット型PCの両方の使い方ができるモバイル端末
	全ての小中学校 〔現状〕一部の普通教室に大型提示装置が配置	既存装置がない普通教室への <u>大型提示装置の配置</u> 〔内容〕 総数202台	<u>5年リース</u> 契約 令和2年1月下旬 開始 令和2年3月25日	〔配置内容〕 小学校141台 中学校 61台
令和2年度	全ての中学校と小学校3校 〔現状〕平成29年度にノートPCを更新	<u>タブレットの追加</u> 〔内容〕 ・総数（見込み）387台 ・各校1学級分 ・1人に1台	<u>5年リース</u> 契約 令和2年5月中旬 開始 令和2年9月	
	全ての小中学校 〔現状〕平成26年度に更新した校務用PC	<u>校務用PCの更新（校務用支援システムの導入を含む。）</u> 〔内容〕 総数（見込み）730台	<u>5年リース</u> 契約 令和2年5月中旬 開始 令和2年11月	〔対応〕 現状の校務用PCリースを延長

会計年度任用職員制度の概要と移行準備について

1. 制度移行について



※市政専門職… 有償で市に協力いただく方々で、謝礼を支払う形となります。役割や処遇はこれまでと変わりませんが、公務員という身分ではなくなるため、設置要綱等において守秘義務等の服務について規定することとなります。なお、災害補償は市で予算措置します。

2. 制度の概要（基本的事項）

会計年度任用職員の身分は、「非常勤の一般職」となり、服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム職員を除く））が適用され、懲戒処分等の対象となります。

(1) 勤務時間

基本的に週 30 時間を上限とします。ただし、幼保施設の保育士等一部の職種については常勤職員と同じ週 38.75 時間（フルタイム）勤務を可とします。

(2) 報酬水準

期末手当 2.6 月分の支給を前提に、現在の年額報酬を確保する設定とします。

- ① 期末手当 任用期間が 6 ヶ月以上かつ勤務時間が週 15 時間 30 分以上であることを要件に 6 月と 12 月の年 2 回、各 1.3 月分を支給します。ただし、令和 2 年 6 月の期末手当については、在職期間が 4 月及び 5 月の 2 ヶ月のため、制度上、満額支給となりませんが、令和 2 年 3 月 31 日までの任期に引き続いて任用される場合に限り、その引き続く在職期間を考慮して支給します。
- ② 諸手当 通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の相当額を支給します。

《主な報酬単価》

職種	勤務時間	時給等推移	年額推移 (期末手当 2.6 月分を含む)
事務補助	フル ⇒ 週 30 時間	916 円/時間 ⇒ 976 円/時間	1,725 千円 ⇒ 1,731 千円
保育教諭	フル ⇒ フル (変更なし)	198,450 円/月 ⇒ 178,500 円/月	2,296 千円 ⇒ 2,606 千円
市税徴収員	週 29 時間 ⇒ 週 30 時間	136,000 円/月 ⇒ 123,096 円/月	1,632 千円 ⇒ 1,797 千円

(3) 休暇制度

現行制度を基本に岩手県の休暇制度を考慮して規定します。

- ①年次休暇 1 週間の勤務日数又は年間の任用期間における勤務日数ごとに上限を 20 日として付与します。(前年度付与残日数の翌年度への繰り越し可)
- ②病欠休暇 3 ヶ月(生活習慣病又は特定疾患の場合は 6 ヶ月、結核の場合は 1 年)の範囲内で療養に必要と認められる期間取得できます。
- ③特別休暇
 - ア 有給休暇 公民権の行使、官公署(裁判所等)への出頭、予防接種又は健診、現住居の滅失等、出勤困難、退勤途上危険回避、忌引、子の看護、夏季休暇、結婚、短期介護、生理日の就業困難
 - イ 無給休暇 上記以外の常勤職員に付与される特別休暇

3. 制度移行に伴う財政負担増

人件費内訳	増額見込み	摘要
年額報酬(給与)	約 2 億 2 百万円	期末手当(2.6ヶ月)を含む
社会保険料等	約 3 千万円	共済負担金・社会保険料・雇用保険料ほか
退職手当負担金	約 4 千 4 百万円	
合 計	約 2 億 7 千 6 百万円	

4. 移行の準備について(今後の予定)

- 1 月 20 日 議会全員協議会
所属所担当向け制度説明会
(現非常勤特別職及び臨時職員等への説明)
- 23 日 広報等による会計年度任用職員の募集の開始
- 2 月～3 月 奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正
奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例の一部改正
各課等における要領等の改正、任用手続き等
- 4 月 制度移行

5. その他(働き方改革に関連する条例整備等) ※議会 2 月定例会へ提案予定

働き方改革を推進するための関係条例の整備に関する条例の制定

- ・奥州市一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(超過勤務命令の上限規制)
- ・奥州市職員の育児休業に関する条例、奥州市一般職の職員の給与に関する条例(育児短時間勤務制度)

指定管理者候補者について

総務企画部行政経営室

指定管理者選定委員会審査結果（市議会令和2年第1回定例会提出議案）

<指定管理候補者選定状況>

公の施設の名称	公募 非公募	指定期間	申請者	審査 結果	審査 方法	ページ
江刺ターミナルプラザ	非公募	1年	岩手県交通株式会社	選定	合議	2
奥州市温泉保養施設ひめかゆ	非公募	1年	株式会社ひめかゆ	選定	合議	5
フラワーガーデンひめかゆ						
ひめかゆグルメハウス						
交流促進センターやけいし館						
ひめかゆハーブの家						
奥州市農村ふれあいセンター						
衣川歴史ふれあい館	非公募	1年	一般社団法人 奥州市観光物産協会	選定	合議	8

<選定委員会>

1 委員

(1) 学識経験者 及川幹雄（税理士）

小澤絹子（元奥州市教育委員）

菊地浩明（奥州商工会議所専務理事）

長谷川一彦（（特非）高齢者地域福祉サポートセンター理事長）

(2) 市職員 3人（副市長、総務企画部長、財務部長）

2 審査

(1) 選定委員会開催日 令和2年1月8日（水）

(2) 出席委員数 上記1委員のうち6名

<選定の基準及び方法>

令和元年11月18日全員協議会資料のとおり。

指定管理施設管理運営計画書

施設担当課	総務企画部元気戦略室	記入者職氏名	副主幹 及川政典	提出日	令和2年1月9日
施設名称	江刺ターミナルプラザ	施設所在地	江刺		
指定期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日（1年間）	公募・非公募の別	非公募		
施設設置目的	バス利用者の利便性を確保するとともに快適な市民生活の実現のため	新規・継続の別	継続		
		指定管理料の有無	有		
施設概要	平成12年4月開設。鉄骨造2階建て（延床面積568.71㎡）、1階（市民ラウンジ、インフォメーションコーナー、事務室、会議室等）2階（多目的ホール）	指定管理料の区分	指定管理料＋利用料金		
非公募理由及び指名理由	指定管理者候補者を非公募とした理由	下記の指定管理候補者を指名した理由			
	当該施設は、江刺バスセンターとして、奥州市営バスの発着所、路線バス、高速バスとの結節点の機能を果たし、バス運行事業者がバスカードや定期券の販売、バス利用案内を行っている。バス運行事業者が施設と一体的に管理することにより、バス利用者の利便性が高まり、施設の設定目的達成に大きく寄与できるため。	市営バスを含め江刺バスセンターを発着するバスのほぼ全てを岩手県交通（株）が運行しており、バス利用者からの問い合わせ対応や案内、バスカード・定期券販売等、バスセンター機能が効果的に発揮できるのは、当該事業者のみであること。			

1 指定管理候補者の概要

団体の概要	団体名	岩手県交通株式会社	団体の主な活動内容		
	所在地	岩手県盛岡市盛岡駅前通3番55号	一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 （奥州市内における運行事業）		
	代表者名	代表取締役会長兼社長 本田 一彦	路線バス（水沢前沢線、水沢金ヶ崎線、水岩線ほか）、コミュニティバス（Zバス、市営バス）、スクールバス（江刺地域）		
	連絡先	019-604-1552			
	担当者名	浦部 和之			

2 施設の管理体制

職員体制	職名	氏名	担当業務の内容	勤務日	資格
	統括管理者	菅原 達郎	施設管理全般	週4日	R2年3月 防火管理者取得予定
	窓口案内	土井和枝ほか2名	窓口対応、施設管理補助	シフト制（7:00～17:00）	

3 危機管理対策

緊急時の対応	非常時の連絡系統			災害時等訓練計画	
	非常事態発生	→ 統括管理者	→ 総務課長	→ 代表取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・火災通報・消火・避難誘導訓練を実施する。 ・災害時に的確な対応ができるよう、関係機関との協力体制をとり、適時、消防設備の取扱いについての確認・訓練を行う。
個人情報の取り扱い	個人情報の保管及び取り扱いの方針			職員等への指導方法	
	岩手県交通株式会社「個人情報保護規程」に基づいて、慎重に取り扱う。個人情報の事務所外への持ち出しは原則禁止とし、不要な情報資料はシュレッダーにより廃棄する。			「個人情報保護規程」の説明により指導する。	

4 施設の管理運営

区分	年間運営計画		一日の標準的な業務計画		
運営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・バスターミナル、多目的ホール及び会議室を有する公共複合施設として、全ての利用者に安全、安心、快適を最優先する運営を行う。 ・江刺地域観光の窓口として、えさし藤原の郷、観光物産協会と連携して情報発信に努める。 		<ul style="list-style-type: none"> ・館内外の清掃・維持点検 ・公共交通機関の問い合わせ・観光等の案内対応 ・会議室・多目的ホールの貸出手続 ・業務日誌の作成（職員の情報共有） 		
休館日及び夜間の施設管理	休館日		夜間		
	機械警備		機械警備		
施設の再委託	業務名	業務内容		委託業者名	
	清掃業務	施設内外の清掃、ごみ回収・廃棄等		江刺総業(株)	
	機械警備業務	無人時間帯の防犯、火災監視		セコム(株)	
	施設管理（夜間）業務	午後5時以降閉館までの施設管理		夜間常直者会	
	自動扉保守管理業務	自動扉開閉装置の点検保守管理		フルテック(株)	
	消防用設備点検業務	消防用設備点検		江刺電工(株)	

5 事業の実施

区分	実施時期	事業内容	使用する施設
市指定事業	通年	施設の維持管理	江刺ターミナルプラザ
	通年	施設の使用許可、利用料金徴収事務	会議室、多目的ホール
自主事業		未定（バス交通計画策定後バス利用促進事業を検討）	

6 施設の利用見込み

利用計画	利用区分等	H30利用実績（人）	R2利用見込（人）	対H30対比（%）
	会議室		1,343	900
多目的ホール		1,102	1,800	163.3%
利用者等への周知方法		施設利用促進に係る広報計画		
・館内への利用料金表の掲示		・市営バス車内への掲示、広報誌の活用 ・既存利用者への口コミ広報依頼		

7 利用者評価

区分	実施の可能性	実施時期	実施内容
利用者アンケート	可能・困難	通年	館内にはアンケート用紙を備え、利用者の要望を把握する。
利用者からの苦情・要望等	苦情等への対応方法		管理運営への反映方法
	・アンケートのほか、窓口、電話等での苦情・要望を随時受け付ける。 ・苦情・要望があった場合、その内容について社内で検討のうえ、対応する。		・軽微な案件は、速やかに改善策を講じる。 ・重要な案件は、奥州市と協議し対応策を講じる。 ・業務日誌により、職員間の情報共有を図る。

8 収支計画

収支計画 (単位：円)	指定管理者収支計画							参考
	項目	R2	R3	R4	R5	R6	計	H30収支実績
収入	利用料金	162,000					162,000	162,480
	指定管理料	8,009,000					8,009,000	5,552,000
	自動販売機販売手数料	142,000					142,000	148,499
	その他							3,920
	(計)	8,313,000					8,313,000	5,866,899
支出	人件費	2,595,000					2,595,000	324,000
	報償費							
	需用費	2,388,000					2,388,000	2,424,585
	役務費	192,000					192,000	429,819
	委託料	3,026,000					3,026,000	2,965,392
	使用料・賃借料	112,000					112,000	114,683
	租税公課							11,405
	事業費							
	自主事業							
	その他	24,000					24,000	12,540
(計)	8,337,000					8,337,000	6,282,424	
損益	△ 24,000					△ 24,000	△ 415,525	
主な増減の理由 (H30収支実績比較)	指定管理者制度導入時の指定管理者である早池峰バス㈱は、本施設に事務所機能を置き職員が常駐していたため、人件費は再委託業務契約や使用許可手続、事業報告書作成等の事務処理時間分のみ算定していた。平成29年度から全事業譲渡により岩手県交通㈱が指定管理業務を引き継いだ。指定期間中（平成26～30年度）のため指定管理料の変更は行わず、岩手県交通が人件費のほとんどを負担していた。新たな指定期間となる平成31年度から人件費相当額を指定管理料へ算入することとしたため、収支とも30年度対比で大幅増となったもの。							

〔備考〕

施設担当課意見記入欄
本年度策定予定の第3次奥州市バス交通計画においても本施設の今後のあり方を検討したところであるが、江刺地域を運行する市営バスのターミナル、路線バスや高速バスへの乗り継ぎのための結節点、バスカード・定期券販売や窓口案内の各機能を併せ持つ施設を代替できる施設はなく、現時点では現指定管理者による運営管理が最適と考えている。

江刺ターミナルプラザの指定管理に係る収支計画書

単位：円

		令和2年度					計	
収 入	利用料金	162,000					162,000	
	市からの指定管理料	8,009,000					8,009,000	
	自動販売機販売手数料	142,000					142,000	
	計	8,313,000	0	0	0	0	8,313,000	
支 出	大項目	中項目	小項目					
	人件費							
		2,595,000	0	0	0	0	2,595,000	
	給与							
		1,362,000	0	0	0	0	1,362,000	
		給料・諸手当	1,356,000				1,356,000	
		社会保険料等	6,000				6,000	
	賃金							
		1,233,000	0	0	0	0	1,233,000	
		賃金	1,233,000				1,233,000	
		社会保険料等					0	
	福利厚生費							
		0	0	0	0	0	0	
							0	
							0	
	運営費		5,742,000	0	0	0	0	5,742,000
	報償費		0	0	0	0	0	0
								0
								0
	旅費		6,000	0	0	0	0	6,000
		旅費	6,000					6,000
								0
	需用費		2,382,000	0	0	0	0	2,382,000
		消耗品費	59,000					59,000
		燃料費	438,000					438,000
		食糧費	0					0
		印刷製本費	25,000					25,000
		光熱水費	1,810,000					1,810,000
		修繕費	50,000					50,000
								0
	役務費		192,000	0	0	0	0	192,000
		通信運搬費	176,000					176,000
	手数料	0					0	
	保険料	16,000					16,000	
							0	
委託料		3,026,000	0	0	0	0	3,026,000	
	清掃業務委託料等	3,026,000					3,026,000	
							0	
							0	
							0	
使用料及び賃借料		112,000	0	0	0	0	112,000	
	使用料	112,000					112,000	
							0	
							0	
租税公課		0	0	0	0	0	0	
							0	
							0	
事業費		0	0	0	0	0	0	
							0	
							0	
その他諸費		24,000	0	0	0	0	24,000	
	その他諸経費	24,000					24,000	
							0	
自主事業		0	0	0	0	0	0	
							0	
							0	
その他支出		0	0	0	0	0	0	
							0	
							0	
							0	
	計	8,337,000	0	0	0	0	8,337,000	
	損益	△ 24,000	0	0	0	0	△ 24,000	

指定管理施設管理運営計画書

施設担当課	商工観光部商業観光課	記入者職氏名	課長補佐 村上 義久	提出日	令和2年1月9日
-------	------------	--------	------------	-----	----------

施設名称	奥州市温泉保養施設ひめかゆ等	施設所在地	胆沢
指定期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日（1年間）	公募・非公募の別	非公募
施設設置目的	ア 市民の健康の維持増進及び観光の振興を図る。イ 農村地域における住民の健康の維持増進及び憩いの場を提供する。ウ 農畜産物の消費拡大を図り、都市と農村の交流を推進する。エ 多様な森林資源の活用及び都市住民等との交流を図る。オ 市民の憩いの場、コミュニケーションの醸成の場及び都市との交流の場を提供する。カ ふれあい活動による活力と魅力あるまちづくりを推進する。	新規・継続の別	継続
		指定管理料の有無	有
施設概要	ア 奥州市温泉保養施設ひめかゆ(ア) 本館(イ) ほっと館(ウ) ゆうゆうプラザひめかゆ、イ フラワーガーデンひめかゆ、ウ ひめかゆグルメハウス、エ 交流促進センターやけいし館、オ ひめかゆハープの家、カ 奥州市農村ふれあいセンター	指定管理料の区分	指定管理料+利用料金
非公募理由及び指名理由	指定管理者候補者を非公募とした理由	下記の指定管理候補者を指名した理由	
	奥州市指定管理者制度導入指針 3の(1)エに該当するため(法人等の設立目的とその設置目的等が密接不可分である施設や法人等の役割と施設の設置目的・機能の全部又は一部が合致する施設であり、当該法人等が管理運営を行うことにより、安定的・効果的な施設運営が期待できる場合)。	1 株式会社ひめかゆは、平成3年に温泉保養施設の管理運営を目的に設立された法人で、市が過半数以上の株式を保有する第三セクターである。2 温泉保養施設の営業開始当初から、施設の運営管理を委託している法人で保養施設の管理運営ノウハウを持っている地元法人である。3 温泉保養施設に隣接する施設の管理は、同一の管理者に委託する。4 積極的に地元雇用に努めている法人である。5 利用者が快適に利用できるよう、設備・備品に法人自らの資金を投入して環境改善に努めている法人である。6 これまで、指定管理者として良好な管理運営に努めた法人である。	

1 指定管理候補者の概要

団体の概要	団体名	株式会社 ひめかゆ	団体の主な活動内容 ・温泉旅館ホテル食堂等の観光施設の経営並びに経営受託 ・飲食物、日用品雑貨の販売受託 ・公共施設の管理受託
	所在地	奥州市胆沢若柳字天沢52番地7	
	代表者名	代表取締役 小沢 昌記	
	連絡先	TEL0197-49-2006 FAX0197-49-2007	
	担当者名	専務取締役支配人 渡辺 和也	

2 施設の管理体制

職員体制	職名	氏名	担当業務の内容	勤務日	資格
	支配人	渡辺 和也	統括、企画営業課長兼務	週40時間以内、2週サイクルの3交代制	温泉ソムリエ、温泉健康指導士
	企画営業部次長	阿部 知司	統括補佐、業務管理課長兼務	週40時間以内、2週サイクルの3交代制	甲種防火管理者、安全運転管理者
	施設業務副主任	高橋 好明	施設管理業務全般	週40時間以内、2週サイクルの3交代制	危険物取扱者

3 危機管理対策

緊急時の対応	非常時の連絡系統	災害時等訓練計画
	・支配人→消防署・警察・関係機関へ通報。役員への報告協議、指示命令の統括。 ・企画営業部次長→利用者誘導、社員緊急招集配置、施設設備点検。	5月、11月 火災訓練及び避難誘導訓練
個人情報の取り扱い	個人情報の保管及び取り扱いの方針	職員等への指導方法
	情報の記載された利用台帳等は、鍵のかかる書庫で10年間保存する。個人情報のメモ等は全てシュレッダーで処理する。	従業員には、朝礼等で個人情報や知りえた秘密の保持義務を徹底するとともに、採用時、誓約書に退職後の秘密保持を義務づけている。

4 施設の管理運営

区分	年間運営計画	一日の標準的な業務計画	
運営計画	管理運営にあたっては、「お客様ファースト」を基本とし、安全で快適な施設とするよう従業員一丸となって業務にあたることに、可能な限り、一層の経費削減に取り組む。 【具体的な年間計画】4月桜祭り、5～6月さなぶり、7～8月夏休み、9月収穫祭、10月紅葉祭り、11～12月忘年会、1月新年会、2～3月歓迎迎会等のプランを企画し誘客に努める。	8:00朝礼、館内清掃、送迎バス運行 9:30開館 入浴・休憩・売店・食堂 12:30遅番出勤 13:30社員昼食休憩 15:00館内清掃、送迎バス運行 15:30日帰り宴会終了、宿泊客チェックイン 17:30早番退勤 18:00宿泊客夕食宴会 21:00日帰り入浴閉館、浴槽清掃、お湯の張替え、夕食片付け、館内清掃 21:30遅番退勤 22:00宿直者引継	
休館日及び夜間の施設管理	休館日	夜間	
	第4月曜日 休館日は機械警備	宿直業務係を配置し、交代制で宿直にあたる。この他は機械警備。	
施設の再委託	業務名	業務内容	委託業者名
	エレベーター保守管理	ひめかゆエレベーター保守管理 やけいし館エレベーター保守管理	フジテック 日本オーチス
	自動ドア保守管理	ひめかゆ自動ドア保守点検 やけいし館自動ドア保守点検	寺岡ファシリティーズ岩手 岩手ナブコ
	機械警備	ひめかゆ機械警備 やけいし館機械警備	ALSOK セコム
	他		

5 事業の実施

区分	実施時期	事業内容	使用する施設
市指定事業	通年	来館者対応、利用許可、利用料金徴収業務等	ひめかゆ、ハーブの家、やけいし館、農村ふれあいセンター
	通年	建物管理、駐車場管理、植栽管理、物品管理、修繕・改修（1件20万円未満）等	ひめかゆ、ハーブの家、グルメハウス、やけいし館、農村ふれあいセンター、フラワーガーデン
	通年	附帯業務（来館者数管理、利用者アンケート、研修の実施等）	ひめかゆ、ハーブの家、グルメハウス、やけいし館、農村ふれあいセンター、フラワーガーデン
自主事業	通年	奥州市産農畜産物の販売促進と地産地消への取り組み促進のための飲食の提供	ひめかゆ、グルメハウス
	通年	カヌー競技や奥州湖を訪問客に市内お土産品の販売促進を通じて物産振興を図る	ひめかゆ、グルメハウス、ハーブの家

6 施設の利用見込み

利用計画	利用区分等	H30利用実績（人）	R2利用見込（人）	対H30対比（%）
	利用者数（ひめかゆ、ハーブの家、やけいし館）		147,852	150,900
	利用者等への周知方法	施設利用促進に係る広報計画		
	新聞広告、ホームページ、館内看板及びチラシ等による告知	インターネットを活用した販売・宣伝、各種イベントの実施、広告の見直し・強化、大手旅行代理店との提携、ひめかゆ施設周辺の環境や素材を活かした商品開発等に取り組む。		

7 利用者評価

区分	実施の可能性	実施時期	実施内容
利用者アンケート	可能・困難	随時	宿泊客及び食堂におけるアンケート用紙への記入回答。回答内容は、定例経営企画会議や取締役会で議論し管理運営に反映させる。
利用者からの苦情・要望等	苦情等への対応方法		管理運営への反映方法
	支配人がクレーム内容について聞き取り、利用者へ説明と理解を求める。		定例経営企画会議や取締役会で議論し管理運営に反映させる。

8 収支計画

収支計画 (単位：円)	指定管理者収支計画							参考	
	項目	R2	R3	R4	R5	R6	計	H30収支実績	
収入	営業収入	317,809,000					317,809,000	288,918,688	
	指定管理料	18,790,000					18,790,000	7,061,113	
	雑収入	50,000					50,000	3,556,116	
	その他								
	(計)	336,649,000					336,649,000	299,535,917	
	支出	人件費	87,967,000					87,967,000	82,803,177
		報償費							
		旅費	504,000					504,000	504,000
		需用費	57,258,000					57,258,000	59,995,885
		役務費	1,682,000					1,682,000	1,871,488
		委託料	4,077,000					4,077,000	4,077,000
		使用料・賃借料							
		租税公課	526,000					526,000	882,351
事業費									
自主事業		143,067,000					143,067,000	143,415,987	
その他	41,568,000					41,568,000	40,438,375		
(計)	336,649,000					336,649,000	333,988,263		
損益								△ 34,452,346	
主な増減の理由 (H30収支実績比較)	・人件費コストの上昇は、営業力強化のための営業担当部長職の新規採用によるもの ・需用費の大半を占める電力燃料費などエネルギーコストの圧縮は新電力への契約切り替え、燃油関係契約の見直しなどによる								

【備考】

施設担当課意見記入欄
指定期間を1年とした理由…当該施設については、施設譲渡に向けて株式会社ひめかゆを優先候補者として交渉を開始しており、令和2年度中にはその手続きを終了し令和3年度からは民間運営に移行するため、来年度1年限りの指定期間とするもの。

温泉保養施設ひめかゆ関連施設の指定管理に係る収支計画書

単位：円

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
収 入	営業収入	317,809,000					317,809,000
	市からの指定管理料	18,790,000					18,790,000
	雑収入	50,000					50,000
	計	336,649,000	0	0	0	0	336,649,000
支 出	大項目	中項目	小項目				
	人件費						
		給与					
			給料・諸手当				
			社会保険料等				
		賃金					
			臨時職員賃金				
			社会保険料等				
		福利厚生費					
			福利厚生費				
			その他				
	運営費						
		報償費					
		旅費					
			旅費				
		需用費					
			消耗品費				
			燃料費				
			食糧費				
			印刷製本費				
			光熱水費				
			修繕費				
		役務費					
			通信運搬費				
			手数料				
			保険料				
		委託料					
			委託料				
	使用料及び賃借料						
	租税公課						
		租税公課					
	事業費						
	その他諸費						
		その他運営費					
		材料費					
自主事業							
		宴会部門					
		売店部門					
その他支出							
	計	336,649,000	0	0	0	0	336,649,000
	損益	0	0	0	0	0	0

指定管理施設管理運営計画書

施設担当課	教育委員会事務局歴史遺産課	記入者職氏名	課長補佐 英 研治	提出日	令和2年1月9日
施設名称	衣川歴史ふれあい館		施設所在地	衣川	
指定期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日（1年間）		公募・非公募の別	非公募	
施設設置目的	郷土の歴史、民俗等に関する資料を保護活用し、郷土意識の高揚及び文化の振興を図ることを目的として設置したもの。地域の歴史と文化を学べる場となっており、当地域の歴史を広くアピールするとともに、他地域から多くの人々を招き入れ、活力ある地域社会づくりや産業振興を図っている。		新規・継続の別	継続	
			指定管理料の有無	有	
施設概要	構造：木造モルタル平屋 敷地面積：2,865.615㎡ 延床面積：488.58㎡ 施設内容：展示室・資料室・研修室・収蔵庫・その他 駐車場・敷地内の外溝・植栽		指定管理料の区分	指定管理料＋利用料金	
非公募理由及び指名理由	指定管理者候補者を非公募とした理由		下記の指定管理候補者を指名した理由		
	当該施設については、行政経営改革プランに基づき廃止する方向で見直しを進めてきたが、なお庁内ははじめ施設の方向性に関して検討する必要があることから、結論が出るまでの間、暫定的に管理を継続する必要があるため。		方向性が確定するまでの間、既に指定管理を行っている候補者に管理運営いただくことで例年同様の開館、維持管理を行い、利用者及び地域に不都合を生じさせないため。		

1 指定管理候補者の概要

団体の概要	団体名	一般社団法人 奥州市観光物産協会	団体の主な活動内容		
	所在地	奥州市水沢西町1番1号	奥州市及びその周辺地域における観光物産資源の開発、観光物産施設の整備及び観光客の誘致の促進により、観光物産事業の健全な発展を図り、もって地域経済の活性化と地域文化の振興に寄与することを目的とし事業を行う。 衣川支部実施事業 衣川地区観光PR事業		
	代表者名	会長 菊池 達哉			
	連絡先	0197-52-3750			
	担当者名	衣川支部長 三浦 秀夫			

2 施設の管理体制

	職名	氏名	担当業務の内容	勤務日	資格
職員体制	館長	三浦 秀夫	総括、労務管理・監督、事業計画、予算編成	常勤（火～日） 土日交代勤務	防火管理者
	事務職員	佐藤 龍弥	事業運営実施、経理、庶務、文書收受、広報	常勤（火～日） 土日交代勤務	
	非常勤職員		解説、環境整備	日曜日、祝祭日、指定日	

3 危機管理対策

緊急時の対応	非常時の連絡系統	災害時等訓練計画
	非常時には管理責任者及び市教育委員会へ連絡する。 1 火災の発生：利用者誘導と消防署衣川分署への通報 2 盗難・犯罪性の事件：水沢警察署へ通報 3 傷病の発生：衣川診療所へ連絡	・定期的な防災訓練を行う。 ・緊急処置の作業手順の確認。火災発生時の避難誘導と消火器操作及び連絡方法の確認。
個人情報の取り扱い	個人情報の保管及び取り扱いの方針	職員等への指導方法
	管理者の変更するパスワードでデータを扱う。 個人データの保管は、外付けハードディスクとして、パソコン上に残さない。	各自が毎日、各自の作業日報を記入し、仕事のモラルを保つようにする。月毎、毎週、毎日のミーティングで指導する。

4 施設の管理運営

区分	年間運営計画	一日の標準的な業務計画	
運営計画	地域住民に郷土の誇りと絆を醸成することを目的とし、地域の歴史と文化を学べる場として活動を行う。地域の歴史を広くPRし、活力ある地域社会づくりに貢献できるようにする。 ・施設利用者の接客には細心の注意を払い対応する。・利用調整会議等を開催し、広く市民の声を掌握し平等な利用の確保に努める。・市民の生活行動が広域化に対応しているため、一層の施設PRを推進し利用者の増大を図る。・利用者には支障のない範囲で光熱水費や燃料費等の経費削減に努める。	1 前日の申し送り事項の確認 2 当日のスケジュールと人員配置の確認及び打合せ 3 始業点検 4 開館中点検と清掃 5 終業点検 6 会計処理と報告書作成	
休館日及び夜間の施設管理	休館日	夜間	
	セコム(株)に委託して機械警備	セコム(株)に委託して機械警備	
施設の再委託	業務名	業務内容	委託業者名
	施設警備委託	施設警備	セコム(株)
	消防用設備点検業務委託	消防用設備点検	菊地電気管理事務所
	自動ドア保守点検委託	自動ドア保守点検	フルテック株式会社北上営業所

5 事業の実施

区分	実施時期	事業内容	使用する施設
市指定事業	通年	施設の維持管理、来館者対応、利用料金徴収	展示室 ほか
自主事業	通年	出前歴史講座 衣川青凜会と連携して実施、ヨガ教室	館外、展示室
	4月～12月	増沢塗り体験講座	研修室、工房
	6月下旬、11月初旬	じんば祭り 講談と芸能の上演、こども講談と歴史講談	展示室、ラウンジ、屋外

6 施設の利用見込み

利用計画	利用区分等	H30利用実績（人）	R2利用見込（人）	対H30対比（％）
	一般利用	1,014	1,000	98.6%
	自主事業	2,446	2,600	106.3%
利用者等への周知方法		施設利用促進に係る広報計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史ふれあい館の会報（年4回発行） ・ホームページの運営 ・屋外看板の掲示 		<ul style="list-style-type: none"> ・会報を年4回発行し、前沢と衣川に全戸配布する。 ・地元メディアを利用し、一般利用及び自主事業を周知する。 		

7 利用者評価

区分	実施の可能性	実施時期	実施内容
利用者アンケート	可能・困難	7月、9月	7月：簡単な項目に絞り多くの人に答えてもらい体制づくりに活かす。 9月：施設運営の問題点について意見をもらい市へ提言する。
利用者からの苦情・要望等	苦情等への対応方法		管理運営への反映方法
	<ol style="list-style-type: none"> 1 謝罪し利用者の意見を丁寧に聞き取る。 2 後日、その対処を伝える。 		クレーム情報は、スタッフ全員が共有し、管理責任者が対処の方法を教育委員会と相談し、決定する。

8 収支計画

収支計画 (単位：円)	指定管理者収支計画							参考	
	項目	R2	R3	R4	R5	R6	計	H30収支実績	
収入	利用料金	222,000					222,000	282,200	
	指定管理料	3,900,000					3,900,000	3,874,000	
	自主事業収入	490,000					490,000	631,810	
	その他							6	
	(計)	4,612,000					4,612,000	4,788,016	
	支出	人件費	2,400,000					2,400,000	2,400,000
		報償費							
		需用費	1,036,000					1,036,000	1,039,810
		役務費	131,000					131,000	129,657
		委託料	235,000					235,000	212,490
使用料・賃借料								126,394	
租税公課		330,000					330,000	286,962	
事業費									
自主事業		480,000					480,000	572,500	
その他									
(計)	4,612,000					4,612,000	4,767,813		
損益								20,203	
主な増減の理由 (H30収支実績比較)	利用料金収入について、展示物は変わっておらず、見学の来館者自体は減少傾向にあるため。 自主事業については、平成30年度は農泊事業で仙台からの体験ツアーにより収入があったが、令和2年度は実施予定がないことによる。								

〔備考〕

施設担当課意見記入欄
施設維持について経費の抑制が見込まれるほか、施設の特性を生かした自主事業（歴史講談、漆塗体験講座等）を積極的に行うことにより、市民の歴史等に係る学習や活力ある地域社会づくりに、民間のノウハウを十分に活用した住民サービスが期待できる。

衣川歴史ふれあい館の指定管理に係る収支計画書

単位：円

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計	
収 入	利用料金	222,000					222,000	
	市からの指定管理料	3,900,000					3,900,000	
	指定管理者自主事業収入	490,000					490,000	
	計	4,612,000	0	0	0	0	4,612,000	
支 出	大項目	中項目	小項目					
	人件費							
	給与							
		給料・諸手当	2,400,000	0	0	0	0	2,400,000
		社会保険料等	2,400,000					2,400,000
								0
	賃金		0	0	0	0	0	0
		臨時職員賃金						0
		社会保険料等						0
	福利厚生費		0	0	0	0	0	0
								0
								0
	運営費		1,732,000	0	0	0	0	1,732,000
		報償費	0	0	0	0	0	0
								0
								0
		旅費	0	0	0	0	0	0
								0
								0
		需用費	1,036,000	0	0	0	0	1,036,000
		消耗品費	80,000					80,000
		燃料費	45,000					45,000
		食糧費						0
		印刷製本費	111,000					111,000
		光熱水費	750,000					750,000
		修繕費	50,000					50,000
								0
		役務費	131,000	0	0	0	0	131,000
		通信運搬費	120,000					120,000
		手数料(清掃器具レンタル)	11,000					11,000
		保険料						0
								0
	委託料	235,000	0	0	0	0	235,000	
	消防設備点検	39,200					39,200	
	警備委託料	118,800					118,800	
	自動扉設備点検	77,000					77,000	
							0	
	使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	0	
							0	
							0	
							0	
	租税公課	330,000	0	0	0	0	330,000	
	消費税	330,000					330,000	
							0	
	事業費	0	0	0	0	0	0	
							0	
							0	
	その他諸費	0	0	0	0	0	0	
							0	
							0	
	自主事業	480,000	0	0	0	0	480,000	
	出前講座	410,000					410,000	
	じんば祭り	30,000					30,000	
	かがり火舞台	40,000					40,000	
	その他支出	0	0	0	0	0	0	
							0	
							0	
	計	4,612,000	0	0	0	0	4,612,000	
	損益	0	0	0	0	0	0	

第2次奥州市子どもの権利に関する 推進計画(案)について

総務企画部 元気戦略室

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の理由	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1
第2章	現状と課題	2
1	第1次推進計画の評価	2
2	実態・意識調査から見る子どもの現状	4
3	課題	20
第3章	基本理念及び基本目標	22
1	基本理念	22
2	基本目標	22
第4章	推進施策	24
	基本目標1 自分の良さを認めることのできる心を育みます	24
	基本目標2 子どもが参画できる機会を増やします	25
	基本目標3 相手を思いやる気持ちを育てます	26
	基本目標4 子どもの権利に対する意識を高めます	27
第5章	計画の推進と評価	28
1	計画の推進体制	28
2	計画の評価・検証	28

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の理由

奥州市では、1989年（平成元年）に国際連合の総会で採択された「児童の権利に関する条約」（日本は1994年に^{ひじゅん※1}批准）の趣旨を踏まえ、「奥州市子どもの権利に関する条例（以下、「権利条例」といいます。）」を定め、平成24年4月に^{しこう※2}施行しました。

この権利条例の目的「全ての子どもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送るため、子どもの権利を保障すること」を踏まえ、子どもの権利を保障するための取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目指して、平成26年3月「奥州市子どもの権利に関する推進計画（以下、「第1次推進計画」といいます。）」を策定し、平成31年3月まで推進してきました。

この第1次推進計画の取り組みや検証結果を踏まえ、第2次推進計画を策定するものです。

※1 批准…条約を国が承認すること

※2 施行…法令の効力が発生すること

《奥州市子どもの権利に関する条

（目的）

第1条 この条例は、全ての子どもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送るため、子どもの権利を保障することを目的とします。

2 計画の性格

この計画は、権利条例第20条の規定に基づき、条例の目的である子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、奥州市の取り組みを示すとともに、保護者、保育所や幼稚園などの子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民、事業者^{※3}における子どもの権利を保障するための取り組みを推進する性格を有するものです。

※3 事業者…企業や雇用者など、事業を営む人

《奥州市子どもの権利に関する条

（推進計画の策定等）

第20条 市は、この条例を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる取組を行うための推進計画を策定します。

- (1) 子どもの権利に関する情報の発信及び啓発
- (2) 子どもの権利に関する学習の機会の確保
- (3) 子どもの置かれている現状を把握するための取組
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの権利を保障するための取組

3 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第2章 現状と課題

1 第1次推進計画の評価

平成26年3月に策定した第1次推進計画は、平成30年度までを計画期間とし、「全ての子どもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送ることができるまち」を基本理念として掲げ、4つの基本目標のもと、個別の事業や取組など総合的な施策を展開してきました。

(1) 第1次推進計画の主な取組及び成果指標の達成状況

○基本目標1 自分の良さを認めることのできる心を育みます

具体的な内容
<p>①親子のふれあい推進 親子関係がより豊かなものになるように、遊びや読書など、親子でふれあう機会を積極的に創出するとともに、自分が大切にされていると子どもが感じられるよう「ほめる子育て」を推進しました。</p> <p>主な取組 地域子育て支援拠点事業、ブックスタート、家庭の日、朝食デイ、奥州市家庭読書の日の普及啓発、各種教室・健診等を通じた保健指導及び支援、妊産婦のメンタルヘルスケア、家庭訪問、「ほめる子育て」の推進</p>
<p>②親が自信を持って子育てできる環境づくり 父親、母親が自分に自信を持って子育てができるような環境づくりを進めるとともに、協力して出産・育児に臨む意識づくりを進めました。</p> <p>主な取組 子育て支援センター事業、家庭訪問、各種相談事業、パパママセミナー、男女共同参画推進事業、企業における子育て支援の普及啓発 夫婦が相互に認め合う意識づくりの推進</p>

【指標】

・「自分には何かひとつでも良いところがある」と思っている子どもの割合

(平成24年度) - % ⇒ 実績値(令和元年度) 58.4% [目標値(平成30年度) 60.0%]

※実績値(令和元年度)は、小中高生向けに実施した「奥州市子どもの権利に関するアンケート調査結果(速報値)」による

○基本目標2 子どもが参画できる機会を増やします

具体的な内容
<p>①地域における子どもの活動の充実 子どもを地域の一員として大切に、地域行事や奉仕活動、体験活動に参加しやすい雰囲気をつくるなど、子どもの活動機会や活動の場の拡大に努めました。</p> <p>主な取組 教育振興運動の推進、地域主体の取組における子どもの参加、子ども会活動、ジュニアリーダー活動</p>
<p>②学校における子どもの自主的な活動の推進 学校における子どもの自主的な活動を推進し、自己の素質や能力などを発展させる機会の創出に努めました。</p> <p>主な取組 キャリア教育、総合的な学習の時間、児童会・生徒会活動、学級活動等の特別活動の推進</p>

【指標】

・「周りの大人に、自分の考えや思いを言うことができる」と思っている子どもの割合

(平成24年度) 73.8% ⇒ 実績値(令和元年度) 71.6% [目標値(平成30年度) 80.0%]

・「友だちに、自分の考えや思いを言うことができる」と思っている子どもの割合

(平成24年度) 83.2% ⇒ 実績値(令和元年度) 78.8% [目標値(平成30年度) 90.0%]

※実績値(令和元年度)は、小中高生向けに実施した「奥州市子どもの権利に関するアンケート調査結果(速報値)」による

○基本目標3 相手を思いやる気持ちを育てます

具体的な内容

①子ども自身の子どもの権利に関する学びの支援

道徳教育や生徒指導などを含むすべての教育活動を通して、自己肯定感や他者を思いやりたり助け合ったりする心について学ぶなど、子ども自身の子どもの権利に関する学びを支援しました。

主な取り組み 人権擁護委員による人権啓発事業、社会福祉協力校、ボランティア教育、思春期保健講話事業、思いやりの心を育む道徳教育や生徒指導の充実、子どもの権利に関する子ども向けの普及啓発資料の作成、中学生のための命の大切さを考える講演会、孫世代のための認知症講座

【指標】

・「家族や友だち、先生など、周りの人から大切にされている」と思っている子どもの割合

(平成24年度) 66.0% ⇒ 実績値(令和元年度) 78.6% [目標値(平成30年度) 75.0%]

※実績値(令和元年度)は、小中高生向けに実施した「奥州市子どもの権利に関するアンケート調査結果(速報値)」による

○基本目標4 子どもの権利に対する意識を高めます

具体的な内容

①子どもの権利に関する普及啓発及び学びの支援

広報や各組織の活動を通して、子どもの権利に対する理解をより深めることができるよう啓発しました。

主な取り組み 広報等での普及啓発、人権擁護委員による人権啓発事業、教育振興運動の推進、子育てサポーターの養成と活用

【指標】

・「奥州市子どもの権利に関する条例」を知っている、聞いたことがある子どもの割合

(平成24年度) 11.8% ⇒ 実績値(令和元年度) 20.6% [目標値(平成30年度) 50.0%]

※実績値(令和元年度)は、小中高生向けに実施した「奥州市子どもの権利に関するアンケート調査結果(速報値)」による

・「奥州市子どもの権利に関する条例」を知っている、聞いたことがある大人の割合

(平成24年度) 31.7% ⇒ 実績値(令和元年度) 38.5% [目標値(平成30年度) 50.0%]

※実績値(令和元年度)は、保護者向けに実施した「奥州市子どもの権利に関する実態・意識調査結果(速報値)」による

(2) まとめ

上記(1)の主な取組をはじめ、第1次推進計画で実施した取組や施策を通して子どもの権利の保障を総合的に進めてきたことで、一定の成果を生んでいると評価することができます。

しかしながら、基本目標4の「奥州市子どもの権利に関する条例」を知っている、聞いたことがある子ども及び大人の割合の指標については、課題が残るものとなっています。

したがって、第2次推進計画においては、第1次推進計画の基本的な考え方を引き続き推進しつつ、子どもの権利の保障を一層進めるよう、取り組んでいく必要があると考えられます。

2 実態・意識調査から見る子どもの現状

子どもや保護者の実態・意識を把握し、第2次推進計画を策定する際の基礎資料とするため、令和元年7月に、大人、子どもそれぞれ約1,000人を対象とした「子どもの権利に関するアンケート調査及び実態・意識調査」を実施しました。この調査結果を踏まえ、平成24年度に行った「子どもの権利に関する実態・意識調査」と比較検証を行い、現状を整理します。

(1) 自己肯定感^{※4}について

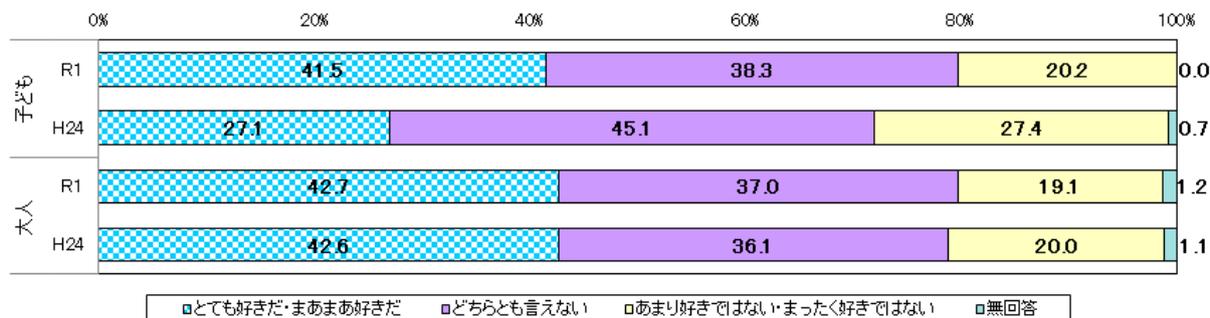
① 子どもと大人の自己肯定感について

「自分のことが好きか」「周りの人に大切にされているか」「周りの人にどう思われているか気になるか」「人の役に立つことをしたいか」という4つの項目についてたずねたところ、以下のとおりになりました。このうち、「自分のことが好きか」については、「とても好きだ・まあまあ好きだ」と答えた大人が42.7%、子どもは41.5%と、大人は前回調査時と同様でしたが、子どもが14.4ポイント増えています。

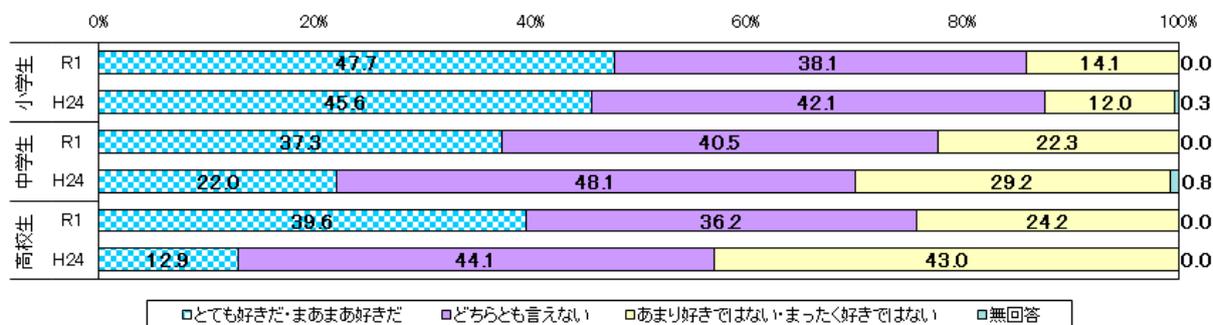
また、前回調査時には、子どもの年代が上がるにつれて「好き」の割合が低下する傾向が見られましたが、今回の調査では「とても好きだ・まあまあ好きだ」と答えた小学生が47.7%だったのに対し、中学生が37.3%、高校生が39.6%と、年代毎の差が小さくなっています。

※4 自己肯定感…ありのままの自分を受け入れ、「自分はかけがえのない存在だ」と思える気持ち

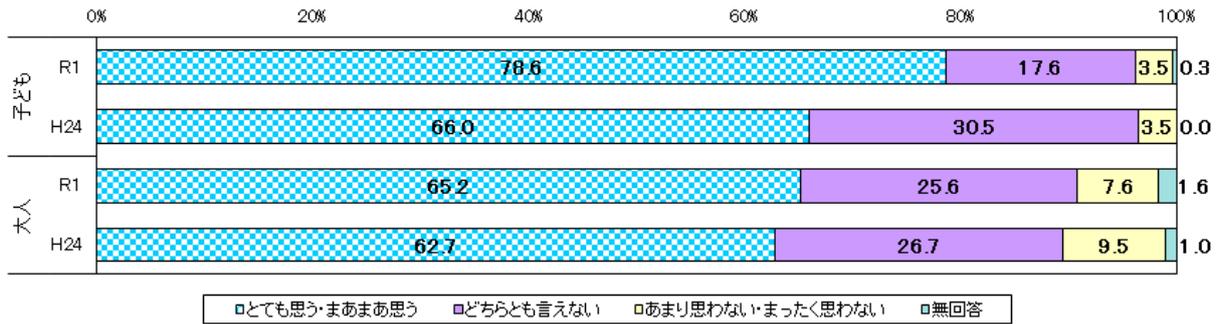
【自分のことが好きだ】



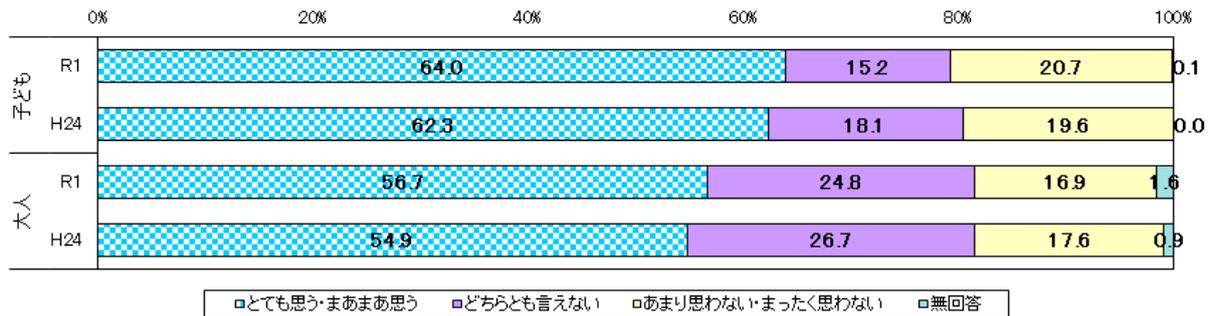
(年代別)



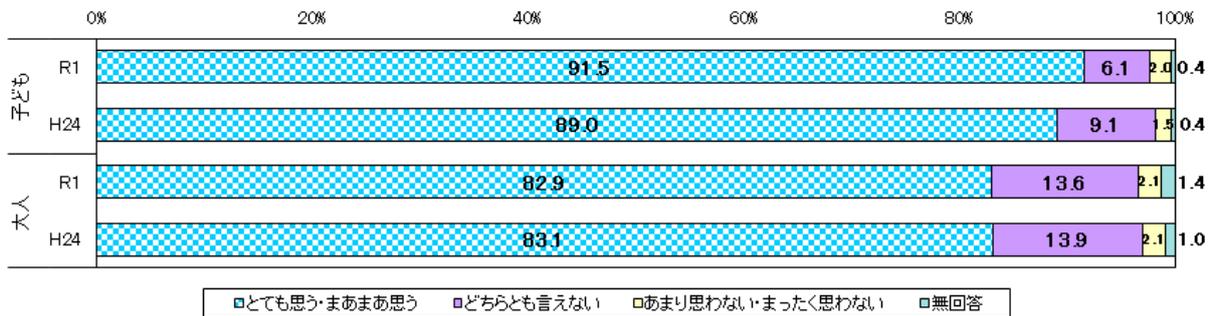
【自分は、家族や友だち、先生など、周りの人から大切にされている】



【自分が、家族や友だち、先生など、周りの人にどう思われているか気になる】



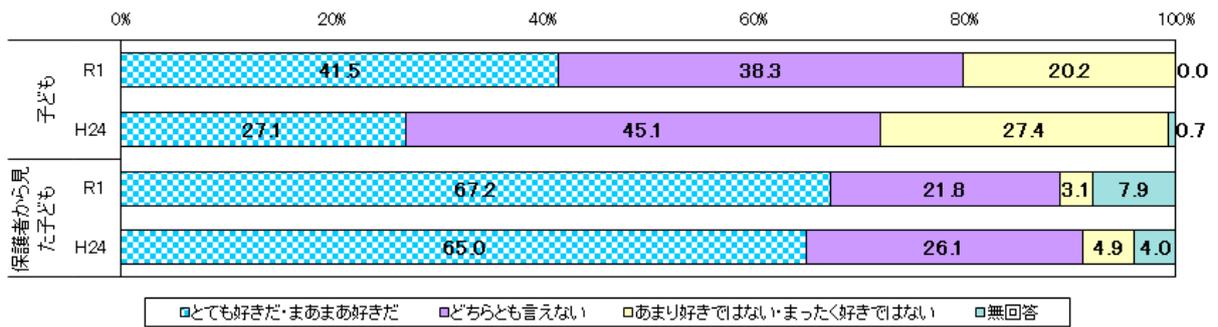
【人の役に立つことをしたい】



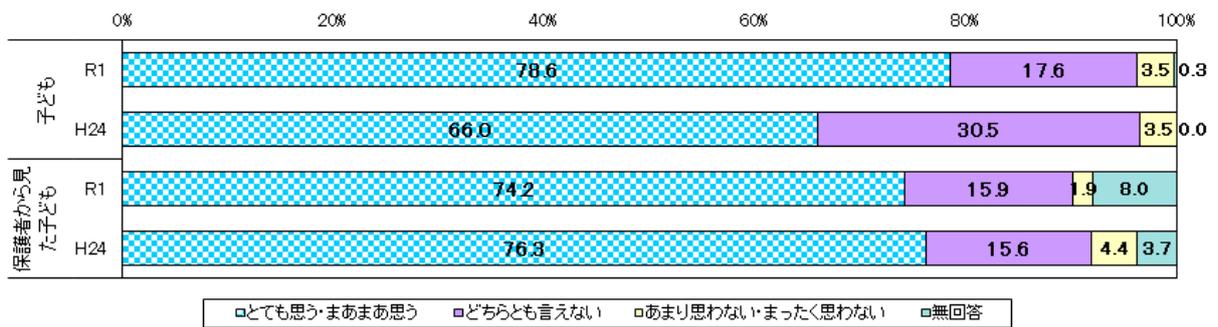
② 保護者から見た、子どもの自己肯定感について

小学生以上の子どもを持つ保護者に、「子どもが、子ども自身のことをどのように思っていると思いますか」とたずねたところ、以下のとおりになりました。前出の子どもの回答と比較すると、「自分のことが好きか」については、「とても好きだ・まあまあ好きだ」と答えた子どもが41.5%だったのに対し、「子どもはとても好きだ・まあまあ好きだと思っているだろう」と答えた保護者は67.2%もいました。また、「人の役に立つことをしたいか」については、「とても思う・まあまあ思う」と答えた子どもが91.5%だったのに対し、「子どもはとても思う・まあまあ思うと思っているだろう」と答えた保護者は66.2%でした。このように、前回調査と同様に子どもの実態と保護者の感じ方に差が見られました。

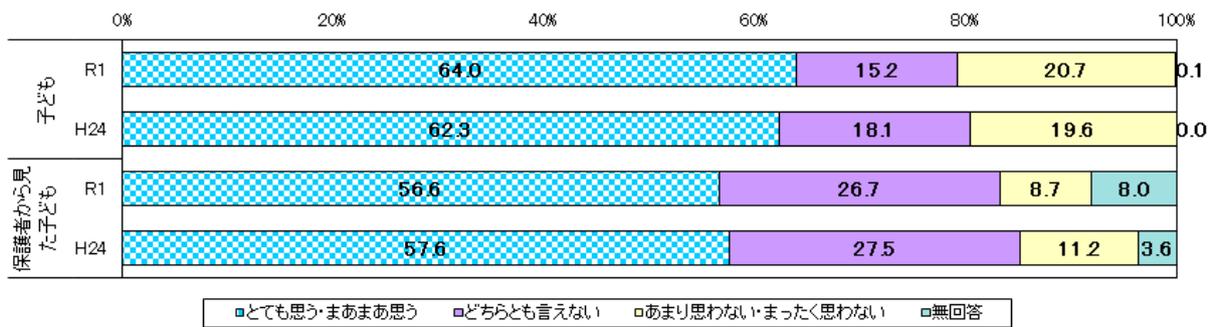
【自分のことが好きだ】



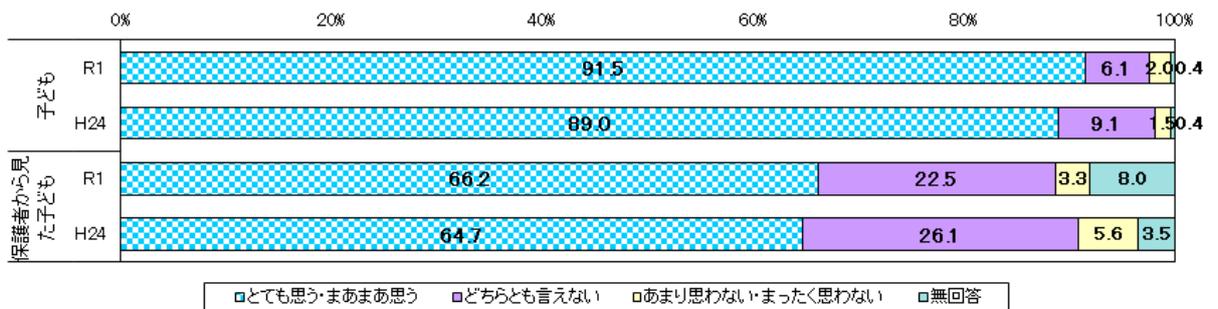
【自分は、家族や友だち、先生など、周りの人から大切にされている】



【自分が、家族や友だち、先生など、周りの人にどう思われているか気になる】



【人の役に立つことをしたい】



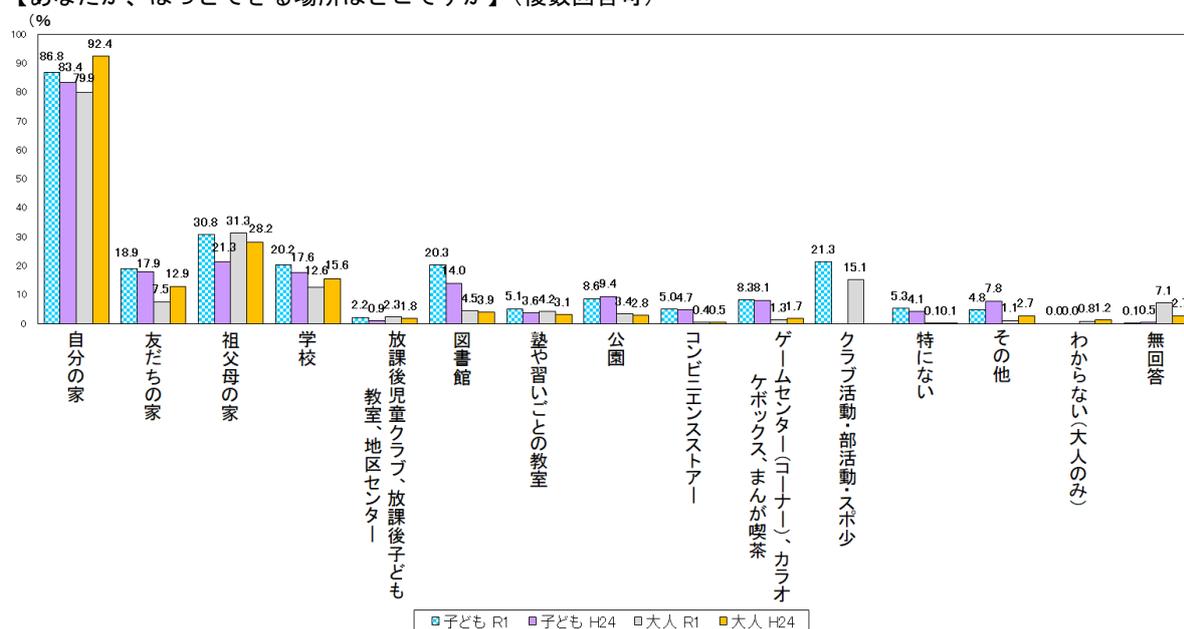
(2) 子どもの普段の生活について

① 安心していられる場所について

子どもに、「あなたが、ほっとできる場所はどこですか」とたずねたところ、「自分の家」が86.8%と最も多く、続いて「祖父母の家」が30.8%、今回の調査で追加した「クラブ活動・部活動・スポ少」が21.3%、「図書館」が20.3%という結果になりました。また、少数ですが、「ゲームセンター、カラオケボックス、まんが喫茶」や「コンビニエンスストア」と回答した子どももいました。

一方、小学生以上の子どもを持つ保護者に、「あなたの子どもがほっとできる場所はどこだと思いますか」とたずねたところ、「自分の家」が79.9%と最も多く、前回の調査と同様に子どもの回答と大きな差は見られませんでした。

【あなたが、ほっとできる場所はどこですか】(複数回答可)



② 相談相手について

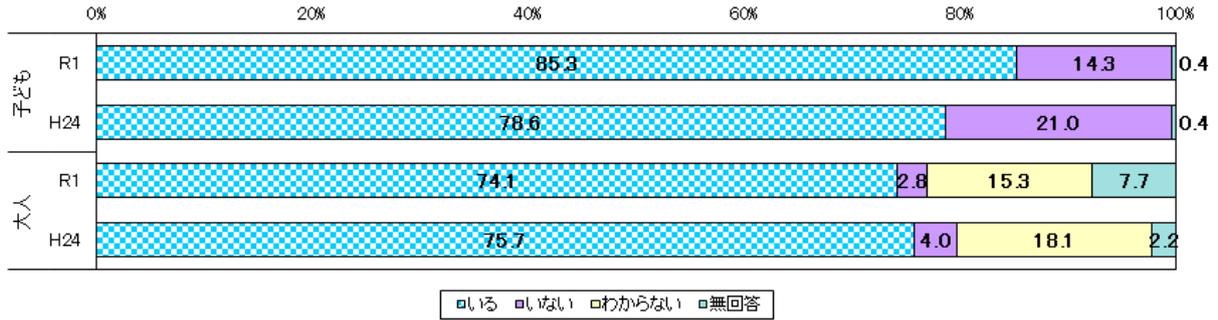
子どもに、「あなたには、不安や悩みがあるときに、気軽に相談できる人はいますか」とたずねたところ、「いる」が85.3%、「いない」が14.3%と、前回調査時より相談できる人がいると答えた子どもが6.7ポイント増えていますが、約7人に1人は気軽に相談できる相手がいないと答えています。

また、「いる」と答えた子どもにその相手をたずねたところ、「学校の友だち」が78.1%と最も多く、続いて「親・兄弟姉妹」が73.4%でした。ただし、年代によって回答に違いが見られ、小学生については、「親・兄弟姉妹」が79.7%と、最も多い結果となりました。少数ですが「インターネットなどでの知り合い」と答えた子どももいました。

一方、小学生以上の子どもを持つ保護者に、「あなたの子どもが不安や悩みがあるときに、気軽に相談できる人がいると思いますか」とたずねたところ、66.3%が「いる」と回答しておりますが、15.3%は「わからない」と回答しています。

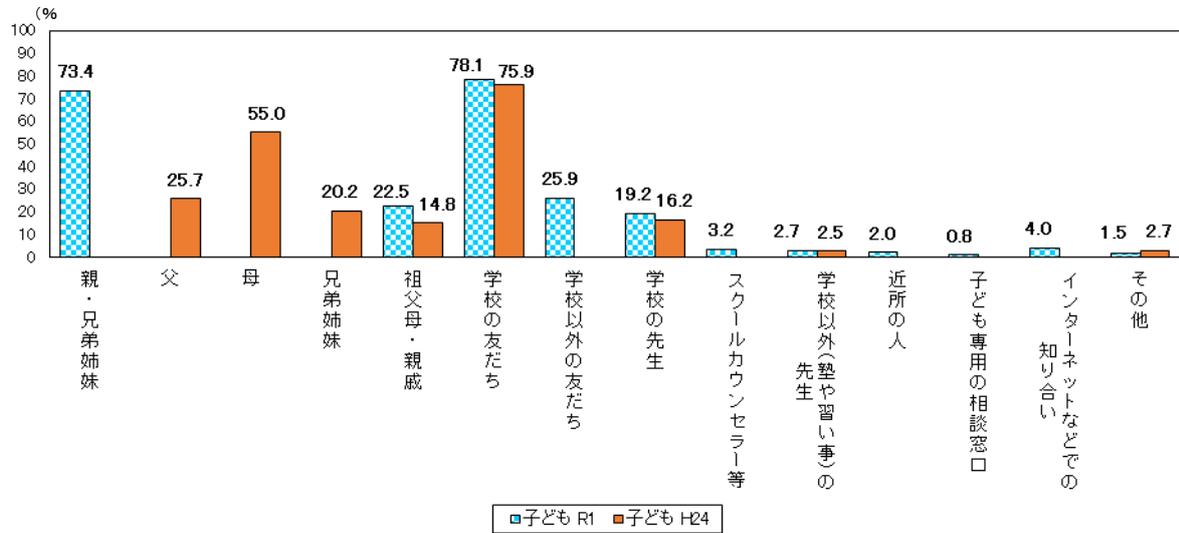
相談相手については、91.1%が「親・兄弟姉妹」と回答していますが、実際に子どもが「親・兄弟姉妹」と答えた割合は73.4%でした。

【あなたには、不安や悩みがあるときに、気軽に相談できる人はいますか】

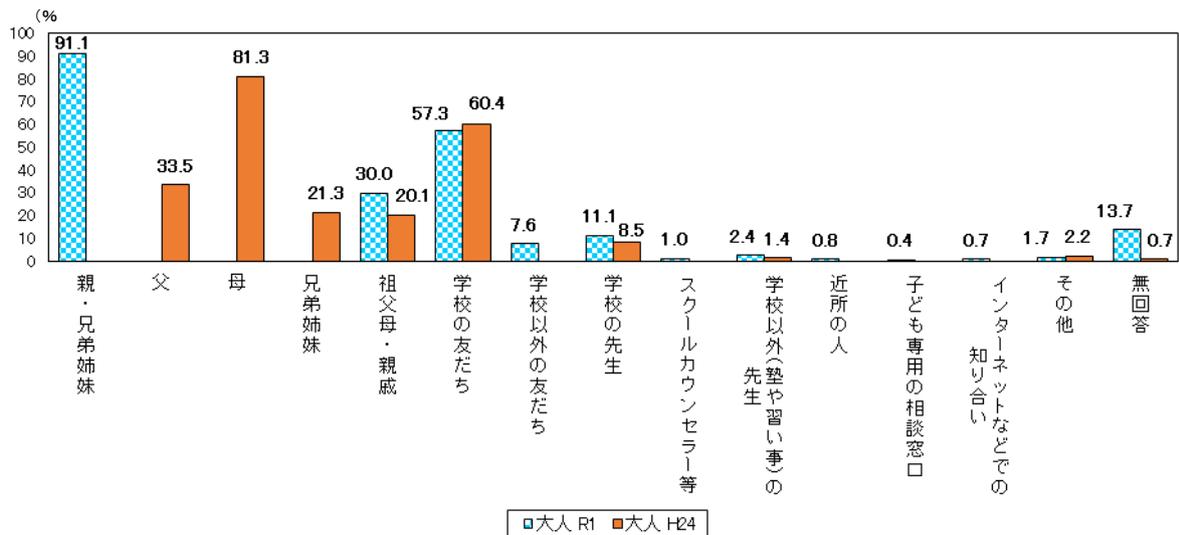


【相談相手】(複数回答可)

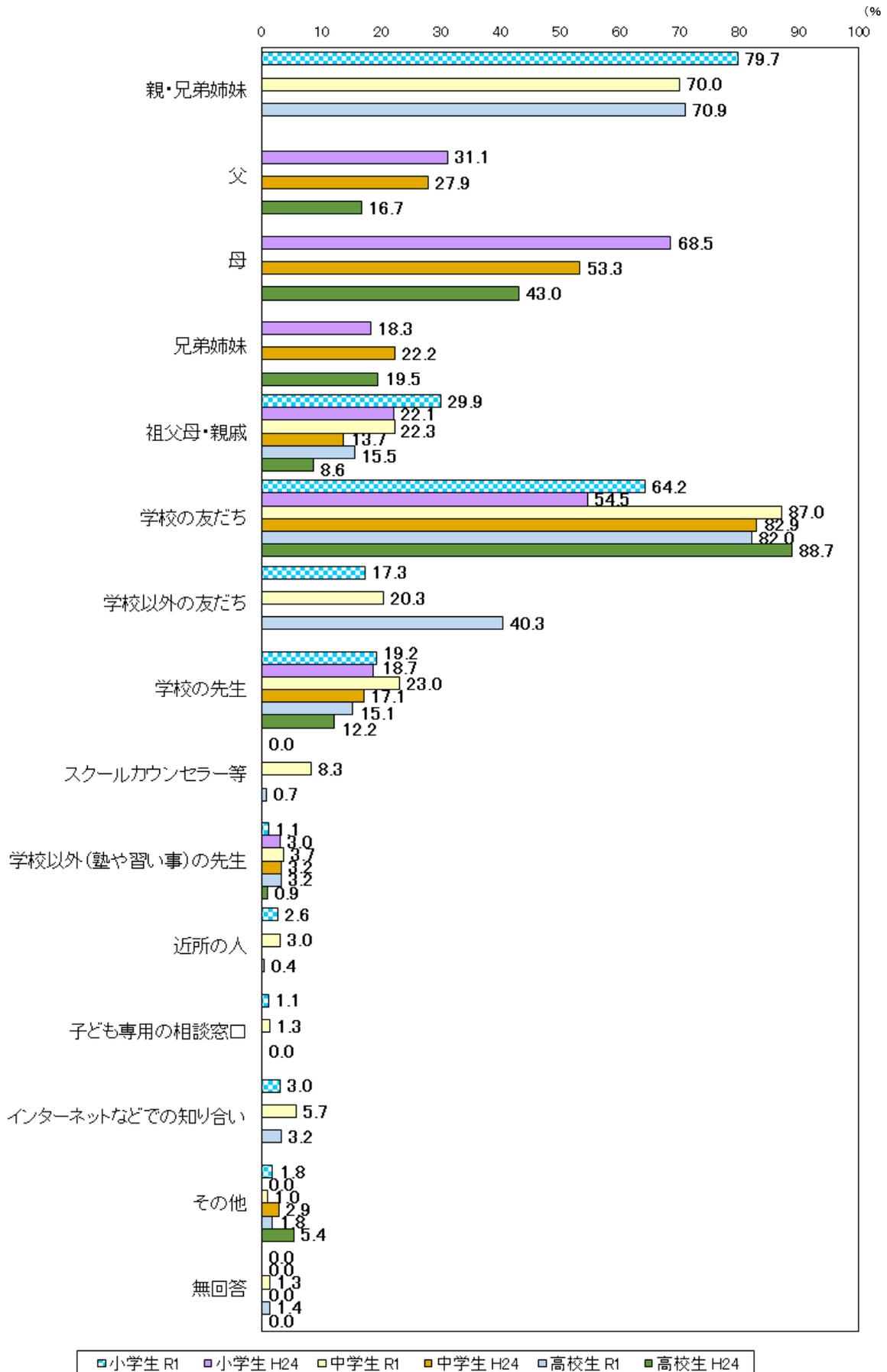
(子ども)



(大人)



(年代別)



③ 子どもが抱えている不安や悩みごとについて

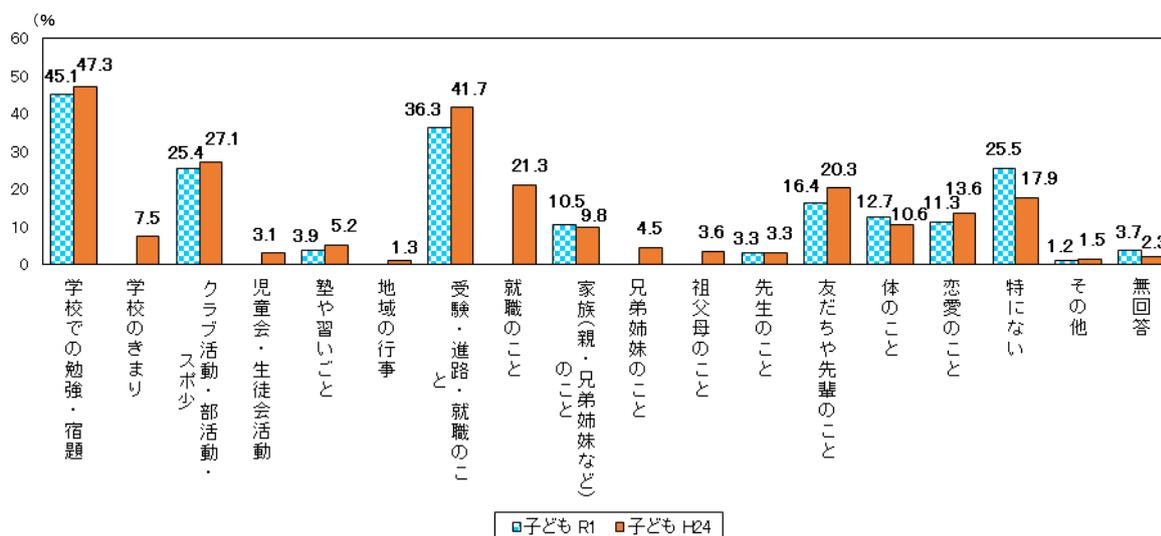
子どもに、「何か不安に思っていたり、悩んでいたりとすることがありますか」とたずねたところ、「学校での勉強・宿題」と答えた子どもが45.1%、続いて「受験・進路・就職のこと」が36.3%、「クラブ活動・部活動・スポ少」が25.4%と、前回調査と同様に、学業やクラブ活動など、学校生活に関する事柄が多い結果となりました。

年代別でみると、小学生は「特にない」が最も多く、37.5%だったのに対し、中高生のほとんどは何らかの悩みを抱えていると思われ、中でも、進学、就職を控えているためか、中学生は「受験・進路・就職のこと」、高校生は「学校での勉強・宿題」が最も多い結果となりました。

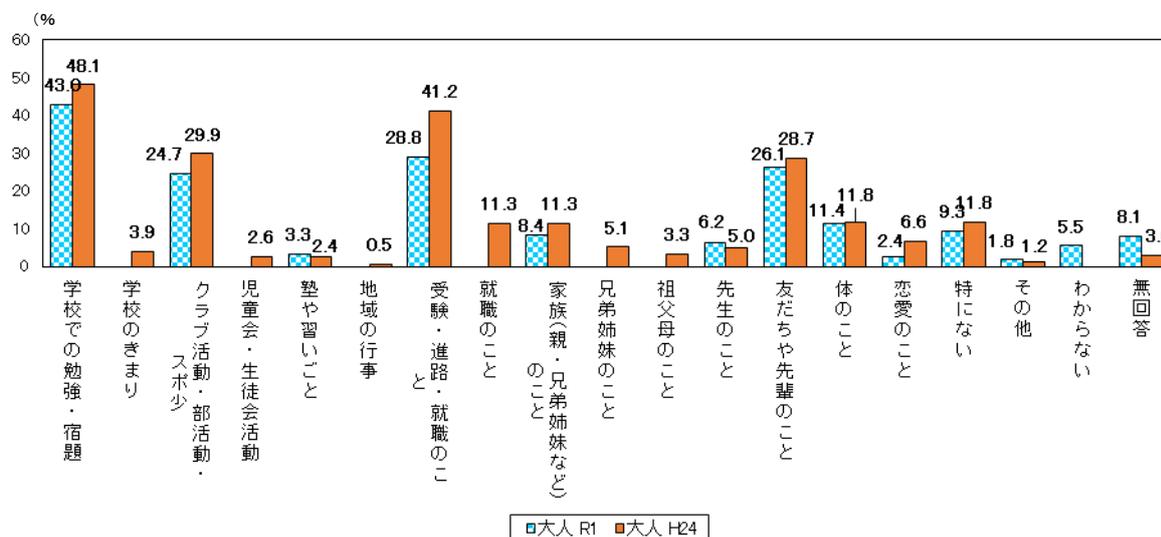
一方、小学生以上の子どもを持つ保護者に、「あなたの子どもが、何か不安に思っていたり、悩んでいたりとすることがあると思いますか」とたずねたところ、「学校での勉強・宿題」が43.0%と最も多く、続いて「受験・進路・就職のこと」が28.8%と、子どもと同様の結果になりました。

【不安に思っていたり、悩んでいたりとすることがありますか】（複数回答可）

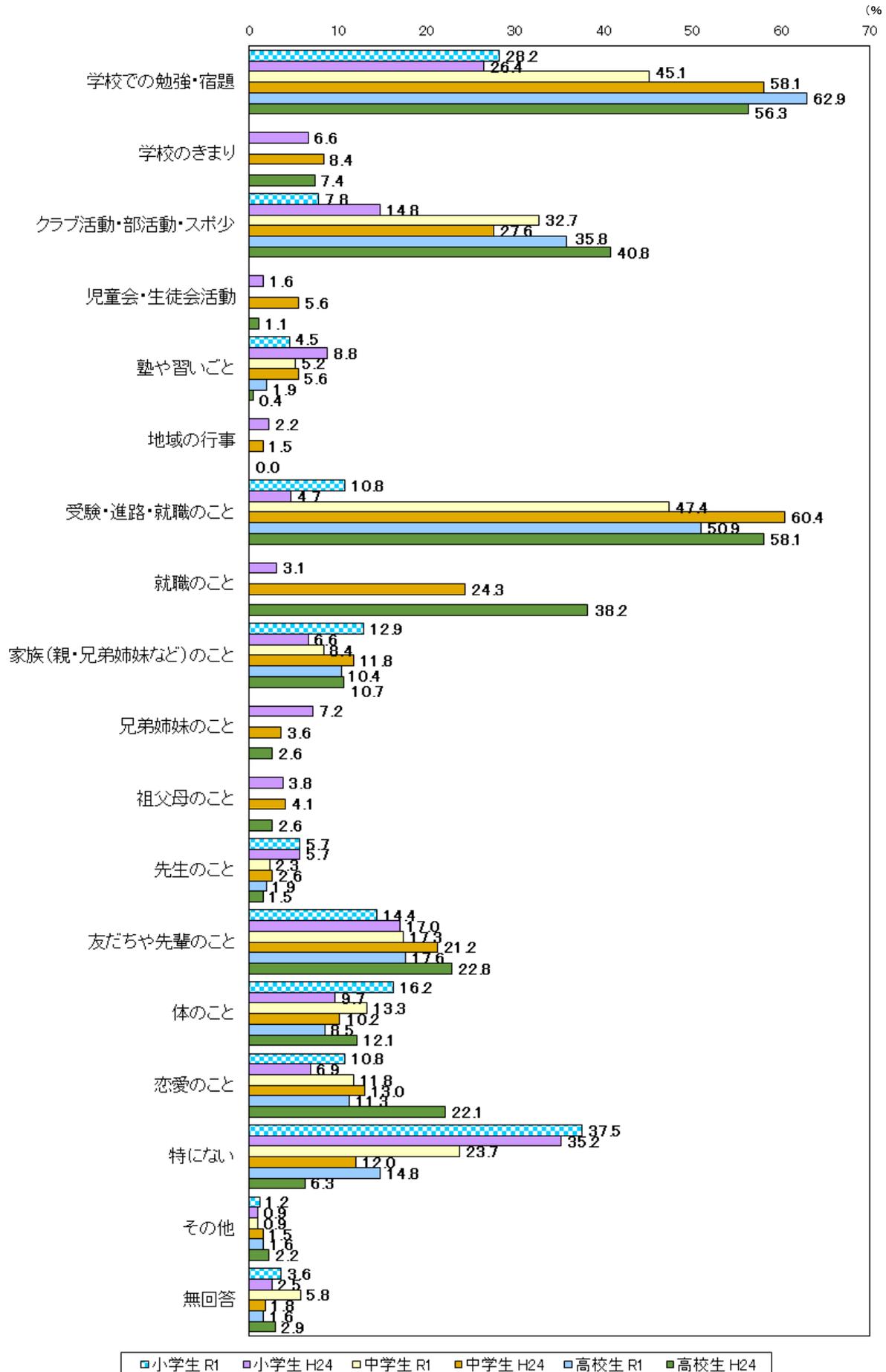
(子ども)



(大人)



(年代別)



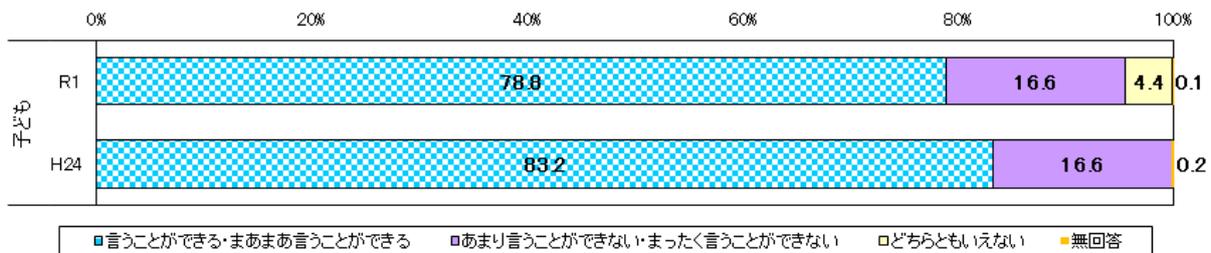
(3) 子どもの参加や意見表明について

① 子どもが意見を述べることについて

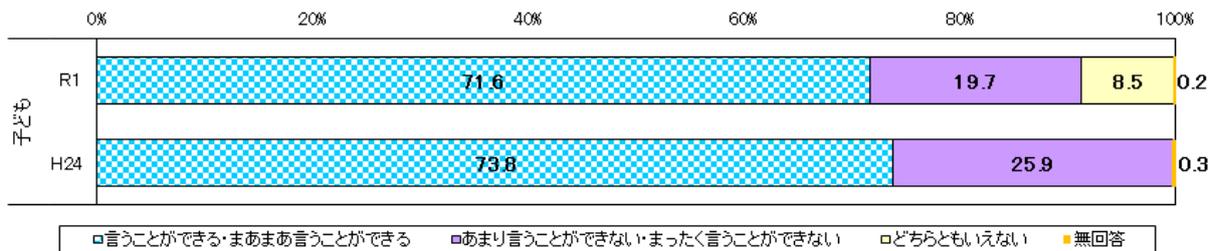
子どもに、「友だちに対して、自分の考えや思いを言うことができますか」とたずねたところ、「言うことができる・まあまあ言うことができる」が78.8%、「あまり言うことができない・まったく言うことができない」が16.6%という結果になりました。言うことができない理由として挙げられたのは「どのように話したら良いのかわからないから」が最も多く56.0%、続いて、「人にきらわれたり、ばかにされるといやだから」が55.4%でした。

また、「周りのおとなに対して、自分の考えや思いを言うことができますか」とたずねたところ、「言うことができる・まあまあ言うことができる」が71.6%と、友だちに対する回答と比較して7.2ポイント低い結果になりました。また、19.7%が「あまり言うことができない・まったく言うことができない」と答えており、言うことができない理由として挙げられたのが、「どのように話したら良いのかわからないから」が62.2%、「自分の考えや思いが聞き入れてもらえないから」が30.6%、「人にきらわれたり、ばかにされるといやだから」が29.1%でした。

【あなたは、友だちに対して、自分の考えや思いを言うことができますか】

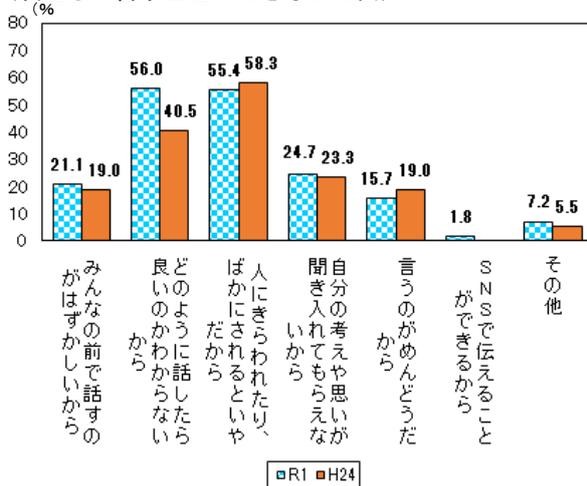


【あなたは、周りのおとなに対して、自分の考えや思いを言うことができますか】

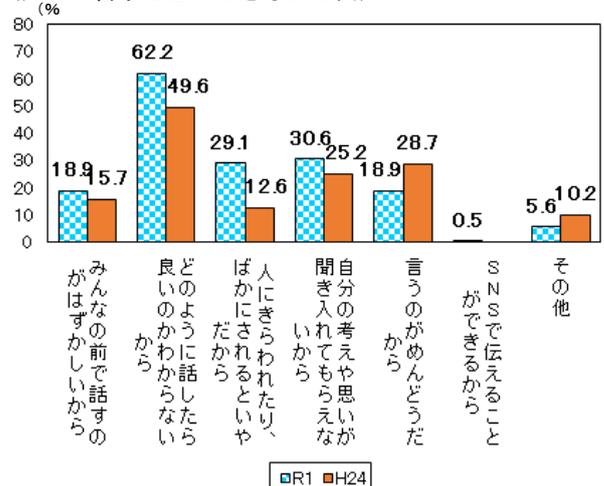


【言うことができない理由】（複数回答可）

（友だちに言うことができない理由）



（大人に言うことができない理由）



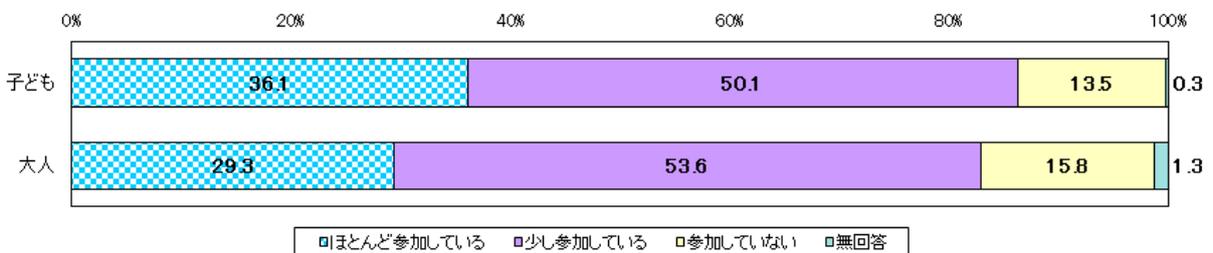
② 地域活動への参加について

子どもに、「地域のおまつりや運動会など、地域の活動に参加していますか」とたずねたところ、「ほとんど参加している」が36.1%、「少し参加している」が50.1%、「参加していない」が13.5%という結果になりました。年代別に見てみると、前回の調査と同様に、年代が上がるにつれて参加が減る傾向が見られ、「ほとんど参加している」と答えた小学生が53.8%だったのに対し、高校生は13.8%にとどまっています。

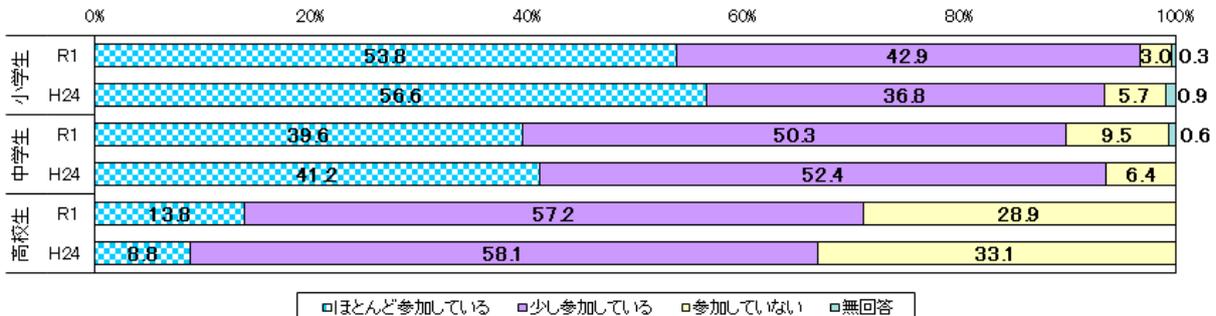
参加していない理由については、「まったく興味がないから」が45.9%、「やっていることを知らないから」が37.8%で、最も参加していない割合が多い高校生の理由も、同様の順番となりました。

一方、大人の地域参加についても、子どもと同様の結果になりました。参加していない理由で最も多かったのは、「忙しいから」で65.1%、続いて、「地域とのつながりが希薄だから」が23.7%となっています。

【地域のおまつりや運動会など、地域の活動に参加していますか】

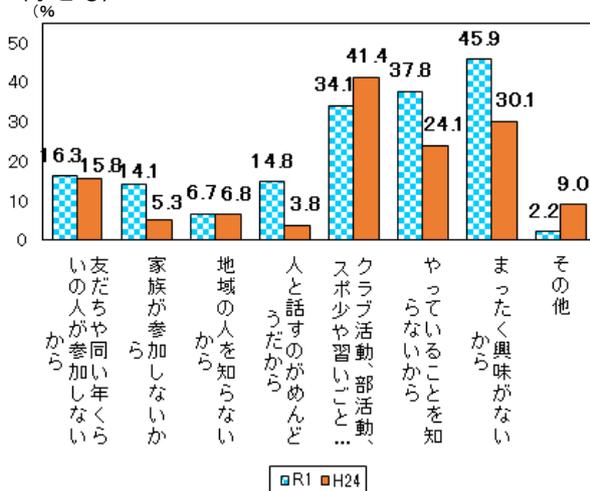


(年代別)

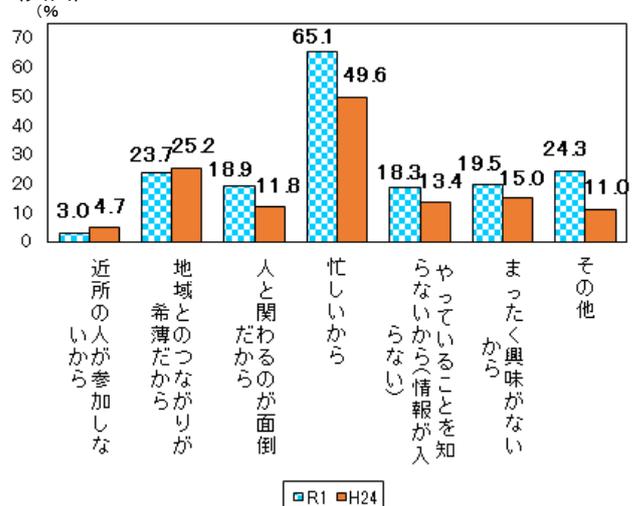


【参加していない理由】(複数回答可)

(子ども)



(大人)

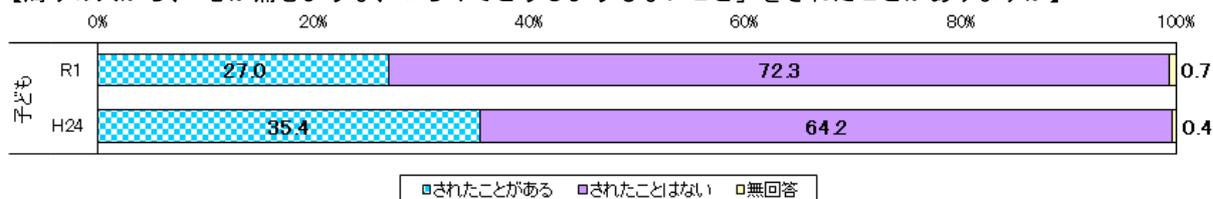


(4) つらい経験の有無と対処について

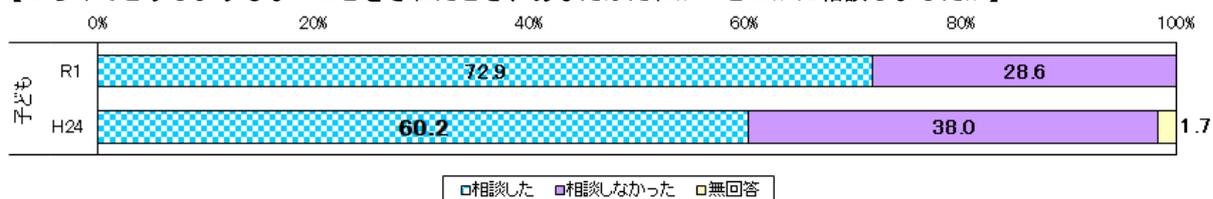
子どもに、「心が痛むような、つらくてどうしようもないことをされたことがありますか」とたずねたところ、「されたことがある」と回答した割合は27.0%と、前回よりも8.4ポイント減少しました。

その「されたことがある」と回答した子どものうち、72.9%が「だれか・どこかに相談」しており、相談相手は「親・兄弟姉妹」が67.9%と最も多く、続いて「学校の友だち」が50.5%、「学校の先生」が44.4%という結果になりました。また、相談した結果、77.0%が「とてもよくなった・少しよくなった」と答えています

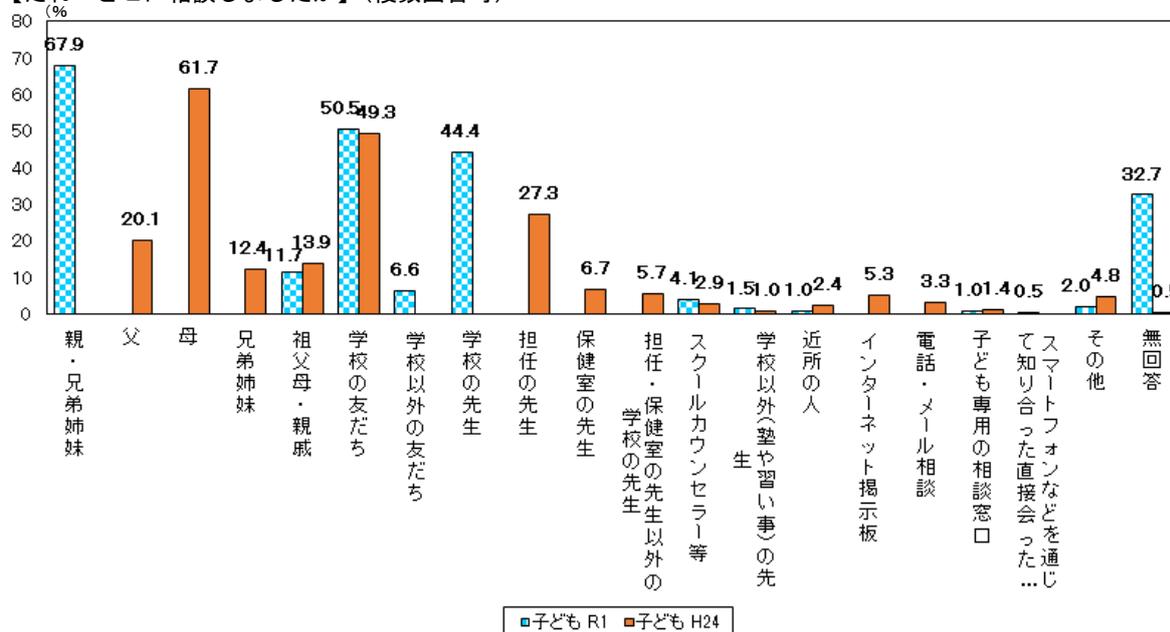
【周りの人から、「心が痛むような、つらくてどうしようもないこと」をされたことがありますか】



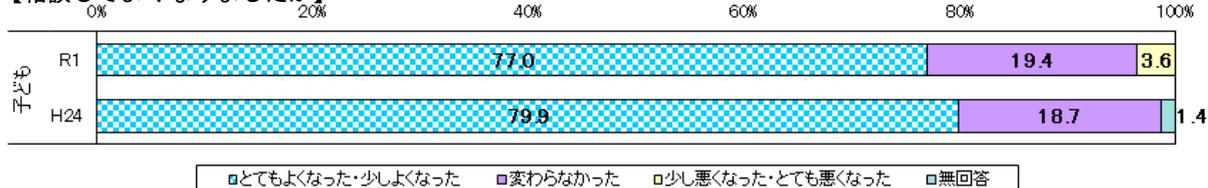
【つらくてどうしようもないことをされたとき、あなたはだれか・どこかに相談しましたか】



【だれ・どこに相談しましたか】(複数回答可)



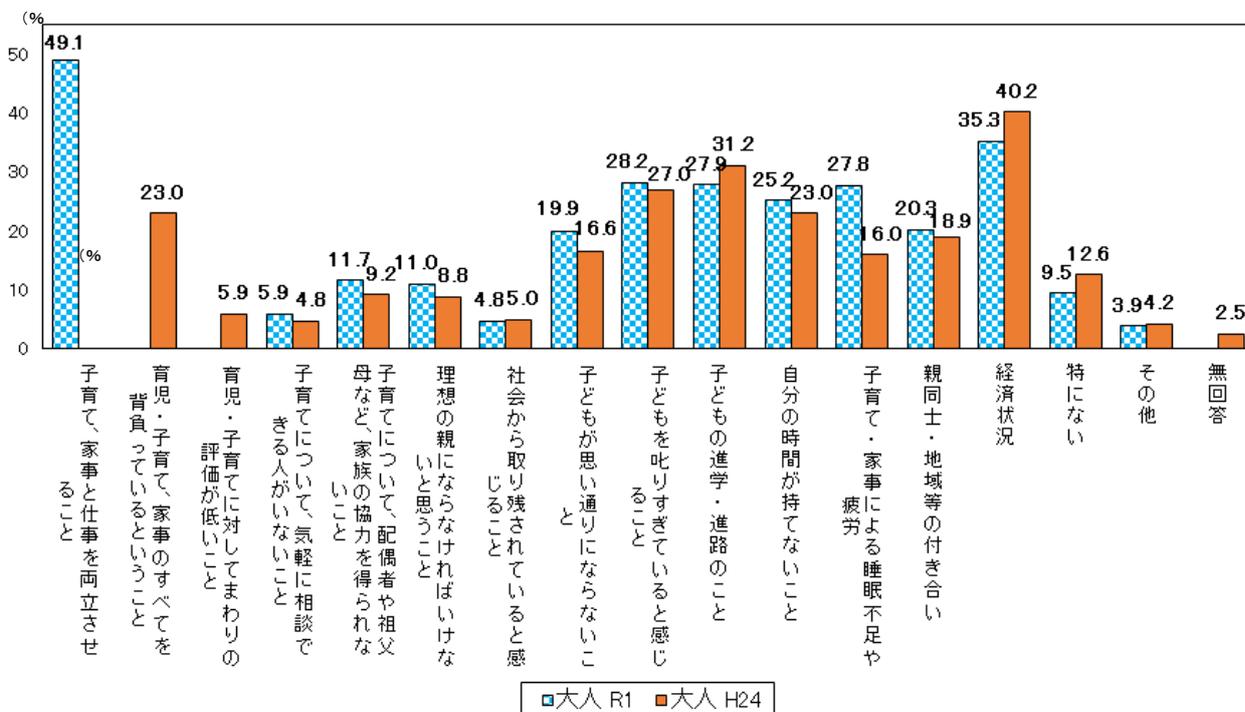
【相談してよくなりましたか】



(5) 育児・子育てに係るストレスについて

保護者に、「育児・子育てをしていて、どんなことにストレスを感じますか」とたずねたところ、最も多かったのが「子育て、家事と仕事を両立させること」で49.1%でした。続いて「経済状況」が35.3%、「子どもを叱りすぎていると感じること」が28.2%でした。

【育児・子育てをしていて、どんなことにストレスを感じますか】(複数回答可)



(6) 相談機関

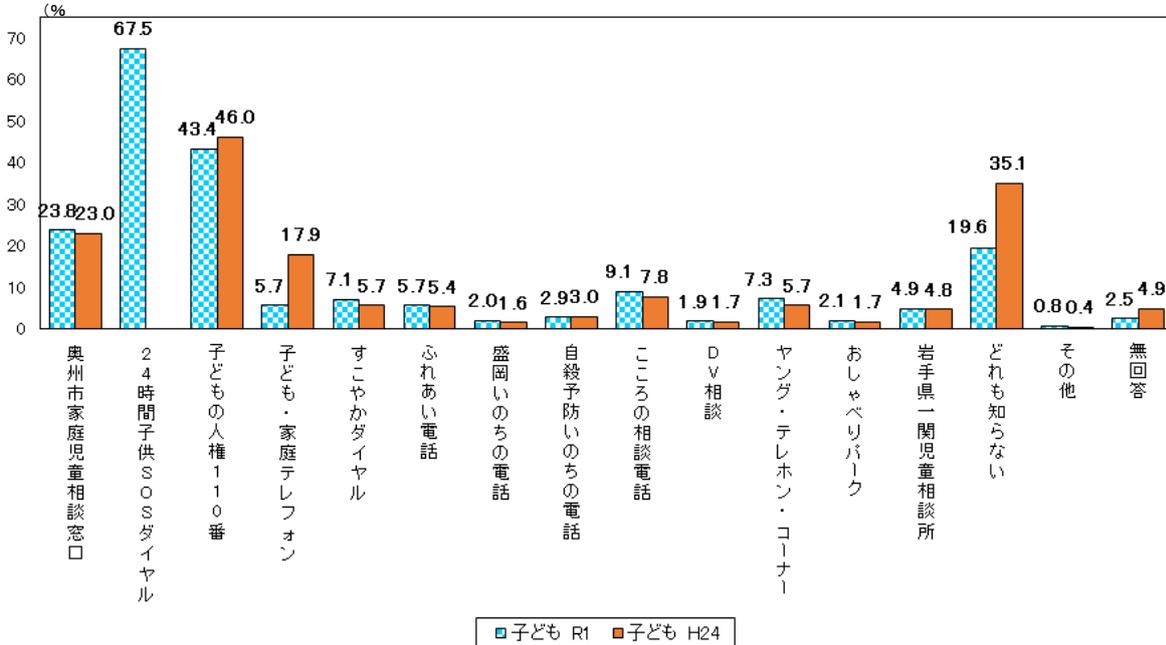
① 子どもの悩みを聞いてくれる相談機関

子どもに知っている相談機関をたずねたところ、岩手県・岩手県教育委員会が設置している「24時間子供SOSダイヤル（いじめ相談電話）」が67.5%と最も多く、次に、盛岡地方法務局が設置している「子どもの人権110番」が43.4%、奥州市役所子ども・家庭課内にある「奥州市家庭児童相談窓口」が23.8%でした。

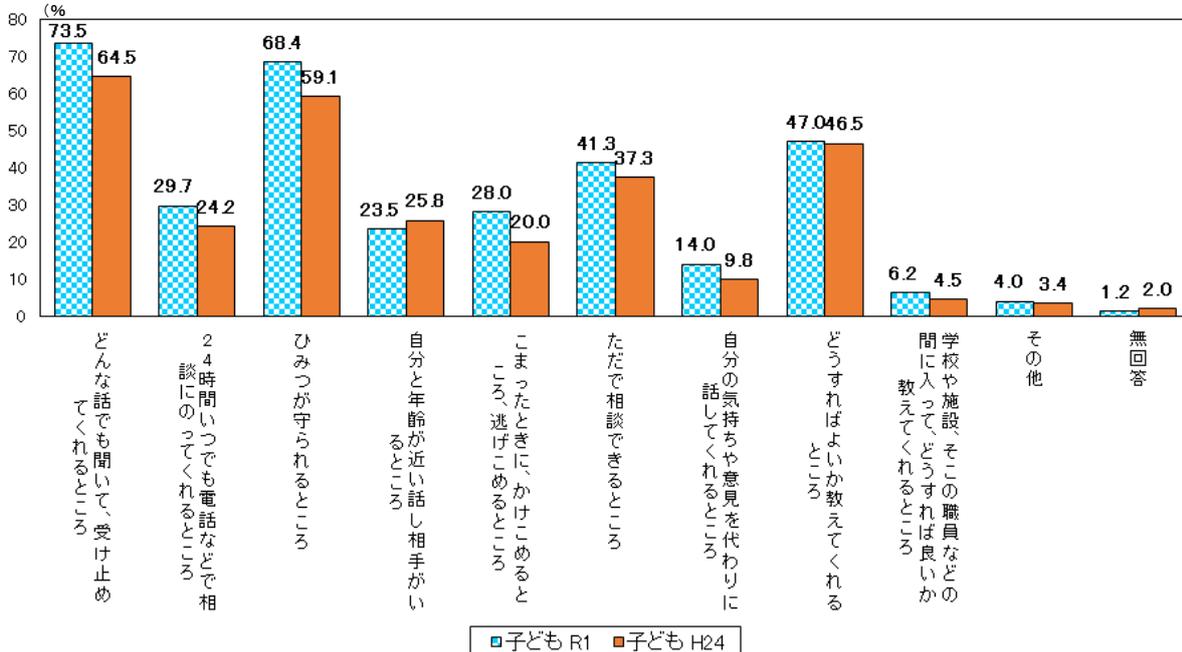
一方、前回の調査では35.1%の子どもが「どれも知らない」と答えていましたが、今回の調査で「どれも知らない」と答えた子どもは19.6%と15.5ポイント減少しています。

続いて、「どのようなところだったら相談しようと思いますか」とたずねたところ、「どんな話でも聞いて、受け止めてくれるところ」が73.5%、「ひみつが守られるところ」が68.4%、「どうすればよいか教えてくれるところ」が47.0%という結果になりました。

【子どもの悩みを聞いてくれるところで、あなたが知っているものはどれですか】（複数回答可）



【悩みごとがある場合、あなたは、どのようなところだったら相談しようと思いますか】（複数回答可）

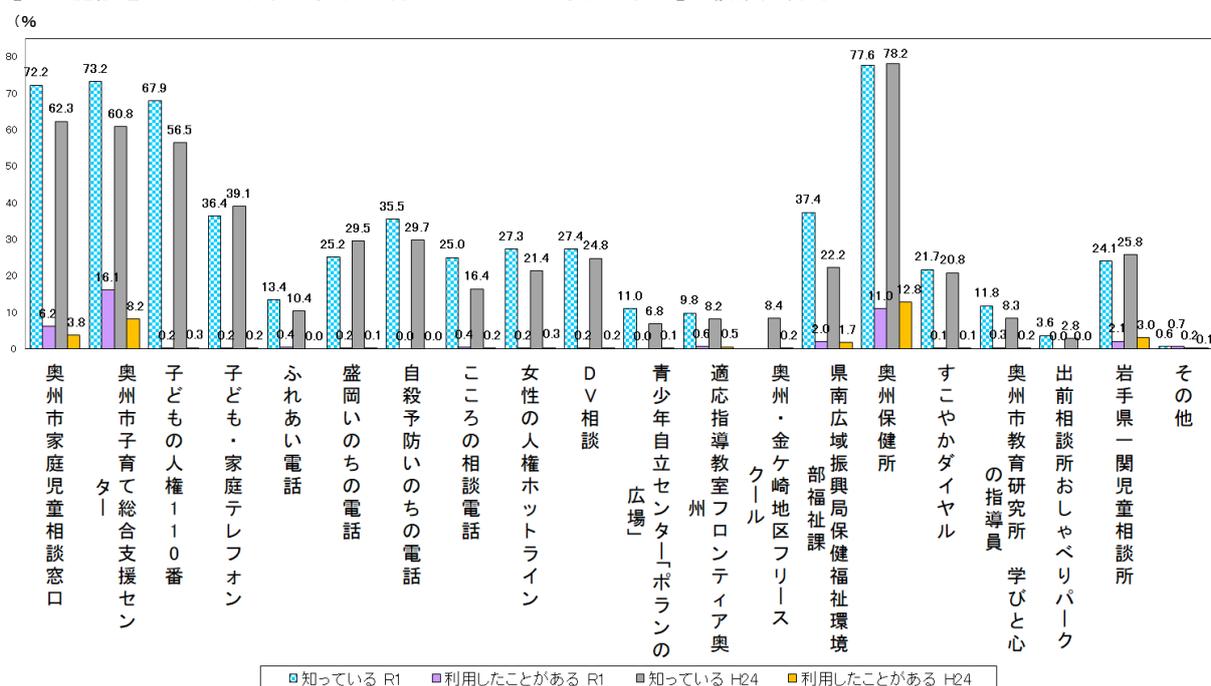


② 子育てまたは子どもに関する悩みを聞いてくれる相談機関

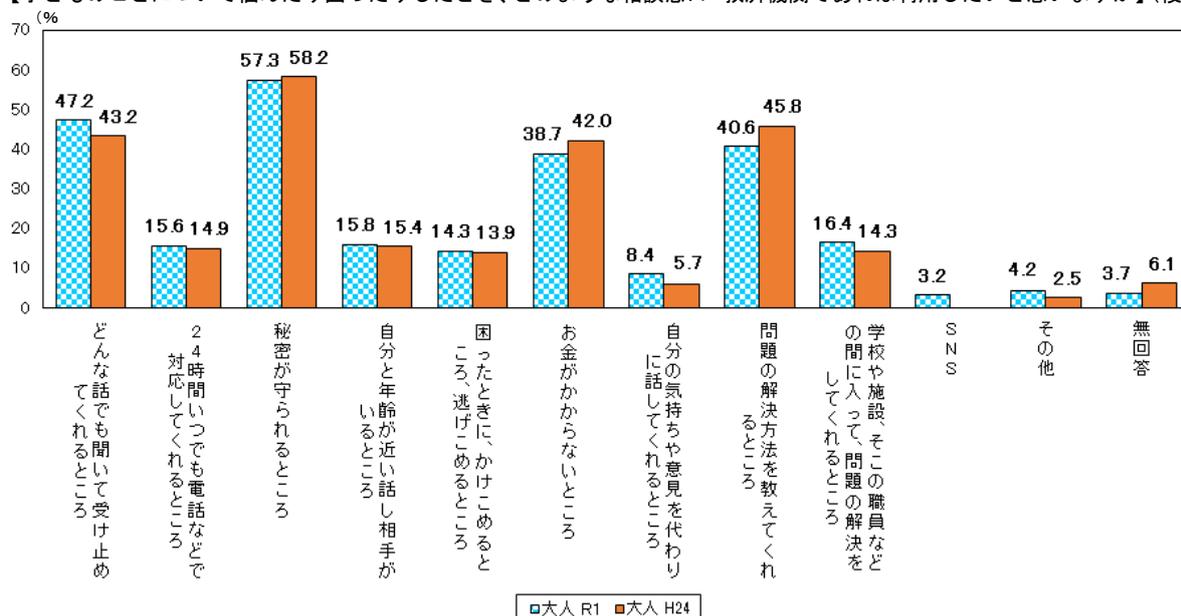
大人に知っている相談機関をたずねたところ、「奥州保健所」が77.6%と最も多く、続いて、「奥州市子育て総合支援センター」が73.2%、「奥州市家庭児童相談窓口」が72.2%、盛岡地方法務局が設置している「子どもの人権110番」が67.9%でした。また、利用したことがある施設をたずねたところ、「奥州市子育て総合支援センター」が16.1%、「奥州保健所」が11.0%、「奥州市家庭児童相談窓口」が6.2%という結果になりました。

続いて、「どのような相談窓口・救済機関であれば利用したいと思いますか」とたずねたところ、「秘密が守られるところ」が57.3%と最も多く、続いて、「どんな話しでも聞いて受け止めてくれるところ」が47.2%、「問題の解決方法を教えてくれるところ」が40.6%、「お金がかからないところ」が38.7%という結果になりました。

【次の施設を知っていますか。また利用したことはありますか】(複数回答可)



【子どものことについて悩んだり困ったりしたとき、どのような相談窓口・救済機関であれば利用したいと思いますか】(複数回答可)



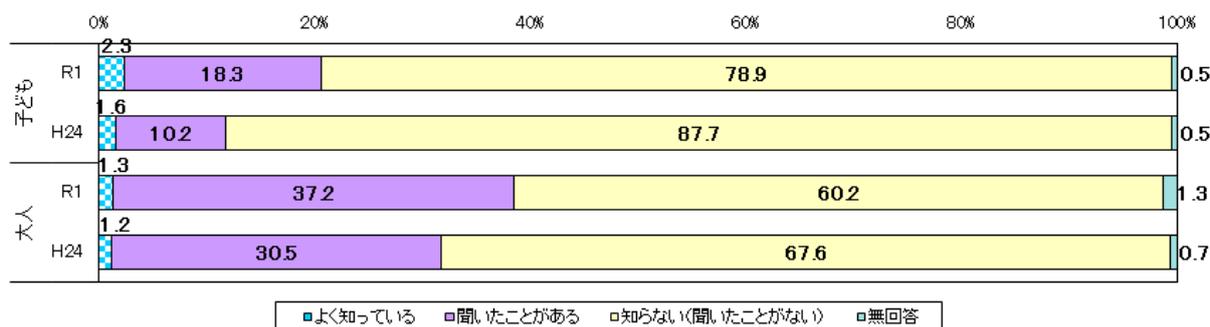
(7) 子どもの権利について

① 奥州市子どもの権利に関する条例の認知度について

「奥州市子どもの権利に関する条例」を知っているかたずねたところ、子ども、大人共に、「よく知っている」と答えた人は、子どもが2.3%、大人が1.3%で、「聞いたことがある」と合わせると、子どもは20.6%と前回から8.8ポイント増加、大人は38.5%と前回から6.8ポイント増加という結果になりました。

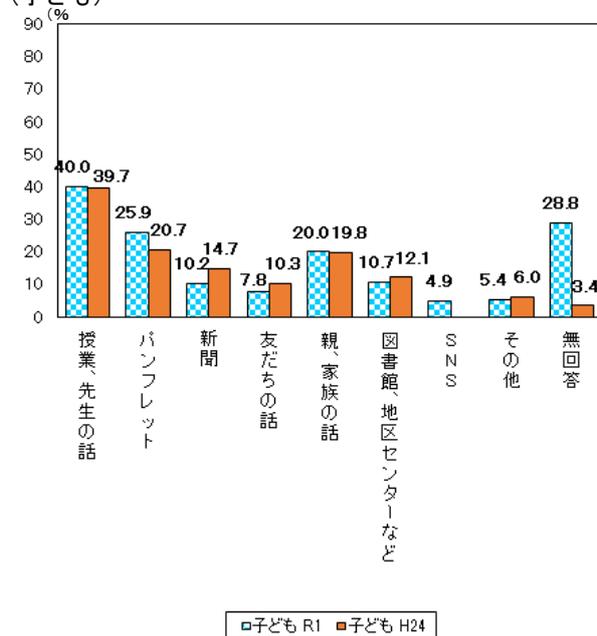
また、知っている人に「どこで知りましたか」とたずねたところ、子どもは「授業、先生の話」が最も多く40.0%、大人は「パンフレット、広報」が81.1%という結果になりました。

【奥州市子どもの権利に関する条例を知っていますか】

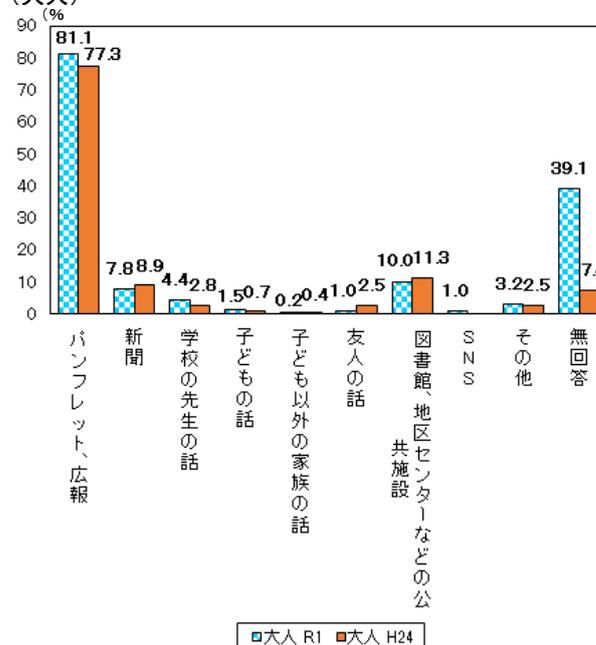


【どこで知りましたか】(複数回答可)

(子ども)



(大人)



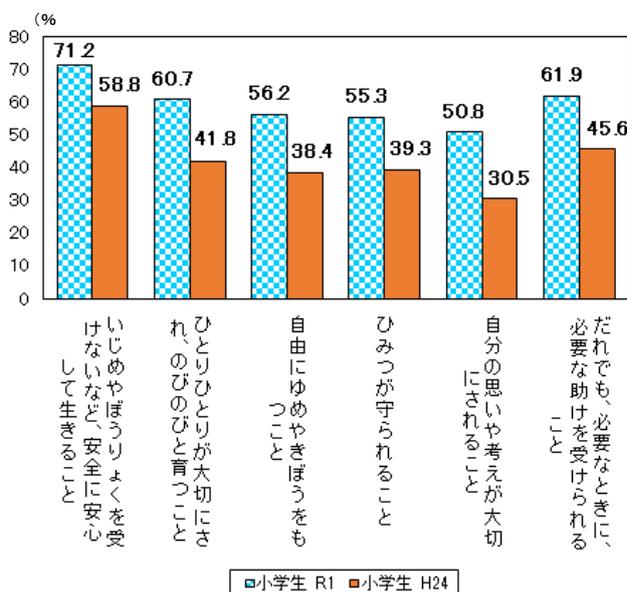
② 子どもを取り巻く環境について

子どもに、「普段の生活で、今よりもっと良くなってほしいと思うことはありますか」とたずねたところ、小学生では「いじめやぼうりよくを受けないなど、安全に安心して生きること」が71.2%、「だれでも、必要なときに、必要な助けを受けられること」が61.9%、「ひとりひとりが大切にされ、のびのびと育つこと」が60.7%という結果になりました。

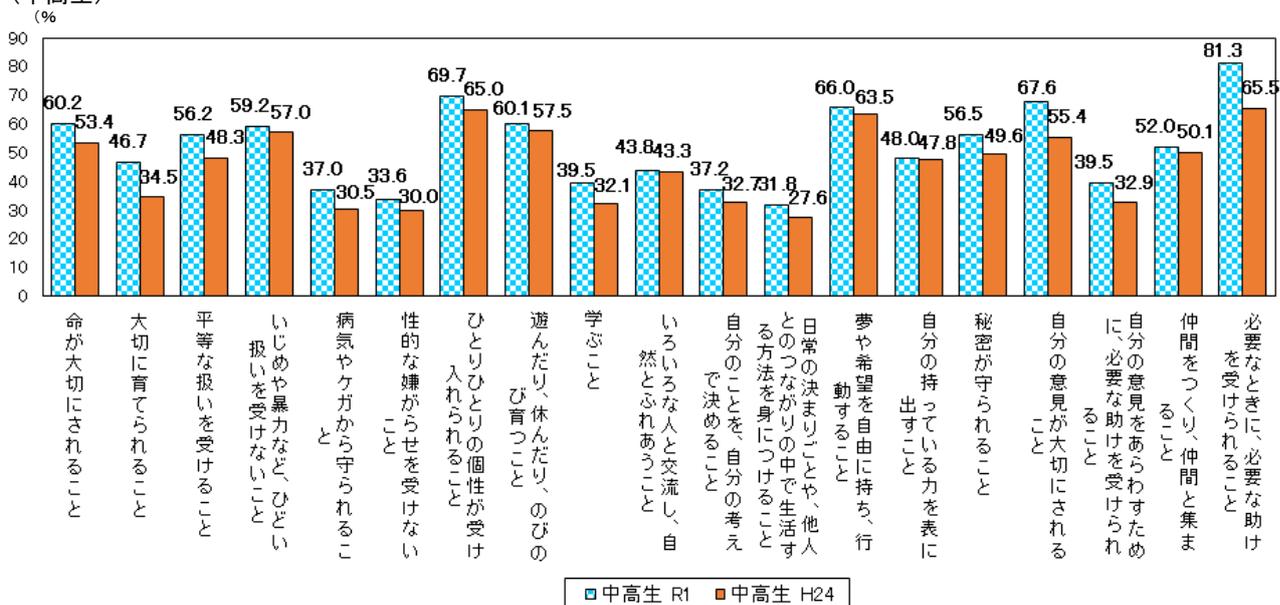
一方、中高生は「必要なときに、必要な助けを受けられること」が81.3%、「ひとりひとりの個性が受け入れられること」が69.7%、「自分の意見が大切にされること」が67.6%という結果になりました。

【普段の生活で、今よりもっと良くなってほしいと思うこと】（複数回答可）

（小学生）



（中高生）



3 課題

第1次推進計画の検証及び「子どもの権利に関する実態・意識調査」の結果を基に、子どもの権利を社会全体で推進する上での課題を以下のとおり整理します。

【課題1 子どもの自己肯定感の育成】

自分を肯定的に認めることは、自信ややる気を育て、同時に、人権尊重の理念^{※5}である、他の人も大切にしようとする気持ちを育てます。

前回の調査と比較し、「自分のことが好きだ」という子どもの割合が増加し、年代毎の差が小さくなっておりませんが、一方で、「あまり好きではない・全く好きではない」という子どもも多くいます。

子どもが自らの存在を肯定的に捉え、他者との関わりや社会への関わりを主体的に行えるよう、子どもに寄り添い、また、成長の過程に沿った自己肯定感の違いにも配慮しながら、子どもへの支援を引き続き充実させていく必要があります。

※5 理念…物事について、こうあるべきだという根本の考え

【課題2 子どもの意見表明・参加機会の拡充】

意見表明とは、他者との関わりの中で感情や意思などを表す自己表現のひとつであり、自立した社会の一員になるためにとても大切なことです。今回の調査では、子どもの5人に1人が、大人に対して自分の考えや思いを言うことができないと答えており、受け入れる側の大人の意識の変革が求められます。

また、子どもが主体的に活動することは、試行錯誤を繰り返し、表現し、体感することを通して、豊かな気づきをもたらします。今回の調査でも、前回調査と同様に、おまつりや運動会などの地域活動への参加状況について調査しましたが、まったく興味がない、やっていることを知らないという理由で地域活動に参加していない子どもが多いということがわかりました。

子ども達が地域活動に参加しやすい雰囲気づくりを進めるなど、今後、社会の一員として自立していくためにも、子ども達の幅広い社会参加を引き続き推進していくことが大切です。

【課題3 子どもの権利の侵害の防止】

いじめや暴力などは、子どもにとってその後の成長・発達に大きな影響を及ぼす恐れがあります。今回の調査で、小学生の約7割が、いじめや暴力を受けずに、安全に安心して生きることについて、今よりもっと良くなってほしいと望んでいることがわかりました。

条例第4条にあるとおり、子どもは、安全に安心して生きる権利を持っているということを、子どもを含めた全ての市民が理解し、子どもの権利が侵害されることのない社会づくりに引き続き努める必要があります。

【課題4 子どもの権利についての理解促進】

子どもの権利を推進するためには、子どもを含めた全ての市民が子どもの権利を理解し、それぞれの責務を果たすことが必要です。

今回の調査で、平成24年4月に施行された「奥州市子どもの権利に関する条例」を「よく知

っている」、「聞いたことがある」と答えたのが、子どもは 20.6%（前回 11.8%）、大人は 38.5%（前回 31.7%）という結果になりました。

前回の調査結果よりも条例の認知度は上がっておりますが、まだ十分とは言えず、子どもを含めたより多くの市民が子どもの権利について理解を深められるよう、より一層普及・啓発活動を行う必要があります。

第3章 基本理念及び基本目標

1 基本理念

「全ての子どもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、
幸せな人生を送ることができるまち」

人は、誰でも生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

全ての子どもが、自分の持てる力を発揮して、いきいきと自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることができるよう、一人ひとりが子どもの権利を理解し、子どもの育ちを社会全体で支えていくまちづくりを推進します。

2 基本目標

計画の基本理念を実現するため、子どもの権利を推進する上での課題をふまえ、次の4つを子どもの権利に関する推進計画の基本目標として施策^{※6}を推進します。

基本目標1 「自分の良さを認めることのできる心を育みます」

自己肯定感を高めることは、子どもの自信ややる気を育てます。子ども達が他者との比較に依存することなく自分を価値あるものと認められるよう、子ども一人ひとりが大切にされる社会を目指します。

基本目標2 「子どもが参画できる機会を増やします」

子どもは社会の一員です。

子どもを大人のパートナーとして捉え、主体性を大切にしながら、子どもの意見を取り入れた取り組みを推進します。

基本目標3 「相手を思いやる気持ちを育てます」

一人の人間として大切にされているという実感は、他者を尊重しようとする気持ちに繋がります。

他者の異なる点を個性として尊重するなど、他者に対する思いやりが育まれる社会を目指します。

基本目標4 「子どもの権利に対する意識を高めます」

子どもの権利が尊重される社会は、子どもの自己肯定感を高め、基本理念に掲げる幸せな人生をもたらします。

情報の発信や啓発活動を通して、市民の子どもへの権利に対する意識の向上に努めます。

※6 施策…問題について対応し解決を図る実施策

基本理念

全ての子どもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送ることが出来るまち

推進計画

基本目標 1

自分の良さを認めることのできる心を育みます

推進施策 自己肯定感を高める子育て環境を推進します

基本目標 2

子どもが参画できる機会を増やします

推進施策 子どもの主体性に配慮した取り組みを推進します

基本目標 3

相手を思いやる気持ちを育てます

推進施策 子ども自身の子どもの権利に関する学びを支援します

基本目標 4

子どもの権利に対する意識を高めます

推進施策 子どもの権利に関する普及啓発に取り組めます

第4章 推進施策

基本目標を達成するため、次の推進施策に沿って具体的な取り組みを推進します。

なお、計画に盛り込む施策については、本計画を策定するにあたって調査した子どもの権利に関する実態・意識の現状から見えてきた課題の解決を目指し、取り組みの対象を絞って推進することとします。

基本目標 1 自分の良さを認めることのできる心を育みます

推進施策 自己肯定感を高める子育て環境を推進します

乳幼児期の子育て・親子のふれあいに主眼を置き、次の事業に取り組みます。

具体的な内容

①親子のふれあい推進

親子関係がより豊かなものになるように、遊びや読書など、親子でふれあう機会を積極的に創出するとともに、自分が大切にされていると子どもが感じられるよう、ほめる・認める子育てを推進します。

主な取り組み 地域子育て支援拠点事業、ブックスタート、家庭の日、朝食デイ、奥州市家庭読書の日の普及啓発、各種教室・健診等を通じた保健指導及び支援、妊産婦のメンタルヘルスケア、家庭訪問

②親が自信を持って子育てできる環境づくり

父親、母親が自分に自信を持って子育てができるような環境づくりを進めるとともに、協力して出産・育児に臨む意識づくりを進めます。

主な取り組み 子育て支援センター事業、家庭訪問、各種相談事業、パパママセミナー、男女共同参画推進事業、企業における子育て支援の普及啓発

【指標】

・「自分には何かひとつでも良いところがある」と思っている子どもの割合

現状値 58.4 % (令和元年度)  60.0% (令和6年度)

※ 令和元年度数値は「奥州市子どもの権利に関するアンケート調査」結果による

基本目標 2**子どもが参画できる機会を増やします****推進施策****子どもの主体性に配慮した取り組みを推進します****具体的な内容****①地域における子どもの活動の充実**

子どもを地域の一員として大切にし、地域行事や奉仕活動、体験活動に参加しやすい雰囲気をつくるなど、子どもの活動機会や活動の場の拡大に努めます。

主な取り組み

教育振興運動の推進、地域主体の取り組みにおける子どもの参加、子ども会活動、ジュニアリーダー活動

②学校における子どもの自主的な活動の推進

学校における子どもの自主的な活動を推進し、自己の素質や能力などを発展させる機会の創出に努めます。

主な取り組み

キャリア教育、総合的な学習の時間、児童会・生徒会活動、学級活動等の特別活動の推進

【指標】

・「周りの大人に、自分の考えや思いを言うことができる」と思っている子どもの割合

現状値(令和元年度) 71.6%  80.0%(令和6年度)

・「友だちに、自分の考えや思いを言うことができる」と思っている子どもの割合

現状値(令和元年度) 78.8%  90.0%(令和6年度)

※ 令和元年度数値は「奥州市子どもの権利に関するアンケート調査」結果による

基本目標 3**相手を思いやる気持ちを育てます****推進施策****子ども自身の子どもの権利に関する学びを支援します****具体的な内容****①子ども自身の子どもの権利に関する学びの支援**

道徳教育や生徒指導などを含むすべての教育活動を通して、自己肯定感や他者を思いやりったり助け合ったりする心について学ぶなど、子ども自身の子どもの権利に関する学びを支援します。

主な取り組み

ボランティア教育、思春期保健講話事業、
子どもの権利に関する子ども向けの普及啓発資料の作成、
思いやりの心を育む道徳教育や生徒指導を充実、
中学生のための命の大切さを考える講演会、孫世代のための認知症講座
人権擁護委員による人権啓発事業、社会福祉協力校

【指標】

・「奥州市子どもの権利に関する条例」を知っている、聞いたことがある子どもの割合
現状値(令和元年度) 20.6%  50.0%(令和6年度)

※ 令和元年度数値は「奥州市子どもの権利に関するアンケート調査」結果による。

基本目標 4**子どもの権利に対する意識を高めます****推進施策****子どもの権利に関する普及啓発に取り組みます****具体的な内容****①子どもの権利に関する普及啓発及び学びの支援**

広報やホームページ、各組織の活動を通して、子どもの権利に対する理解をより深めることができるよう啓発します。

主な取り組み

ホームページ等での普及啓発、人権擁護委員による人権啓発事業、教育振興運動の推進、子育てサポーターの養成と活用

【指標】

・「家族や友だち、先生など、周りの人から大切にされている」と思っている子どもの割合

現状値(令和元年度) 78.6%  80.0%(令和6年度)

※ 令和元年度数値は「奥州市子どもの権利に関するアンケート調査」結果による。

・「奥州市子どもの権利に関する条例」を知っている、聞いたことがある大人の割合

現状値(令和元年度) 38.5%  50.0%(令和6年度)

※ 令和元年度数値は「奥州市子どもの権利に関する実態・意識調査」結果による。

第5章 計画の推進と評価

1 計画の推進体制

(1) 市民とのパートナーシップ

計画の推進にあたっては、行政のみでなく、社会全体で取り組む必要があるため、人権、福祉、教育等の子どもに関わる分野において学識経験を有する者、市民の公募委員、中学生以上の子どもからなる「奥州市子どもの権利推進委員会」において、計画を総合的かつ効果的に推進するための協議をするなど、家庭、地域、企業と連携を深めながら施策を推進していく体制の整備に努めます。

(2) 庁内体制

市長を本部長、副市長を副本部長とする「奥州市子どもの権利推進本部」において、計画を総合的かつ効果的に推進するための部局横断的な協議を行います。

また、本部に「幹事会」を置き、実際に事務を行なっている担当課レベルでの細かな検討を行います。

2 計画の評価・検証

本計画の実施状況については、毎年度自己評価を行なうほか、奥州市子どもの権利推進委員会において、総合的かつ客観的な検証を行います。

また、本市における子どもの権利保障の状況を把握し、施策の改善に繋げていくため、子どもの権利に関する実態・意識調査を実施し、その結果を公表します。

参考資料

奥州市子どもの権利に関する推進計画に係る推進施策の主な取り組み一覧表

[平成30年度]

基本目標1：自分の良さを認めることのできる心を育みます
 推進施策：自己肯定感を高める子育て環境を推進します。
 具体的な内容：①親子のふれあい推進

No.	事業名（取り組み名）	担当課	事業内容（取り組み内容）	事業の目的	実施内容（H30）	実施回数等（H30）	意見等	回答課
1	地域子育て支援拠点事業 （親子のふれあい・子どもの遊び場の提供等）	子ども・家庭課	地域の子育て支援機能の充実、子育て不安等の緩和、子どもの健やかな育ちを目指す。	乳幼児及びその保護者の交流の場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、子育ての不安感や孤独感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	市内11カ所で地域子育て支援拠点事業を実施している。（直営5カ所、委託6カ所） 育児情報の提供や助言を行い、育児不安の緩和に努めると共に親子交流の場として行事等を行い、交流を深めるきっかけづくりを行っている。	水沢5カ所、江刺3カ所、前沢1カ所、胆沢1カ所、衣川1カ所 H30年度利用実績は11施設合計で述べ39,641人	奥州市は他市町村に比べて地域子育て支援拠点施設が多く、それぞれ様々な特徴があり、利用者が自分の目的に応じて施設を選ぶことができるようになっている。	健康福祉部 子ども・家庭課
2	ブックスタート	健康増進課	絵本を通して親子のふれあう時間を持つ。	・絵本と出会う親子ふれあい事業と併せて実施。 ・絵本を媒介に、親子のコミュニケーションを豊かにし子どもの健やかな心を育むとともに、親自身が子育てを楽しめるよう支援する。	4か月児健診時に絵本の配布と親子に絵本の読み聞かせを実施。	参加親子 686組	健診会場にて実際に読み聞かせを行っているが、子も保護者もにこやかに聞き入り、保護者が我が子に語り掛ける場面も多い。絵本というツールを通し親子のコミュニケーションを積極的に図る事業になっていると感じている。	健康福祉部 健康増進課
3	家庭の日	生涯学習スポーツ課	月に1日家庭の日を設け、家族で過ごすことを啓発する。	家族・親子のふれあいを深めるきっかけとするため、家族を大切にし、家族で楽しい時間を過ごす1日を設け、家族で過ごすことを啓発する。	①「いわて家庭の日」を設定し、チラシを活用した関係機関への周知活動を行っている。 ②江刺独自に「えさし家庭の日」を設定するとともに、地域内小学生を対象として、家庭の日に家族と一緒に過ごした時の出来事、楽しかったことなどを、2年生は絵日記、5年生は作文として書いていただき、各学級1点を選考の上、年度末に文集として地域内全域に発行し、更なる啓発を促している。	①毎月第3日曜日 ②毎月第2日曜日 作文応募数 ・2年生 12点 ・5年生 15点	「家庭の日」の設定、周知により、家族で過ごすことの大切さを考えてもらう機会になっている。 また、クラブ活動・スポ少の休曜日設定にも配慮され、家族で過ごす機会も増えていると思われる。	協働まちづくり部 生涯学習スポーツ課
4	朝食デイ	健康増進課	家族と月1回は食卓を囲み楽しく食事することで心身を育む。	・朝食摂取率向上を目指す。 ・家族で朝食を摂ることで子どもの心身の健全な発育・発達を目指す。	・のぼり旗による啓発（庁舎・保健センター・幼稚園・保育園・小中学校） ・広報による啓発 ・朝食レシピ集の配布（庁舎・保健センター・幼稚園・保育園・小中学校） ・HPに朝食レシピ掲載 ・乳幼児健診、パパママセミナーで配布するリーフレットにレシピ掲載し啓発 ・庁内掲示板による啓発（職員向け）	・広報12回（毎月） ・HP12回 ・庁内掲示板（12回）	朝食レシピ集に掲載されているメニューは、忙しい朝でも普段料理をしていない人でも簡単に作れる1品となっている。もっと周知していきたい。	健康福祉部 健康増進課
5	奥州市家庭読書の日の普及啓発	生涯学習スポーツ課	読書活動への関心を深めるため、毎月4日を家庭読書の日と定め、図書館でのイベントや教育施設への周知を行う。	広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書を行う意欲を高めるため、家庭読書に親しむ日として奥州市家庭読書の日「ねえ よんでの日」を制定。	家庭読書の日のポスターを市内幼稚園、保育園、小中学校や図書館、地区センター等にて掲示し、啓発を行っている。また、市広報、ホームページで啓発を行うとともに、図書館では奥州市家庭読書の日に合わせ、それぞれの事業を展開している。	毎月4日 市ホームページでお薦め絵本の紹介を実施	幼稚園、保育園等でも家庭読書の日に合わせて読み聞かせや親への働きかけも行っており、意識するきっかけになっている。今後も継続して啓発活動を行っていく必要がある。	協働まちづくり部 生涯学習スポーツ課
6	各種教室・健診等を通じた保健指導及び支援	健康増進課	赤ちゃん教室、子育て教室、各種健康診査の際に保健師が保健指導等を行う。	・乳幼児の心身とも健全な発育・発達を目指す。	・離乳食教室や各種健康診査の際に保健師が保健指導を行う ・4か月児健診において、子育て支援センター職員によるふれあい遊びを紹介	乳幼児健診や教室等を通して、親子のふれあいの大切さや、ゆったり子育てができるよう、子育て支援事業等の紹介をする 4か月児健診 686人	4か月児健診時、子育て支援センター職員によるふれあい遊びの紹介や子育て支援センターの紹介を実施している。また保健師が個別に様々な機会をとらえ遊びの紹介などを行っている。孤立した子育てではなく、仲間づくりを促し気持ちにゆとりを持った子育てができるよう継続した支援が必要と考える。	健康福祉部 健康増進課

奥州市子どもの権利に関する推進計画に係る推進施策の主な取り組み一覧表

[平成30年度]

7	妊産婦のメンタルヘルスケア	健康増進課	育児不安や産後うつ病を早期発見及び対応し、母と子の健全育成を支援する。	・産後うつ病を早期に発見し適切な育児支援をすることにより、育児不安や産後うつ病に対応し、母と子の健やかな育ちを支援する。	産後うつ質問票を用い、医療機関で出産後と、家庭訪問や健診時に、産婦の状況を把握する	医療機関実施 382件 (要フォロー数 53件) 家庭訪問実施 689件 (要フォロー数 62件)	医療機関から連絡のあったケースや、家庭訪問で育児不安や母親の気持ちの落ち込み等早期に発見し、フォローすることで母親が自信を持って育児を行えるよう支援しています。	健康福祉部 健康増進課
8	家庭訪問（養育支援家庭訪問指導事業、乳児家庭全戸訪問事業、妊産婦、未熟児、新生児の訪問指導等）	子ども・家庭課 健康増進課	保健師、栄養士、歯科衛生士による訪問指導及び生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報の提供を行う。	すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的とする。	助産師が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児及び母親の心身の状況や育児環境の確認と子育て支援に関する情報を提供している。また母子保健等との連携が必要なケースについても早期に把握し連携をとって適切な支援につなげている。	H30年度 訪問件数 516件	子育て家庭の孤立化を防ぐとともに乳児の健全な育成環境の確保を図る一助になっている	健康福祉部 子ども・家庭課
				育児支援、養育支援の必要な妊産婦・乳幼児に対し家庭訪問し、安全な出産や児の発育に関すること等、必要な保健指導、助言を行う。	育児支援、養育支援の必要な妊産婦・乳幼児に対し家庭訪問を行い、安全な出産や児の発育に関すること等、必要な保健指導、助言を行う	家庭訪問 延686件	赤ちゃん訪問や養育支援訪問で母親と面談し必要な育児支援を行うことで、愛着形成を促し、育児不安などの軽減が図られている。	健康福祉部 健康増進課
9	「ほめる子育て」の推進	健康増進課	出前講座や各種教室・健診を通して「ほめる子育て」を啓発する。	「ほめる子育て」により自己肯定感を高め、自分が大切な存在であることを感じ、一人ひとりが大切にされる社会を目指す。	各種教室や健診等で「ほめる子育て」について講話やちらしを配布する	1歳6か月児健診 776人 3歳児健診 845人 離乳食教室 12回 110人	健診会場で仕上げ磨きの場面で実際に親にほめてもらったり、子どもに自立心が芽生える時期のほめるポイント等を伝えることで、親自身も子どもとどう接したらよいのかという不安が軽減されていると感じている。	健康福祉部 健康増進課

具体的な内容：②親が自信を持って子育てできる環境づくり

No.	事業名（取り組み名）	担当課	事業内容（取り組み内容）	事業の目的	実施内容（H30）	実施回数等（H30）	意見等	回答課
1	子育て支援センター事業	子ども・家庭課	子育てに関わる総合窓口機能を備えた支援センターを設置し、子育て支援の各種事業や子育て情報の提供などを通して、子育て家庭の支援を行なう。	子育てに関わる総合窓口機能を備えた支援センターを設置し、子育て支援の各種事業や子育て情報の提供、各種相談などを通して子育て家庭の支援を行う。	助産師、保健師及び保育士、臨床心理技師、児童療育指導員らが来所、電話やメールでの各種相談に応じ、必要に応じて家庭児童相談員や保健センター保健師、幼稚園、保育園、学校、教育委員会等と連携を図りながら必要な支援を行っている。 また子育て支援として「こっころひろば」を開設し、子育て家庭の支援を行っている。子育て支援情報誌「こっころだより」を月1回発行し市内の子育て支援情報を発信している。	・情報誌「こっころだより」発行枚数 1,400枚/月 ・育児相談 75件 ・発達相談 146件 ・心理検査 31件 ・こっころひろば利用者 2,631人 利用者の育児相談 948件	子育てに関して様々な関係機関と連携を図ることができている。子育て総合支援センターとしての役割を果たせるよう、常に新しい情報を入れながら取り組むよう心がけている。	健康福祉部 子ども・家庭課
2	家庭訪問（養育支援家庭訪問指導事業、乳児家庭全戸訪問事業、妊産婦、未熟児、新生児の訪問指導等）	子ども・家庭課 健康増進課	保健師、栄養士、歯科衛生士による訪問指導及び生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報の提供を行う。	1-①に掲載				

奥州市子どもの権利に関する推進計画に係る推進施策の主な取り組み一覧表

[平成30年度]

3	各種相談事業（乳幼児健康相談事業、発達相談事業等）	健康増進課	乳幼児健康相談事業等を通じて、子どもの健康状態の把握や養育環境の状況に応じた指導を行う。	乳幼児の健全な発育、発達を目指し必要な保健指導、助言を行う。	出生届出時の乳児相談 発達相談 ことばの相談 のびのび個別相談（肥満相談） こどもの広場	出生届出時の乳児相談 724人 発達相談 134人 ことばの相談 103人 肥満児教室「のびのび個別相談」 82人 こどもの広場 118人	様々な相談の際に、必要な保健指導を行いました。子育て支援センター等を紹介し、育児不安の軽減に努めている。保護者が不安なく安定した気持ちで子育てすることで良好な親子関係を築いていくことができ、そのための支援を継続して行う必要があると思われる。	健康福祉部 健康増進課
4	パパママセミナー	健康増進課	夫婦が共に子育てを行う姿勢を育てるための教室を開催する。	・妊娠、出産、育児についての知識を深めるとともに、育児について夫婦で話し合うこと等をおして、父親の子育て意識の啓発を図ることを目的とする。	ビデオ学習や体験学習等、父親の育児参加を促すとともに、夫婦で育児について話し合う機会となるよう実施	実施回数 12回 参加数 94組	参加率はここ数年32～33%であるが、特に参加した父親のアンケートから、「父親になる自覚が高まった」「妻の大変さを知りもっと協力しようと思った」等と育児や家事協力的な回答が多くみられる。両親学級に参加することで夫婦で家事や育児を行う意識が高まっているものと考えている。	健康福祉部 健康増進課
5	男女共同参画推進事業	地域づくり推進課	女性も男性もお互いを尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを進めるため、各種セミナーや説明会の開催、市広報や情報誌などによる意識啓発や情報提供を行う。	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる社会（＝男女共同参画社会）の実現のため	①講演会（テーマ：ワークライフバランス） ②職員研修会（テーマ：LGBT） ③協働推進委託事業 ④研修会市民派遣 ⑤川柳募集 ※健康増進課事業 ・各種乳幼児検診時における相談対応 ・訪問・面談等による相談対応 ・各種教室における父子・母子の愛着形成支援	①1回、50人参加 ②1回、50人参加 ③3団体、4事業、計309人参加（162人、27人、97人、23人） ④3研修会、計16人派遣（1人、1人、14人） ⑤21作品	男女共同参画推進事業は、非常に間口が広いので、庁内各担当部署で事業展開している。当課での実施内容は、本計画推進に資する事業ではなく、健康増進課の事業が該当すると考えられる。	協働まちづくり部 地域づくり推進課
6	企業における子育て支援の普及啓発	企業振興課	雇用者、就業者双方に対し、情報提供、普及啓発及び関係機関と連携した相談対応等により、育児休業制度等の普及を図る。	雇用者、就業者双方に対し、情報提供、普及啓発及び関係機関と連携した相談対応等により、育児休業制度等の普及を図る。	①市内ものづくり企業を中心に啓発チラシ等により情報提供を実施 ②市内企業向けに「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」を開催	①企業訪問数約200社 ②参加企業23事業所	企業訪問による周知活動は今後も継続して実施。	商工観光部 企業振興課
7	夫婦が相互に認め合う意識づくりの推進	健康増進課	夫婦や家族が相互に認め合うことにより父親・母親が自分に自信を持って子育てができるよう、チラシ配布や相談時の対応等により意識啓発をする。	夫婦や家族が相互に認め合うことにより自信を持って子育てができる環境づくりを支援する。	妊娠期からの各種教室、相談、健診、家庭訪問などあらゆる機会を通して、父親の育児参加を促すとともに、父親が母親を支えることで、母親が自信を持って子育てできるよう助言する	・パパママセミナー 12回 94人 母親教室 12回 94人 ・産婦相談 724人 ・父親の育児参加（よくやっている） 4か月児健診 394/674人 1歳6か月児健診 443/743人 3歳児健診 467/801人	妊娠期から、育児は夫婦や家族の協力が必要であることを伝え、一人で抱え込まないよう助言しており、更に出生後の手続きに来所した父親へも直接伝えている。就業している母がほとんどであり、父親は仕事が休みの日は育児を手伝う（時々やっている）と回答も多くあり、父親が母親を支える存在になり得るよう更なる啓発が必要と感じている。	健康福祉部 健康増進課

奥州市子どもの権利に関する推進計画に係る推進施策の主な取り組み一覧表

基本目標2：子どもが参画できる機会を増やします
 推進施策：子どもの主体性に配慮した取り組みを推進します。
 具体的な内容：①地域における子どもの活動の充実

No.	事業名（取り組み名）	担当課	事業内容（取り組み内容）	事業の目的	実施内容（H30）	実施回数等（H30）	意見等	回答課
1	教育振興運動の推進	生涯学習課	地域課題に応じて、講演会の開催や世代間交流活動に取り組む。	地域ぐるみでの子育て及び子ども・家庭・学校・地域・行政が一体となった地域教育課題解決への取組みを推進する。	各地域において、教育振興運動の理念に基づき下記団体を構成し、地域課題に応じた研修会開催や世代間交流活動に取り組んでいる。また、市全体として奥州市教育振興運動推進協議会を組織しており、方針決定、講演会、情報交換を実施し、運動の推進を図っている。 （組織） ○奥州市教育振興運動推進協議会（市全体） ・奥州市青少年育成市民会議（水沢） ・江刺教育振興会連合会（江刺） ・前沢教育振興運動推進協議会（前沢） ・胆沢教育振興運動推進協議会（胆沢） ・衣川教育振興運動推進協議会（衣川）	○会議1回 講演会（11月） 聴講者110名 ※各組織においては、様々な活動を展開している。	地域が一体となって子育てをする意識の醸成になっており、また、子どもを育む様々な活動が当該地域の地域づくり活動の促進にもなっている。	協働まちづくり部 生涯学習スポーツ課
2	地域主体の取り組みにおける子どもの参加	地域づくり推進課 生涯学習スポーツ課	地域での生活体験、社会体験活動などの機会の提供及び周知を行う。	地域が主体となり子どもの活動取組を行うことで青少年の健全育成を図る。	文化祭、運動会等の広く地域住民を対象とした行事において子どもが参加することで世代間交流を図り、地域を愛する心を育むとともに協働の精神を醸成する。	・各地区文化祭、運動会、敬老会等の行事において、地区内の子どもを対象とした発表や競技の枠を設ける。 ・地区の防災訓練において放課後子どもクラブの児童を参加させる。	地域の大人が地域の子どもたちを見守り育成する活動を展開しており、地域の教育力の向上、活用も図られている。	協働まちづくり部 地域づくり推進課
					地域での生活体験、社会体験活動などの機会の提供及び周知を行う。	①市内13カ所で1,844回開催 ②28カ所で1,748人参加（リーダー、実行委員含む） ③17カ所で実施		協働まちづくり部 生涯学習スポーツ課
3	子ども会活動	生涯学習スポーツ課	子ども会活動等の活性化及びリーダーの育成などを行う。	子ども会の活動理念や体験活動の事例を学ぶことで子ども会活動の推進、充実を図る。	子ども会活動等の活性化及びリーダーの育成などを行う ①子ども会育成会連合会への支援（水沢） ②子ども会リーダー研修（江刺） ③あいさつ運動の推進（前沢） ④教育振興運動実践班長、子ども会世話人合同研修会（胆沢）	②1月7日 参加者34名 ④6月9日 参加者50名	子ども会活動は異年齢交流の場になっている。また、高学年にとっては地域のリーダーとして活躍する機会になっており、リーダー育成にも繋がっている。	協働まちづくり部 生涯学習スポーツ課
4	ジュニアリーダー活動	生涯学習スポーツ課	青少年リーダーの交流活動の場を提供し、学習機会の提供などを行う。	活動計画の立案・運営や地域の活動を自らが主体的に実施することで、リーダー性を育むとともに自発的で健全な青少年を育成する。	青少年リーダーの交流活動の場を提供し、学習機会の提供などを行っている。 ①ジュニアリーダーズクラブ「JUMP」（水沢） ②ジュニアリーダーズクラブ「SABOTEN」（胆沢）	①54回 ②16回	社会への参画の場を増やし、自ら考え、率先して行動する子どもを育む大切な事業である。	協働まちづくり部 生涯学習スポーツ課
5	子どもの意見表明の場の創出	少子・人口対策室	取り組み内容検討中					
6	青少年の社会参加活動の大切さの大人に対する呼びかけ	少子・人口対策室	取り組み内容検討中					

奥州市子どもの権利に関する推進計画に係る推進施策の主な取り組み一覧表

具体的な内容：②学校における子どもの自主的な活動の推進

No.	事業名（取り組み名）	担当課	事業内容（取り組み内容）	事業の目的	実施内容（H30）	実施回数等（H30）	意見等	回答課
1	キャリア教育	学校教育課	職場体験等を通して社会で生きる力の土台づくりの学習を行う。	職場体験等を通して社会で生きる力の土台づくりを行う。	企業で働く方に講師をお願いして職業に関する講話をいただいたり、実際に職場で働く体験をさせてもらうことをとおして、「職業人生」に対する興味関心を高める。	年に1回程度。 職場体験は地元の企業等で2～3日間程度実施する。	企業の受入体制が十分ではなく、国が提唱する5日間の実施には困難があるが、子ども達が自分の将来を考える貴重な機会となっている。	教育委員会事務局 学校教育課
2	総合的な学習の時間	学校教育課	自分の課題について、調査を行い追究し、まとめる学習を行う。	自分の課題について調査を行い追究することで、主体的な学習の仕方を学ぶとともに課題解決を行う力を身に付ける。	学習指導要領のねらいに合わせ、総合的な学習の時間を適切に実施することで、子どもの主体性を身に付ける。	小3から中3が実施。中1のみ年間50時間、他は70時間。	各校が地域等の特色を生かし、工夫して行っており、有効である。	教育委員会事務局 学校教育課
3	児童会・生徒会活動、学級活動等の特別活動の推進	学校教育課	よりよい学校生活に向け、自分たちで自治的な活動を計画・実践する。	よりよい学校生活に向け、子どもたちが自分たちで自治的な活動を計画し実践する力を身に付ける。	学習指導要領のねらいにあわせ、特別活動を適切に実施することで、子どもの主体性を身に付ける。	小1のみ年間34時間、他は35時間。	児童生徒の自治を高め、自分たちの問題に目を向け解決する実践がなされている。	教育委員会事務局 学校教育課

基本目標3：相手を思いやる気持ちを育てます

推進施策：子ども自身の子どもの権利に関する学びを支援します

具体的な内容：①子ども自身の子どもの権利に関する学びの支援

No.	事業名（取り組み名）	担当課	事業内容（取り組み内容）	事業の目的	実施内容（H30）	実施回数等（H30）	意見等	回答課
1	人権擁護委員による人権啓発事業	市民課	人権の花運動 小中学校に花の苗などを配布し、児童・生徒が人権擁護委員と一緒に植栽する。	小中学校に花の苗などを配布し、児童・生徒が人権擁護委員と一緒に植栽し、協力して花を育てることを通して、命の大切さや思いやりを育む。	法務大臣から委嘱されている人権擁護委員が、市内小中学校に花苗等を贈呈し、児童・生徒と一緒に植栽をする。その花を児童・生徒が協力して世話をすることで命の大切さや思いやりの心を学ぶ機会とする。	市内小中学校20校を選定してそれぞれ1回実施。	実施後、学校からのアンケート結果で、事業の実施により人権への関心が深まったかの問いに、「関心を持つ良い機会になった55%」、「大いに理解が深まった35%」、「多少は関心を持つ機会になった10%」であり、全ての学校で実施した効果が十分に得られたことが分かった。	市民環境部 市民課総合相談室
			人権教室 小中学校等で人権啓発の講話等を行う。	小中学校等で人権啓発の講話等を行いながら、児童・生徒に対して、いじめや差別などの人権侵害に対する意識の醸造を図る。	法務大臣から委嘱されている人権擁護委員が、市内の児童センターや小中学校において、携帯・スマホ教室や、人権啓発の絵本、大型紙芝居の読み聞かせ、人権講和を行った。又、パンフレットや啓発物品等の配布により相談窓口を周知した。	10回	人権教室 参加者の年代に合わせた内容で、子ども達に身近な問題として感じてもらった。人権教室を継続することにより、積み重ねの成果につながると考える。	市民環境部 市民課総合相談室

奥州市子どもの権利に関する推進計画に係る推進施策の主な取り組み一覧表

[平成30年度]

2	社会福祉協力校（ボランティア協力校）	元気戦略室 奥州市社会福祉協議会	社会福祉協議会が行っている事業で、幼稚園、小学校、中学校の子どもたちが、障がい者施設や高齢者施設の訪問や募金活動などを行う。	福祉教育の具体的な推進のため、ボランティア協力校を指定し、社会的包摂の視点による総合的教育の実践、体験、研究に対し、その活動費の一部を補助することにより、学校における福祉の学びを支援する。	申請があった市内の学校をボランティア協力校（一般指定校もしくはモデル指定校）として指定。当該地域の実情に合わせて福祉に係る活動を行う。モデル指定校は一般指定校の活動に加えて、児童、生徒の成長過程に合わせて福祉教育プログラムを計画し、先進的な事業に率先して取り組む。 * 補助金額 【一般指定校】 1万5千円以内（1年間） 【モデル指定校】 5万円以内（継続申請は最長3年間） * 具体的な取り組み内容 【乳・幼・保】 野菜などの苗植、花壇整備、施設訪問、七夕などの季節行事、共同募金、敬老会アトラクション、清掃活動など 【小学校】 環境整備、資源回収（はがき・古切手・ペットボトルキャップなど）、郷土芸能、沿岸被災地との交流、高齢者や障がい者の疑似体験・キャップハンディ体験、職場体験、共同募金など 【中学校】 資源回収、老人ホームとの交流、共同募金など 【高・特・専・短大】 沿岸被災地へのボランティア、福祉イベントへの参加、赤十字活動、施設訪問、国際理解、ロータリーイベントへの出席、環境整備など	* 平成30年度指定状況 乳・幼・保 22 小学校 26 中学校 4 高校等 3 計 55	各学齢期や各地域の特徴に合わせた様々な活動に取り組んでいる。福祉施設や地域のサロン、被災地との交流など人や地域とのふれあいを通じた活動が展開されているほか、高齢者や障がい者が置かれている状況や気持ちを理解するキャップハンディ体験学習も行われている。 時間の経過とともに活動内容のマンネリ化や広義な活動が増え、本来の取り組み趣旨から方向性がずれてきている等の課題も挙げられ、今年度は事業改編（名称の変更、補助金額の見直し、具体的な取り組みメニューの作成）を行い、活動を進めていただいている。 今後は幼保再編や学校の統廃合も進んでいくほか、あらゆる分野の専門教育も進み、地域との関わりや結びつきが減少していくことも考えられる。地域を基盤とした福祉教育の取り組みを、学校（幼保含む）と地域と連携を図りながら進めていきたい。	奥州市社会福祉協議会
3	ボランティア教育	学校教育課	学級活動等で学習するとともに、児童会・生徒会活動を中心に、ボランティア活動を実施する。	ボランティア活動を通して、主体性を養うとともに、相手を思いやる優しい心を育てる。	復興教育を推進する中で、ボランティアについても学習・体験する。特別活動等を通して、相手を思いやる心について学習するとともに、自分のできることを実践する。	各学校の計画による。	校務分掌に位置付け、地域等とのつながりを生かしながら計画的に実践されており、効果的である。	教育委員会事務局 学校教育課
4	思春期保健講話事業	健康増進課 学校教育課	全中学校（12校）へ医師会と共催する形で産婦人科医を派遣して、男女や個人を尊重する態度を育成する。市内8校の高校において、医師及び助産師・保健師講話を実施する。	・産婦人科医師が思春期における性に関する諸問題について生徒に直接語りかけることにより自分自身のこととして考えさせる。 ・助産師・保健師の講話により命の大切さや、性に関わる行動を主体的に選択でき、将来の健康的な家庭生活や、妊娠出産の準備教育の一環とする。	・奥州医師会と共催で、市内中学校へ産婦人科医師を派遣 ・産婦人科医師講話 「高校生の性教育」 ・保健師・助産師講話 「思春期の心とからだ」	【中学校】 ・医師講話 市内中学校 9校 参加人数 966人 ・保健師・助産師講話 市内中学校 1校（3回） 参加人数 184人 【高校】 ・医師講話 市内高校 6校 参加人数 724人 ・保健師・助産師講話 市内高校 7校（22回） 参加人数 725人	アンケートの回答からも「将来に備えてしっかりした行動をしようと思った」「学校の授業だけでは知ることができないことを学ぶことができよかった」「責任を持つことが大切だと思った」等々自分自身を大事にすること、相手を思いやることを考える機会になっていると考える。今後も継続し実施していきたい。	健康福祉部 健康増進課
5	子どもの権利に関する子ども向けの普及啓発資料の作成	元気戦略室	子ども向けパンフレットの作成及び配布する。	一般的な広報活動等に加えて、成長・発達状況に応じた子ども向けパンフレットを作成・配布し、子ども自身の子どもの権利に関する学びを支援する。	小学校4年生、中学校1年生の全児童生徒を対象に、子どもの権利に関するパンフレットを配布。	年1回	毎年継続することで、子どもの権利について知ってもらう機会と捉えている。	元気戦略室

参考資料

奥州市子どもの権利に関する推進計画に係る推進施策の主な取り組み一覧表

[平成30年度]

6	思いやりの心を育む道徳教育や生徒指導の充実	学校教育課	道徳の授業を要としながらも、学校生活全体を通して、道徳的な心や生徒の生活等指導について指導する。	道徳の授業を要として、学校生活全体を通して、道徳的な心を育てる。	道徳の授業を通して、自尊心や思いやりの心を育てる。 学級等における生徒指導の中で、自己肯定感や自己有用感を高める活動を行うとともに、人間関係力を培う。	道徳は年間35時間、生徒指導は随時。	新学習指導要領に則り、考える道徳、議論する道徳への質的転換が図られており、今後の効果が期待できる。	教育委員会事務局 学校教育課
7	中学生のための命の大切さを考える講演会	健康増進課 学校教育課	自らを大切にす気持ちや、一人ひとりの個性を尊重し、周囲の人の命を大切にす心の発達へとつなげるため、中学校3校において、精神科医師の講話を実施する。	・思春期を迎えた中学生が自らの命を大切にするとともに、一人ひとりの個性を尊重し、周囲の人の命も大切にす心を育てる。	講演会 演題「みんなで生きる」～精神科医として今中学生に伝えたいこと～ 講師：未来の風せいわ病院 理事長 智田文徳医師	開催校：3校 開催回数：4回 ・水沢中学校2年 ・江刺南中学校全学年 ・胆沢中学校1・3学年 参加者 ・生徒467人 ・保護者1人 ・教職員33人	講演を聞いた中学生の事後アンケートにおいて、相談することや友達の話聞いてあげることの大切さ、ことばのもつ力についてしっかりと受けとめ、今後の生き方につなげていきたいという気持ちが伝わってくるものが大変多くみられている。講演に対する満足度も高く、今後も継続して実施していきたい。	健康福祉部 健康増進課
8	孫世代のための認知症講座	長寿社会課	小中学生が認知症についての理解を深めることにより認知症に対する誤解や偏見をなくすとともに、自分の祖父母や近所の高齢者への思いやりやいたわりの心を育む。	小学生が認知症について理解を深めることにより、認知症に対する誤解や偏見をなくすとともに、孫世代のための(児童)の視点から自分の祖父母や近所の高齢者への思いやりやいたわりの心を育むことを目的とする。	50分程度の講座。 ・市内のキャラバンメイトによる寸劇や紙芝居等を使っての「認知症」についての説明および認知症の方への接し方について疑似体験する。 ・中学生に対しては、岩手医科大学の医師による講義を受講する。	市内小学校 11回 (受講者513人) 市内中学校 1回 (受講者112人) 市内高等学校 1回 (受講者21人)	この事業は、多くの学校に理解と協力をいただき、平成30年度は過去最大の開催となった。今後も多くの学校に受講してもらえるよう周知に努めていきたい。 受講者の感想には、祖父母や近所の高齢者にやさしく接していきたいと記入があり、思いやりやいたわりの目的達成になっている。	健康福祉部 奥州市地域包括支援センター

奥州市子どもの権利に関する推進計画に係る推進施策の主な取り組み一覧表

[平成30年度]

基本目標4：子どもの権利に対する意識を高めます

推進施策：子どもの権利に関する普及啓発に取り組みます

具体的な内容：①子どもの権利に関する普及啓発及び学びの支援

No.	事業名（取り組み名）	担当課	事業内容（取り組み内容）	事業の目的	実施内容（H30）	実施回数等（H30）	意見等	回答課
1	ホームページ等での普及啓発（子ども権利コーナーの新設等）	元気戦略室	奥州市ホームページに掲載する。	子どもの権利の普及啓発	小学校4年生、中学校1年生の全児童生徒を対象に、子どもの権利に関するパンフレットを配布した。	年1回	毎年継続することで、子どもの権利について知ってもらう機会となっている。	元気戦略室
2	人権擁護委員による人権啓発事業	市民課	人権擁護委員（法務大臣の委嘱）が保育所等で園児や親子を対象として、紙芝居や人権啓発読本の読み聞かせを行い、人権啓発を行う。	3-①に掲載				
3	教育振興運動の推進	生涯学習スポーツ課	地域課題に応じて、講演会の開催や世代間交流活動に取り組む。	2-①に掲載				
4	子育てサポーターの養成と活用	子ども・家庭課 生涯学習スポーツ課	子育てに悩みや不安を抱く親に対し、子育てに自信が持てるよう相談に応じ指導するとともに、必要な情報提供を、身近な小地域で日常的に行うことのできる人材として「岩手県子育てサポーター」の活用を努める。	子育てに悩みや不安を抱く親に対し、子育てに自信が持てるよう相談に応じ指導するとともに、必要な情報提供を、身近な地域で日常的に行うことのできる人材として「岩手県子育てサポーター」の養成と活用を努める。	岩手県でH12年度からH26年度まで「子育てサポーター養成講座」を実施し認定を行っている。現在、奥州市在住の登録者は9名。	奥州市ファミリーサポートセンター所属の方も3名登録されている。	県から情報提供（登録者名簿）されており、今後子育てサポーターを広く活用していくよう考えていきたい。	健康福祉部 子ども・家庭課
5	子どもの権利に関する講演会、研修会、セミナー等の開催	元気戦略室	大人向けに子どもの権利に関する講演会を開催する。	子どもの育ちに関わる人たちが、子どもの権利に対する理解を深め、それぞれの分野において子どもの権利を保障するための自主的な取り組みがなされ、日常生活の中に子どもの権利を定着させるため。	なし	なし		元気戦略室

奥州市子どもの権利に関する推進計画（案）正誤表

ページ	正	誤
24	基本目標1の指標	
	「自分には <u>良い</u> ところがある」と思っている子どもの割合	「自分には何かひとつでも <u>良い</u> ところがある」と思っている子どもの割合
	<u>70.0%</u> （令和6年度）	<u>60.0%</u> （令和6年度）
26	基本目標3の指標	
	<u>60.0%</u> （令和6年度）	<u>50.0%</u> （令和6年度）
27	基本目標4の指標	
	<u>85.0%</u> （令和6年度）	<u>80.0%</u> （令和6年度）

民法改正に伴う奥州市市営住宅入居者に求める連帯保証人の極度額設定について

1 要旨

令和2年4月1日より施行される民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により、個人根保証契約に極度額（連帯保証人が負担する債務の限度額）の設定が必要となった。（改正民法第465条の2）

これは、保証契約締結時には債務額が定められていないため、保証人の責任が過大になるおそれがあるとして、保証人保護の観点から極度額を設定することとなったもの。

奥州市市営住宅管理条例では、入居に際し連帯保証人を求めており、これが民法での個人根保証契約にあたることから、その極度額を設定するもの。

2 連帯保証人に対する極度額の設定

奥州市市営住宅家賃滞納解消要綱第12条による訴えの提起を行う対象者の滞納月数又は滞納総額とし、入居当初家賃の24月分又は50万円のいずれか少ない額とする。

3 改正法の適用者

令和2年4月1日以降の入居者（既存入居者で連帯保証人変更する者も含む。）。

奥州市市営住宅家賃滞納解消要綱

第12条 市長は、措置対象者に指定した入居者のうち、次の各号のいずれかに該当する者を訴訟対象者に指定し、市長の指定する裁判所に民訴法第133条第1項に規定する訴えの提起を行うものとする。

- (1) 滞納月数が24月以上又は滞納総額が50万円以上の者
- (2) 債務の存在、金額その他の債務に関する事項について争う意思を明らかにした者
- (3) 第5条における合意条項が不履行となった者
- (4) 第8条第2項における異議申立てをした者で、民訴法第395条の規定により訴えの提起があったとみなされたもの
- (5) 第10条第2項による調停において、不出頭又は調停が不調となった者